

ても銀相場の下落に依り輸入品は自然其價を高めし爲め税率は却て平均四分強に減する割合となりしが更に明治三十四年十一月より北清事變平和確定書に依り現實に五分税を課し且つ米穀穀粉金銀塊を除く外此廣汎なる無税品の範圍も大に縮少せらるゝに至れり而して其賦課法は既往三年の平均價格を標準としたる市價表に依り從量税に換算せらるべるものにして若し市價表に記載なきときは輸出當時の市價に依るべく若し其市價表決定し難き時は積荷證書記載の價格に一割を加算し運賃を加へたるものにより又は評價に依り課税せらるゝなり

抵代税

清國に於て之を子口半税と稱す即ち舊關稅釐金稅其他雜徵に代る稅金なり抑も清國に於ける貨物の輸出入は新關舊關釐局の三關門を経過せざるべからず是等の關津を通過する毎に類似なる稅金雜徵を押課せられ其目的地に至る迄には往々元價の倍額に上ることあり是に於て英國は天津條約に於て是等繁重なる重稅を免かれんが爲め總て有税品は輸出入稅の一半無税品は從價の二分半に相當する金額を貨物の途上經過の釐局に於て外洋貨物は開港場に於て一時に完納するときは内地各稅局は產も之に對し課稅せざることを約したり而して日清通商條約は一層此關係を明瞭ならしめたり（別項三聯單の項を参照すべし）

沿岸貿易稅

厘稅

本稅は輸出稅の附加稅にして西洋形船を以て（民船は舊關に屬す）沿岸の一港より他の一港に輸送する貨物に對し課するものなり其稅率は抵代稅と同じく有税品は本稅の二分の一無税品は從價稅二分半とす凡て支那内地の貨物にして海關を経て沿岸の一港に輸出せらるゝものは外國へ輸出の時と同額の課稅を爲すものにして其到着港に於て又輸出稅の半額稅即ち沿岸貿易稅を徵收せらるゝなり

本稅は外國貿易の爲め開港場に入港する船舶に課する稅なり其稅率は船舶の噸數に依りて異なり百五十噸以上の商船には登録噸數一噸毎に兩銀四錢を課し百五十噸以下の商船には同じく一噸毎に兩銀一錢を課す一度噸稅を支拂ひたる船舶は四ヶ月間は清國何れの開港場に於ても再び徵收せらるゝことなし

第二 舊關稅

稅率は布帛類、飲食品、藥械、米面類等に出り各異なれども普通商品は從價の二分五厘にして凡て海關稅の半額なり

第三 蔡金稅

本税の税率は各省相異なるも概ね百分の二乃至三に上り或は百分の五を課する地方あり

第四 白河々口稅(河工捐)

白河の改修保存費に充つる爲め徵收するものにして稅率は輸出稅の百分の三とし本稅と共に徵收す
本稅は元來海河工程局に於て徵收すべきものなれども便宜上天津海關に於て代りて徵稅し居れり

第五 北京入市稅

本稅は北京に搬入する貨物の落地稅にして消費地に於て課する一種の釐捐なり從價の百分の三を
例とす

第三節 天津海關

天津海關の分課左の如し

關務管掌上分ちて内班外班の二大部とす内班は専ら文書に據り外班は専ら實物に據りて事務を管掌す

内班は分ちて文案處、大公事房、子口課、統計課、會計課となす

文案處は所謂稅關長官房なり是れを分ちて洋文案處、文案となす即ち洋文書記係、清文書記係なり

大公事房は即ち總務局なり稅關の中樞にして輸出入貨物に關する一切の事務を管掌す

子口課は通過貨物課とも稱すべきものなり

統計課、會計課は別に説明するの要なし

外班を分ちて港務部及驗貨部の二とす

港務部は港務長ありて之を主管し船舶の出入及び書類の検査、管理、燈船、燈籠の監督及び之れに要する使用人並に間接に驗貨係員を監督す又稅關長と各國領事との間の協定に成れる水先案内者規則に據りて太沽水先案内會社なるもの太沽に設置せられ數名の水先案内者之れに從事し居れり是れ亦港務長の監督を受くる者なり

驗貨部は港務長監督の下に主任検査係ありて之れを主管し多數の検査係、検査係補等の部下を指揮して出入汽船及び積卸荷物を監視し通關貨物を評價し之に相當稅率を適用するものなり
天津海關に於ける現任職員左の如し

海關及び鈔關監督

天津海關道

梁如浩

稅務司

米國人

メリル

副稅務司

英國人

ウエード

掌握するや諸種の費用を支拂せんが爲め從來常關に納め來たる内地税を徵收することとなり。且部則例を以て徵稅せんとしたるものにして當時の狀況及び貨物に應用すべからず加ふるに其方法非常に繁雜なりしを以て當時は多大の反對ありしに係らず遂に斯然舊價を打破し海關稅率の二分の一を徵收することせり（海關稅則に記載せざる貨物は從價千分の二十五を徵收す）其後北京に於て各國使臣の會議の結果清國開港場に於ける常關の收入金の一部も賠償金の擔保となりたるを以て一千九百〇一年十月より都統衙門は其收入金の内より一箇年七十萬海關兩を海關總稅務司に支拂ふこととなりたり。一千九百〇二年八月十五日都統衙門解散の際當時衙門の殘留金を直隸總督に交付し釐金、家屬稅、營業稅、車馬稅を除く收稅事務は總稅務司の代理人たる當時天津海關稅務司デットリングに引継ぐことなれり。

天津海關は前述の如く明治三十三年前は清國官憲の手に處し其收入金の内より較少の額を公の負擔として北京政府に納め残金は海關道臺及び常關總辦等の收入となり居りたるものなるが事變後北京に於ける各國使臣會議の結果遂に總稅務司の手に移ることとなりたり其收入金の内較少の額は總稅務司の手に送り或項は清國官憲の手に入ることとなれり。

現在天津海關の官制及び職員左の如し

海關及び稅關監督

天津海關道 業 如 浩

總務課主任	英國人	ハッセフリーカ
會計課主任	同	アンドリウ
總務課附	獨國人	セツケンドルフ
子口房主任	同	レットバーグ
秘書	佛國人	デベリエ
外匯港務長	伊國人	オドリ
同	日本人	石田榮
鹽貨掛長	英國人	クラークソン
同	同	プロムレー

第四節 天津鈔關

圓匪事變前の鈔關（當時は常關と稱し居れり）は天津海關道臺衙門の管轄に屬し其收稅の方法一定ならず或は戶部則例に依れるあり或は市價の百分の二、五を徵するあり或は一ヶ年間に於ける或る貨物に對して年額何程と定まるあり又は市場の模様に依り隨意に其額を高下することあるを以て其收入額等を窺ひ知る可らず其後事變に際して天津城陥落し聯合軍は都統衙門を設けて行政の權を

津海關副稅務司經理常稅
裏辦稅務司
總局總務課主任

直隸省知府
和蘭人

嚴廷珠
樊鈴木
由布謙太郎
松永義愛
マクワシャン
フイペ

500

總局總務課附
總局會計秘書課主任

埃國人
同

山布謙太郎
比
由布謙太郎
松永義愛
マクワシャン
フイペ

總局附外班收緝(總巡)
鐵路分局長

英國人
白耳曉人
英國人

ベ
ベ
ハ
ド
ユ
一
ヤ
ヨ
ル
ヤ
清田正直
佐藤新太郎
ヤ
ロ
ル
ヤ

鐵路分局附驗貨掛
同盛號掛

獨國人
同

ハ
ド
ユ
一
ヤ
ヨ
ル
ヤ
清田正直
佐藤新太郎
ヤ
ロ
ル
ヤ

玉埠場分局長
紅橋西河分局長

獨國人
同

ハ
ド
ユ
一
ヤ
ヨ
ル
ヤ
清田正直
佐藤新太郎
ヤ
ロ
ル
ヤ

紅橋北河分局長
西北門分局長

英國人
伊國人

コ
ル
ビ
ン
高柳松一郎
ベ
ン
ザ

太沽分局長
鈔關提調

何朝錦

ハ
ド
ユ
一
ヤ
ヨ
ル
ヤ
清田正直
佐藤新太郎
ヤ
ロ
ル
ヤ

天津鈔關に於て取扱ふ事務及び其收入金割付法左の如し

- 一 清國內地より陸路、河川又は鐵道便にて輸入する清國產貨物に内地稅を課すること
- 一 前項斷三聯單貨物に對し子口稅を課し子口稅單を發行すること
- 一 天津より陸路、河川又は鐵道便にて内地に輸出する清國產貨物に内地稅を課すること
- 一 津海關發行の洋貨子口單貨物を検査すること
- 一 天津より輸出する洋貨(子口單外の貨物)及び加工したる洋貨に内地稅を課すること(加工したる洋貨は子口稅單を得ることを得ず假令は白洋布を外國より輸入し天津にて染上たるもの
の如し)
- 一 天津、太沽、北塘を通過する支那ヤンクに對して航稅を徵收すること
- 一 天津へ輸入の貨物に對し再輸出免狀を發行すること及び免照を免稅品に對し發行すること
- 一 太沽へ入港のヤンク(大なる)に對し入港料を徵收すること

津浦附近

五中場分局 東河陳家溝ロツク岸にあり盧古運河來往の船舶監視に任す
 新火車站分局 新停車場にあり(分司員)
 陳唐莊分局 獨逸租界を下る約一里第一切取下岸にありて海河來往のジャンク及び太沽
 街來往の車馬を監視す(分司員)
 正西門分局 天津西門外正西門に在り同門通過の車馬を監視す(分司員)
 小西門分局 前同断小西門に在り而前門斷車馬を監視す
 南門外分局 海光寺兵營外に在り(分司員)
 雀家沽分局 西沽北洋大學堂の對岸にあり北河上下の船舶及び道路の監視をなす(分司員)
 榆柳青分局 御河々岸にありて天津を去る約四里なり御河來往の船舶を監視す(分司員)
 太沽分局 天津太沽間の葛沽にあり海河來往の船舶及び山東省より車馬にて天津を通
 過せずして山海關、關外等へ運搬する貨物を監視す
 太沽河口にあり太沽海河出入ジャンク監視並に塘沽停車場監視を兼ね

- 一 太沽及び北塘に輸出入のジャンク積載貨物に沿岸貿易税を課すること
- 一 脱稅貨物に罰金を課し或は之を沒收すること

清國內地へ輸送する外國品に對し徵收する子口稅は海關に於て徵收し居れども原來鈔關の收入に歸すべきものなるが故に毎月末海關より鈔關に其收入金額を送金す

前記天津鈔關に於て徵收する稅金の内外國品を内地へ輸送する際徵收する子口稅及び内國品の三通單(三通單は後に詳記すべし)貨物天津へ輸入の際徵收する子口稅の二項は其總收入額の十分の一を鈔關經費徵稅費として鈔關に收留し殘額十分の九を總稅務司に送金し外國賠償金及び其利子の仕拂ひに充て殘餘の項目に對する收入金は前と同じく其十分の一を鈔關費用として鈔關稅務司の手に收留し置き殘額十分の九を津海道臺に交附す鈔關稅務司は其費用として收留したる總收入額の十分の一より實費を支拂ひ殘額は銀行に保管し置き隨時總稅務司の命に依り之を運用す

天津鈔關は總局を天津市内に置き分局を左記の各處に設く

紅橋西河分局 西運河紅橋河岸にあり西河往來のジャンクを監視す
 北河(即ち通州に通するもの)河岸にあり北河往來のジャンク及び舊北京街道を監視す
 西北門分局 御河(又は玉河)(即ち山東省に至る大運河南運河なり)河岸西北門外にあり

北塘分局

(外局支局)

海關にありては輸出入の汽船は北塘代理店又は取扱店より汽船積載貨物目録を差出すを以て脱税を取
ること容易なるに反し海關にありては海關の汽船に於けるが如く完全に取締ること不可能なるを
以て海關に比し一層の注意と多額の費用を要するなり

第五節 天津輸出入貨物に對する海關鈔關其他にて

課する税

天津輸出入の貨物に對する課税法は繁雑なるが故に之を左記の數種に分ち詳説すべし

- 一 外國品を汽船にて輸入し天津にて消費する場合並に清國內地に輸送する場合
- 二 清國產貨物を汽船にて開港場より清國內地に輸送する場合
- 三 清國產貨物をジャンクにて太沽及び北塘に輸入し清國內地に輸送する場合
- 四 清國產貨物を内地より天津に河川鐵道車馬にて輸送し來り汽船にて清國沿岸の通常開港地
に輸出する場合(及び天津產貨物を輸出する場合)
- 五 同上貨物をジャンクにて天津より沿岸開港地又は宋開港地へ輸出する場合

六 清國產貨物を内地より輸送し來り汽船にて外國に輸出の場合(三連單)

七 清國產貨物を内地より輸送し來り天津にて消費する場合及び再び内地へ輸送の場合

八 既に輸入税を仕拂ひたる外國品を汽車にて沿岸開港地に輸送の場合

一 外國品を汽船にて輸入し天津にて消費する場合並に清國內地に輸送する場合

外國品を汽船にて海外より輸入した時は千九百〇二年十月協定の新定税則に依り海關に輸入税を
支拂ふべし尚海河改修費として税額の百分の三の附加税を仕拂ふべし

(千九百〇二年協定税則に記載しむらざる貨物は輸入税從價百分の五)

外國品が汽船にて沿岸開港地より輸入せられたる場合には其積出地に於て既に輸入税を支拂ひたる
ものに對しては天津に於て海河改修費のみを徵收す

天津海關を通過したる貨物を天津市内に於て消費する場合には他に徵稅せられざれども鐵道、船、車
馬等に依りて内地に積出さる場合には其貨主の外國人たると清國人たるとを問はず海關に於て輸
入税の半額或は從價千分の二十五なる子口稅を支拂ひ子口稅單の交附を受ければ其子口單面に記載
の目的地に達する迄到る所の關卡に於て如何なる名義如何なる形式に於ても再び徵稅せらるゝこと
なし但し子口稅單を受けざりし外國產品を内地に送る時は内國產品と同一の取扱を受け内地稅及び
釐金稅を支拂ふは勿論なり

二 清國產貨物を汽船にて輸入し内地に輸送する場合

清國產貨物を汽船にて輸入したる時は其輸出港に於て定規の輸出税(輸出の際詳説)を支拂ひたるに拘らず更に沿岸貿易税として輸出港に於て仕拂ひたる輸出税の半額又は從價千分の二十五及び其百分の三の河工税(海河改修費)を徴收せらる若し輸出港に於て輸出税を仕拂はざりしものは輸入港に於て輸出税と其一半の輸入税(即ち從價千分の七十五)とを徴收せらるべし斯くの如くして通關したるものは天津市内に於て消費する時は他に課税せらるゝことなし

右貨物を天津市外に輸出せんとする場合には其輸入に際し海關に仕拂ひたると同額の内地税を鈔關に徴收せらるゝと共に内地税の半額に相當する釐金を釐州局に納入すべきものとす

加工したる外國品は内地品と見做され子口單を受くることを得ず内地税及び釐金税を仕拂ふべきものとす

斯くて天津鈔關及び釐州局を通關したる貨物は直隸省内に於ては他に課税せられざれども他省に輸送せられたる場合には同省の規定に従ひ課税せらるべき目的に達する迄沿道各關卡に於て種々なる名義の下に課税せらるるものとす

三 清國產貨物を民船(ジャンク)にて太沽及び北塘に輸入し更に内地に輸送する場合

清國產貨物を民船にて太沽及北塘に輸入したる時は沿岸貿易税として海關輸出税の半額又は從價千分の二十五を鈔關分關に仕拂ふべし同時に鈔關税の半額に相當する釐金を釐州局に納入すべし太沽に輸入したる場合には前記二税の外海關稅を海關(洋關)に非ず天津道臺に管屬する海河出入のジャング船貨物にのみ徴税する關卡なりに納入せざるべからず若し其貨物が木材竹類及び木器竹器なれば更に工部稅^(ルブタツ)を工部關に納入すべきものとす(工部關とは河川修繕に充つる費用として木竹木器竹器に對し徴税する卡なり)

斯くて通關したるものは天津に輸送するには他に納税することを要せざれども天津より更に内地に輸送する場合には鈔關へ内地税として太沽輸入の際仕拂ひたると同額の稅金を納むべし但し釐州局及び工部關等にては再徴せず太沽より直接に内地に輸送する場合は内地税を仕拂ふべきものとす大孤山よりジャングにて輸入する木材に限り天津鈔關は無税にて太沽輸入を許可す然れども天津に輸送の場合には天津に於て徴税せらるべし天津より内地に輸送の場合には再輸出免狀を與へ課税せず

四 清國產貨物を内地より天津に輸送し來り汽船にて清國沿岸各港へ輸送の場合及び天津產貨物を輸出する場合

清國產貨物を鐵道船車にて内地より天津に輸送し來りたる場合には其輸出地より天津に至る途の各關卡に於て諸稅の名稱の下に課税せられたると否とに關らず天津鈔關へ輸出税の半額又は從價千分

の二十五の内地税を仕拂ひ同時に釐捐局へ其半額を仕拂ふべきものなり斯くして此貨物を汽船にて清國沿岸の各港に輸出せんと欲する時は海關へ輸出税として從價百分の五の税を仕拂ふべし輸出の際其税金の百分の三の海河改修費を仕拂ふは論を俟たず

五 前貨物をジャンクにて沿岸開港地及び宋開港地へ輸出する場合

前記の手續を経て天津に輸送したる貨物を汽船に依らずジャンクにて太沽及び北塘より沿岸の宋開港へ輸出せんと欲する時は鈔關太沽分局へ沿岸貿易税として千分の二十五の税金を仕拂ふべし

六 清國產貨物を内地より三連單にて輸出し來り汽船にて外國へ輸出の場合

外國に輸出する目的を以て清國產貨物を内地より運搬し來り之を汽船にて輸出する場合には其貨物買出しに先立ち海關より三連單の交附を受くるを要す（此は最惠條約國の外國臣民に限り清國人並に無條約國民には許可せられず）然れば其貨物は内地に於ける仕出地より天津に到着するまで沿途の關卡に於て課税せらるゝことなく天津者の中天津鈔關に子口税として海關輸出税の半額又は從價千分の二十五を納入すべく天津に於ても釐金等一切他の課税を免せらるゝものとす此貨物を汽船にて海外に輸出の場合には鈔關子口單を海關に提出し定規の輸出税及び河工税を仕拂ふべし天津海關の三連單章程左の如し

津海關三連單概說

一、三連單とは俗名にして本名は洋商買土貸之報單と稱し津海關道臺衙門より發行したる三連局の書類にして最惠條約訂結國商人清國內地に赴き（又は其代理人たる支那人手代をして赴かしめ）清國產貨物を買入るゝ時に要するものなり

一、三連單の表面には商人の國籍商號購買せんとする貨物の種類及び其買入地を記しるものとす（貨物數量は買入れ後内地に於て記入）

一、外國輸出の目的を以て清國產貨物を購買の爲め三連單の下附を受けんと欲するものは其購買地貨物品目等を明記したる順書を天津海關に提出すべし海關は直に三連單を交附す但し一通に付五十錢（兩）の手數料を要す

一、三連單を以て指定地に至り貨物を買入れたるときは其三連單を其地又は附近の釐捐局又は海關卡に提出すべし該局に於ては此と引換に其貨物品目數量等を明記したる運照を交附すべし（運照を交附せざれば三連單面に數量等を記載すべし）右運照又は三連單を以て該貨物を天津に輸送する途中關卡に於て課税せらるゝことなく天津者の中天津鈔關に子口税を仕拂ふべし一、運照又は三連單と其運搬する貨物と符合せざる場合は貨物が運照に伴はざる場合には普通清人貨物と均しく途中至る處の關卡に於て課税せらるべし

一、原產地に於て運賃の交付(又は三連單に捺印)を受け天津に來る途中に於て私かに其貨物を販賣する者ある時は貨物全體を沒收せらるべし
一、三連單貨物は外國輸出の品のみに限り普通消費人の消費する貨物には之を許さず
一、三連單有効期限は其發行の日より其貨物天津着迄直隸省は一ヶ年間甘肅新疆は三年間其他の省は二ヶ年間とす

七 内國貨物を内地より天津に輸送し來り天津に於て消費する場合及び内地に輸送する場合

此場合は第四の場合と同じく天津着の際内地税を鈔關に仕拂ひ釐金を釐捐局に仕拂ふべし斯くて六ヶ月間内に再び内地に輸送せんとする時は鈔關及び釐捐局は再び徵稅せず再輸出免狀 (Re-export memo. 溝語にては免重征執照) を與よべし單に天津を通過する貨物も之れに同じ

八 既に輸入税を仕拂ひたる外國品を汽車にて沿岸開港地に輸送の場合

例介ば既に天津海關並關濟みの外國產貨物を汽車にて營口又は漢口に輸送せんとする場合には輸入稅の半額即ち子口稅に相當する額を擔保として海關に預け置き海關より再輸出免狀の受附を受くべし斯くて此貨物營口又は漢口に到着したる時は同地海關に其質届け出でたる上卸着地に於て課稅せらるゝは勿論到着海關より仕出地海關(即天津)に通知あり次第前に擔保として預け入れある額は

貨主に拂戻さるべし若し又沿途の都市に於て販賣したる時は擔保金は仕出地海關へ後收せらるゝものとす

第六節 雜 說

前記鈔關及び釐捐局に於て課稅する外鄉販局に於て酒煙草烟絲鴉片煙灰に對して課稅するあり工部關に於て木竹木器竹器に對して課稅するあり又前記の如く天津道臺の管理する海關に於て課稅するあり尚又北塘に於ては三府關武沈關海稅局等に於て輸出入の船舶及び貨物に對し課稅するわるも餘り繁雜なるが故に此處に詳記せず

天津鈔關に於ては各分局通過のジャンクに對して春夏秋冬の四期に分ちて徵稅す其割合は左の如し

頭等 船舶十五尺以上	每噸拾貳弌	外に旅費壹弌
二等 同自十二尺八寸至十五尺	同 九弌	同 同壹弌
三等 同自九尺八寸至十二尺八寸	同 七弌五十仙同同壹弌	
四等 同自七尺八寸至九尺八寸	同 六弌 「同同壹弌	
五等 同自六尺至七尺八寸	同 三弌 同同壹弌	
六等 同六尺未滿	同 壹弌五十仙同同壹弌	

此船税は前記の如く其十分の九は全然海關道臺の收入となるなり(Boat Service)

尚ほ天津鈔關に於ては太沽へ輸入の大形タンクに對し入港税(Port Tax)を徵收す其率は北方より來るもの一航海十五弗南方より來るもの一回二十五弗總船五弗なり

一千九百〇二年九月五日英國政府委員ナー、セーメスマツヤーと清國委員呂海寰暨宣懷との間に訂結せられたる條約に據れば將來清國海港水路に於ける開港地及び陸路並に陸地國境地方に於ける現在の常關(即ち鈔關)は永遠に存在せしめ清國十八省及び東三省に於ける各道路鐵道及び水路に於ける釐金其他の賦課金を取り立つべき稅局及び關卡は廢止せらるべく内地の貨物を外國に輸出する場合には現今と均しく從價五分稅と他に附加稅二分五厘合計七分五厘を徵收せらるべく外國品は海關輸入の際現株の外一千九百〇一年最終議定書に定めたる即ち現行則例の一倍半或は從價七分五厘の附加稅即ち合計從價一割二分五厘を仕拂ふべく斯くて通關したる貨物は其包裝の原狀を存すると否とに係らず清國內地に於て如何なる名義如何なる形體を以てするも再び徵稅せらるることなく又清國產貨物が清國内に於て消費せらるゝ場合には其輸出地より仕向地に至る第一の常關に於て從價二分五厘の内地稅を仕拂ふの外更に銷場稅(即ち消費稅 Consumption Tax)を課せらるべく銷場稅の割合は貨物の種類に依り其率を清國政府に於て取極むることを得べし(例へば日用品と奢侈品等を區別するが如し) 外國品に銷場稅なきは言を俟たず

此條約實行の曉には清國政府は其廣漠たる國內にある無數の釐捐局及び其他の課稅處を撤裁する。とを得るを以て莫大なる経費を節減し得るの利あるのみならず從來各省に於て區々各別に取立て居たる繁雜なる收稅法を廢して其統一を謀るを得べければ從前繁忙なる手數に苦められたる内外國商人の便利多大なるは勿論なり

然れども現時清國政府に於て各省總督巡撫等の抗議甚だしく且つ最惠條約全體の承認を経たるものに非ざるを以て英國と契約したる實施期限なる一千九百〇四年一月を經過する二三ヶ年餘の今日に至るも其實施を見るに至らざるは實に惜むべからぬみなりとす

第十八章 慈善事業

天津に於ける慈善事業を區分して第一日本人の事業、第二清國人の事業、第三歐米人の事業の三種となす

第一節 日本人の事業

日本人の設立に係かる慈善事業に二種あり天津看護婦會及び天津日本人慈善會是れなり
一、天津看護婦會(現今は天津婦人會と改稱す) 本會は明治三十七年二月日講稅會開始せられ金

國民一致協力報國の事に懇願しつゝある時に際し在天津の日本人も挙手観視する紀は十種運の需要に應せん爲め時の天津總領事伊集院夫人並に數多の貴女發起者となり男子數名の贊助を得て茲に三十七名の婦人を以て組織せられたるものなり爾來本會は石炭上必要な器具材料を蒐集し當地駐屯軍司令官仙波少將の贊成を得て會員は軍病院長醫官並に看護人等より毎週一回普通衛生學並に看護法に関する懇切なる教授を受け以て不時の用に供し又一方には慈善の業務に當らんとして日露戰役の未だ了らざるに際し戰地にある我病兵を慰藉し且つ赤十字社の事業の一端を實施せん爲め會員は綿帶を製造して脫脂綿等を加へ會員手製の細工物等を合して滿洲軍兵站病院に寄贈したり爾來戰爭は繼續して滿洲の野に數萬の大軍嚴寒酷暑の間に雄雄を決し戰死負傷するもの日に増し月に加はり隨て軍人家族中活路を失ひ困憊に陥る者續出せしを以て會員は尙道で病廢兵を慰藉し且其家族の苦難を扶助せんとの目的を以て三十八年十一月慈善バザー及び演藝會を開き其收益銀七千元を亦十字社及軍人家族救濟費に充てたり三十九年一月本會は天津婦人會と改稱し毎月々次會を開き専ら該會を設け内は會員の親睦を謀り外に對しては社界内清潔なる社交の一中心たることを期し事に臨みて慈善事業に勞勤す其會員目下四十四名あり

二、天津日本人慈善會 本會は明治三十八年天津在留の日本人を以て組織し同胞の救濟其他慈善事業をなすを以て目的とし會員約百四十名を有し會長以下常置委員評議員幹事等の役員あり

第二節 清國人の事業

天津市内外に於て清國人主幹となりて實施しつゝある著名の慈善團を列記すれば左の如し

- 一、成仁堂 本堂は光緒八年即ち廿五年前の設立に係るものにして天津市西南城外にありて其事業養育に類す工場の設けありて工藝を教授し四年を以て修業期とし卒業後は自由に任す其諸経費は天津海關道より支給し奉納相なるものその主管たり
- 二、育嬰堂 本堂は光緒十三年即ち二十年前創立にして天津東門外大街にあり其目的は亦質に苦しう嬰兒を收容し乳母を以て之を養育し其初長じたるものには適當の工藝を授り之を卒へたるものは尙ほ廣仁堂に移して作業を教授す本堂經費は天津道臺之を支給す
- 三、濟生社 本社は天津城内李家大院にあり其目的は衣食欠乏の窮民を救濟するにありて冬期に至れば本社は收容の貧民に特に綿衣並に食物を充分に給與すと云ふ經費は在天津富商人の義捐金を以て之に充つ
- 四、備濟社 本社は天津埠頭租界にあり其目的は不時の水災旱魃等の患に備ふるものにして常に其設備をなす經費は天津及び附近の官衙より支出す

此外尚慈善に關する小結社數多あれども略す

第三節 歐米人の事業

一、天津婦人慈善會 本會は早くより在天津歐米人に貢献する所多く其目的は天津に於ける外國人の窮民を救濟し且つ外國租界の慈善事業を補助するにあり會員は目下約九十名にして年々増加せり昨一年間に執行したる救助事件は十八件あり會員は古衣服等約六百着を収集して之を窮民に給與し又病苦に罹り貧民を病院に收容し施療したり本會は經濟甚だ豊裕にして一年間に千三百元を費して尚三千六百餘元の剩餘ありと云ふ北洋に於ける慈善界に於て頗る有力なるものなり

二、天主教會の孤兒院 本院は佛國租界にあり天主教會の一部にして重もに歐米人の孤兒を收容して之を養育し稍長じたるものゝ爲めには學校の設けありて普通學を教授す

三、基督教各派の施療所 此類の施療所は新教傳道會社に屬するもの二ヶ所より特に婦人科及小兒科に力を用ふる事多し

第十九章 醫事衛生

第一節 概 説

「支那人」と呼び「支那町」といふも既に文明國人をして一種不潔の念を聯想せしむるものあり一たび其國に入り其住民の生活狀態を實見するに及んでは更にまた支那人の衛生思想は先天的に缺如せるにあらざるかを疑はしむ而して天津地方住民の醫事衛生に對する觀念及び設備の如きも尙ほ極めて幼稚の域に在りて殆んど何等の觀るべきものなし是れ一は風土氣候の關係及清水に乏しき等諸般天然の缺乏隙碍は彼等の生活狀態をして自ら不潔非衛生に陥らざるを得ざるに至らしめしと雖も又一は古來の弊風陋俗而として抜くべからず特に一般國民の教育未だ普及せず科學的智識に缺乏せる結果徒に迷信に執着して自ら身命を保重する所以の理を知らざるに因るなり故に現時天津地方住民に醫事衛生の新思想を普及し進んで文明醫術に信賴せしめ一般衛生上の施設を履行せしむるに至るは前途尚遠しと云はざるべからず唯だ近時中等以上の支那人にして往々外國醫師の診療を請ふ者あり又外國資本の實行漸く其數を増しつゝあるは較々其進歩を速くべき事實なりとす然れども其外國醫師の診療を請ふ者と雖も發病の始めより之れに信賴するは専にして歿死救ふの道なきに至らざれば敢て洋醫洋藥の力を藉ることをなさず且つ其患者及び家族等が醫師に對する關係に觀るも主治醫師の指示せる服薬及び看護の方法に就き誠實に命令を守る者少く或は陽に感謝の意を表するも陰に投薬を棄てゝ顧みざる者ありと云ふ

而して軍隊醫務學校等に於ける醫事衛生上の狀況は固より一定の規律に支配せらるゝを以て防疫神

並清潔法施行等之を他の一般社會に比すれば較々觀るべきものあり北洋大學堂北洋政法專門學堂北

洋師範學堂直隸省高等工藝學堂の如きは各一名の日本醫師を聘して校醫となし校內患者診療に從事し又天津の一般衛生上に於て近來特に面目を改めたるものは衛生の修業工事と相待つて其河物掃除を勵行し之を數年前に比すれば外觀の著しく清潔となれる一事なり然れども是れ亦一部外觀の改善に過ぎず此一事を以て未だ住民衛生思想の進歩を測るの尺度となすに足らざるべし尚光緒卅二年

秋然烟の上諭に基き前總督袁世凱は嚴令を發して天津市内の烟館即ち鴉片喫飲店を閉鎖せしめ各國領事にも照會して其專管居留地内の烟館喫葉を禁止せしめたるを以て目下天津には其支那街たると外國租界たるとを問はず諸異惡の叢窟たる支那特有の烟館を見ざるに至れり然るに一方に烟館營業を禁止したるも喫葉に於て鴉片膏の發賣には未だ何等の制限を加へざるが故に市民の喫飲癖は尙は依然として根深するを認めず唯此斷行は少年子弟の惡習に染ひ者を豫防するの功なるにあらざるべく勵行志らずんば衛生上また好結果を觀ることあらんか

墮胎の惡風は公々然として到る處に行はれ法律は之を以て未だ罪悪と認りず市内數千の賣春婦に對する檢徵規則は一片の章程を存するのみ毫も實行わることなし又重病者に對して行ふ「通引」と稱する惡習の如きは獨り醫事衛生より觀て眞に呪罵すべき事實なるのみならず道德人情の上に於て實に最大罪惡といはざるべからず其法は瀕死の重病患者あり醫師に於て既に起つべからざるを告ぐる時

は家族は其の親子夫婦同胞たることを問はず患者を邸内最も不潔劣等なる一室に遷して復た湯藥を給せず看護をなさず全く放置して唯た死期を待つのみ看護に力めたる家人の手は怠らずして棺桶等の調製に忙ぐといふ嗚呼また何等悲惨無情の惡習ぞ

以上概説したる如く天津人の醫事衛生に對する思想習慣及び施設は尙ほ甚だ低度にありて觀るに足るものなく宋た野蠻の狀態を脱せずといふも殆んど確信にあらざるべし其他支那醫師及び諺族の状況等古來の習慣に關する事項に就ては「北京支那衛生」の章に詳説しめるを以て茲に再述せず

第二節 醫 學 校

天津に於て新醫術に依り専ら學生の養成に力むるもの北洋軍醫學堂及び北洋醫學堂の二校あり別に防疫醫院は傳染病研究所の性質を有し専ら學生を養成す共に官立にして外國人を教育となし其總辦たる支那醫官は曾て多年英米にありて醫學を研修したる人なり

(一) 北洋醫學堂 佛租界にあり往々李鴻章の北洋大臣として天津に水師學堂電報學堂等を創立したる頭佛國軍醫メニーをして經營せしめたるに始まる是れ恐らく支那に於ける官立醫學校の嚆矢ならん北洋事變の際一時閉鎖したるが後袁世凱の手に再興せられ今や清醫周永秋を總辦としメニーを總教習とし教習にチャバネークス、ヤンタの兩洋醫及清醫一名あり

學生現在數は七十七名あり三學級に分つ修業年限は四ヶ年半より五ヶ年なり學生は總て官費にして寄宿舎にあり經費は海關道臺より支山し年額二萬數千兩なり

本校は普通醫士養成を目的とするも其卒業生は軍醫となれる者多し附屬醫院として北洋醫院あり。

(二) 北洋醫學堂 本學堂は明治三十五年十一月時の總督袁世凱の創立する所にして當時我駐屯軍病院長たりし陸軍二等軍醫正平賀精次郎を聘して總教習とし徐善清を以て其總辦に任じ専ら北洋陸軍軍醫を養成するの目的を以て學生四十人を天津附近の住民中より募集し天津南斜街舊浙江會館跡の支那家屋を以て校舎に充て同年十二月より授業を開始せり爾來學生年と共に増加し校舎狹隘を告ぐるに至りしを以て三十九年六月に至り新に地を河北にトし校舎新築に着手し同年十二月竣工之に移れり新校舎は歐式府原にして學生二百人を收容するに適す現今の學生は百五十餘名にして之を三班に分てり四十年二月中第一回卒業生三十五名を出し皆任官して北洋各鎮に配属せられたり職員は現在徐總辦平賀總教習の外日本人教習としては醫學士高橋剛吉陸軍一等軍醫我妻孝助同醫學士味岡平六一等藥劑官藥學士宮川漁川の四氏あり其他漢文教習和文教習體操教習(清國武官)各一人監督會計庶務等あり皆清國人とす

本學堂規則の摘要次の如し

北洋醫學堂章程摘要

一、本學堂は専ら陸軍醫材を培植するを以て宗旨と爲す學生卒業後は直ちに各營に派遣し醫官に充當し別に他處に就くを准許す

一、本學堂は東西醫學を研究するを以て正課と爲し物理化學及び東英文と國文とを兼習せしむ其課程は第一年に物理化學學動植物學生理學解剖學組織學及實習附生學算學漢文和文英文第二年に解剖學生理學及實習病理學病理解剖學診斷學外科總論藥物學漢文和文細帶學藥方學第三年内科學外科學婦科傳染病學普通衛生學内外科診驗漢文和文軍隊外科學軍隊衛生學第四年内科學外科學婦科皮膚病學耳鼻咽喉科學並科實習細菌學法醫學精神病學内外科婦科診驗軍隊衛生事務軍事學漢文和文學堂衛生學工業衛生學等とす尚は各年を通じて兵式體操を課す

一、職員は總辦、會辦、監督、文案、收支、各一名を置き教習は總教習一名專科教習四名漢文教習二名を置く

一、學生定員は一百名とし卒業を四個年とす入學資格は年齢十八歳乃至二十五歳にして必ず實質應徵身體強壯文理通順なる者を試験の上假入學を許し三個月の後再試験を経て本入學を許す

一、學費は一切官給にして各生に食費として毎月四兩を給し別に上級生には平常として毎月六兩と下級生には同じく三兩を給與す其他筆紙墨書籍及び茶煙燭等を給與す又年末試験に優等等な

事務院及病院

る者には奨賞を付給し引續き優等なる者には毎月平常を増給し奨励法となす。

一、學生卒業後は軍醫長に任じ在職三年を経る者は陸兵處に於て成績好著なる者を抜擢し副軍醫官となり在職六年を経て勤労卓著なる者は擇いて正軍醫となす又卒業生の優等者を選抜し海外に遊學せしめ専門醫科を學習せしむ。

一、醫學に精通し東西文字を兼ねる編譯一名を延請し東西醫學の長を搜探し編譯成書以て教科の用に備ふ。

(三)北洋防疫醫院 南斜街に在り明治三十九年五月の創立なり始め日本傳染病研究所と同一なる設備を企圖せしも創業日なほ淺く諸設備未だ充分ならざるを以て目下は牛痘苗と狂犬病治療液とを製造し且つ種痘及び狂犬の治療に從事し學生二十名を養成し居れり二年を以て卒業せしむ總辦は北洋軍醫學堂總辦徐海清之を兼ね院長には古城柳溪教習には西村豐太郎あり其他清國役員兩三名あり

第三節 病院及び藥舖

(一)天津官醫院 明治三十七年秋の創立にして金家密賓水師營跡にあり總督衙門の管轄にして北洋軍醫學堂の附屬醫院とす故に其總辦は該學堂總辦徐海清之を兼ね醫員には病院監督とし傅汝勤一人あるのみ其他は北洋軍醫學堂より平賀總教習高橋我妻等の諸教習交互に病院に至りて軍醫學堂學生に臨床講義をなすの傍ら患者の診療に從事す其他藥局及廠工取締局養八駒介看病人及調劑生廠工見習各數人會計等あり本院は外來患者の診療を主として從て診斷所藥局等稍大なる設備ありと雖ども病室は僅に三十人を收容し得るのみ故に入院患者は只だ學用患者清國軍人巡警等を限りて其入院を許可せり本院には傳染病室の設備なし外來診療所は内外眼の三科に分れ軍醫學堂各教習之を分擔し毎日の受診患者は各科を通じて七八十名乃至百數十名に達す其病症は内外科相半し眼科は總數の約三分之一に當る外來入院患者北に藥劑は一切施療とす只だ外來患者は入門料として毎日一人十仙を徵せられ入院患者は食料として若干金を納付せしむ入院患者の寝具は皆之を貸與す又院内に於て看病人調劑生及廠工を養成し其教育終れるものを以て本院の職員に充てつゝあり

(二)北洋醫院 北洋醫學堂の附屬にして官立なり總辦是屈水秋佛租界に在り其入院規則等は官醫院と同じ又本院は衛生總局の機關となり必要な場合には醫員を派出す

(三)女醫局 總督衙門の附近に在り官立にして總辦是屈水秋女醫に王夫人あり

(四)婦醫醫院 西門外に在り明治三十四年の創設にして官立なり總辦是屈水秋女醫に王夫人あり

(五)育黎堂 西門外に在り明治三十四年の創設にして官立なり總辦是屈水秋女醫に王夫人あり

(六)時症醫院 西門外に在り明治三十四年の創設にして官立なり總辦是屈水秋にして醫官にはとして吳旅芬あり

王文藻あり

(七) 外國醫院及び專門醫 以上舉ぐる所の支那病院は悉く官立なるも其他外國人の設立に係はるものには駐屯軍附屬病院を除くの外概ね新舊教會堂に附屬するものにして養病院、北洋女施醫院、編書堂、施醫院、英皇院ラーリン病院イソレーシヨン病院等あり醫員は多くは宣教師の兼る所にして施療を行とせり日本租界に在るものは醫學士山科肺次の管理するに本共立病院が租界局より若干の補助を得るの外個人の開業にては井上勇之丞の井上病院麻田昭郎の共濟病院及安田篤郎の安田診斷所等あり専門として日本租界に齒科醫田添豐造及小松崎千代松あり外國租界に米伊の齒科齊四名あり

(八) 藥舗 英佛兩租界に外國人の開業せるもの利亞藥房、良濟藥房、屈臣氏大藥房の三あり日本人の營業に屬する者は支那街に東亞公司及び陸恒洋行あり日本租界に濟世堂藥房廣濟堂大藥房あり主に支那人に對する薬業の製造販賣を以て目的とす

第四節 衛生制度の沿革及び現状

支那には元來南北各地を通じて何等衛生に関する設備ありしを聽かず開埠事變前に在て天津知縣衙門に於て死者の届出ある時其埋葬及び死亡等につき墓地の割定て屍體檢視等の手續をなし來

りしのみ其衛生綱度の濶幅を見たるは實に該事變の際にして此點より觀察すれば開埠事變は軍事警察教育等諸事業の勃興と共に支那の衛生上に於ても亦一新時期を創したものといはざるべからず即ち匪亂のため天津内外の地一時無政府の状態に陥るや聯合軍は天津都統衙門を設けて自ら軍政を布き秩序恢復に力めたり當時兵燹の餘を受け天津市街の不潔亂雜云々に忍びざるものありしがて衙門内特に衛生局なるものを設け佛國軍醫及日本軍醫を主任とし威力に依り力めて道路其他の清潔法を勵行したり天津市街の外觀今日の如く其面目を改むるに至れるもの都統衙門時代の施設に待つもの多しと云ふべし

後ち各國は都統衙門を總督袁世凱に交換するの際事務引渡條件として衛生局存續の事を記録に特筆せしめたり因りて袁世凱は其約束を守り都統衙門時代の衛生局を其總存續し職員の如きも從前の通り傭聘し佛國軍醫メニーを顧問に北洋醫學堂卒業生を醫員に充てたり今後の衛生總局是れなり而して其經費を得んが爲め新に娼妓稅を設けたるも經費尚は不足にして十分の設備を爲す能はず章程は完全なるも實行これに伴はず北洋業は僅に市内を掃除し及び傳染病者ある毎に衛生總局より醫員を出張臨檢せしむる等に過ぎず且つ掃除に就ても圓と新事業に關するより人民に於て容易に命令を奉せず實行甚だ困難なるを以て印度巡査二十名を雇用し助くるに支那人巡捕五十名を以てし章程の施行を期し且つ百名の苦力を使役し街路掃除等の事に當らしめたり

衛 生 番 号

其機關としては衛生總局の外第一第二第三の三衛生分局を設置し衛生總局は一般衛生に関する事項につき自ら告示を發するの權限を有す其他傳染病患者收容所を四ヶ所に設け該病患者の收容に供し北洋醫學堂及び同醫院と聯絡を設け必要なる場合には該學堂に照會し醫員の派出を求むることをセリ

其事業成績として觀るべきものは甚だ少く天津城内外に二十七個所の共同便所を設けたるに過ぎず往時は路傍廁所と間はや大小便を濫放したるもの今は殆んど其迹を絶つに至れり是れ其顯著なる成績とすれども該共同便所内を廻ふ時は亂雜不潔殆んど近づく可からず加之小胡同即ち機町裏町の狹隘なる通路にして較々人目に遠ざかる場所には尚ほ糞尿廐の散亂せるを見る唯だ從前の如く苦だしからざるのみ

要するに支那人の衛生上に対する觀念は極めて幼稚にして毫も其必要を悟らず秩序的に其制度を組織し之を遂行するの務たる所以を解せず縱ひ幾分これを感知せざるにあらずとするも其設備に要する經費の出所に因むよりして容易に之を實行する能はず従つて未だ何等具體的の發達を見ざるなり

●●●●●
檢徵法の有名無實　かの衛生上最も必要緊急なる檢徵法の如きも第一は當局者に於て衛生思想の缺乏せるより之が必要を認すること痛切ならず第二は縱ひ職業婦たりと雖も他人に秘所を暴露する

衛 生 番 号

を最大の耻辱とする支那婦人固有の習慣上よりして到底檢擗を施行し得るの見込なし都統衙門時代にては威力を以て遂行し得たるも今日に在ては唯だ條文上に於て檢擗規則なるもの存在するのみ實際に於ては毫も行はるゝことなし即ち都統衙門衛生局にては支那の娼妓女に對して檢擗を行ふと同時に「腰牌」なるものを給與し檢徵資の憑證となせしが該衙門引渡後は檢擗を實行せずして腰牌を給與せるを以て其意味は一變して單に娼妓女免許證たる性質を帯びるに至れり而して其給與に就ての手取料は如何なる標準によるか明瞭ならざるも娼妓女を四階級に分ち第一等は月税として成年女即ち日本にて所謂一本薬女は四元清官即ち半玉は二元二等薬女は成年女は三元清官は一元五十仙三等成年女は一元五十仙清官は無税四等成年女は五十仙清官は無税の規定なれば且つ一戸の貸産敷にして十名以上の娼妓女を置くを得ざる規定あり何の爲めに此制限を設けたるや明ならず現時天津には娼妓女を通じて約二千五百名あるも前述の如く檢擗の方法全く缺如せるを以て排毒其他病毒の蔓延甚だしく實に恐るべき狀態にして殆んど無病健全なる者なき有様なり從て男子の之に接する者は激烈なる病毒に感染せざるもの稀れるなるの狀態にして衛生に無頓着なる支那人の純然たる遊冶郎と雖も尚ほ且つ彼等娼妓女と肉體上の交接を怖れ避くるの風あり

●●●●●
衛生總局の事務　以上述べたる外衛生總局の事務としては各戸各人につき門前及び門後四周の清潔法を強制すること及び道路の清潔法實施にして巡警總局に於ては衛生局規則に違反し門戸又は道

路に不洁潔の事實を發見する時は直ちに之を衛生局に移牒し其取除を注意す此の點より觀れば巡警總局は衛生總局に對し監督權を有するに似たれども其實は然らず恰も管轄處の東京府に對するが如く唯だ注意注告を與へて衛生局に督促し得るに過ぎざるなり

生死 出産に就ては未だ何等規定の設けなく之を官衙に届出する事あるを見ず但だ死亡に就ては三聯單なるものありて死亡者ある時は其戸主より之を附近所管の巡警局に口頭又は書面を以て届出づ其届出を受けたる巡警局は豫め備置きある巡警總局及び衛生總局兩衙門連署の三聯單に死者の住所姓名年齢死名時日及び其埋葬を許可する旨の文字を記入して三聯單中一單は之を届出本人に下附し其一單は之を巡警總局に轉送し他一單は之を衛生總局に轉送す而して巡警總局に於て該死亡者の死因に就き疑はしきものあるか若くは病名判然せず或は傳染病たるの虞れる場合には單に其意見を記入し更に之を衛生總局に轉送す衛生總局に於ては巡警總局の注意に據り警員を出張せしめ死者の家に就きて屍體を検査するの規定なり然れども死亡出産等に就ては巡警、衛生兩局共他何れの官衙にも精密なる統計を有するものなし

第五節 風土病及び流行病

當地方は特に風土病と稱すべきものなしと雖も各種の傳染病は四季を論せず發生し花柳病及び結核

は住民間に寄毒を逞ふしトウホーム及び皮膚病は廣く猛威を振ひつゝあり

傳染病中當地方に於て最も多數を占じるものを鴉窓扶斯とす一年中散在して其發生止むことなしと雖も毎年八九月より十一月に亘り最も多く流行す又清國人間には種痘の法普及せざるを以て痘瘡は支那街に於ては四時絶ゆるの期なし麻拉利亞は毎年夏期發生するも皆三日熱にして惡性のものを見ず清軍變亂後瘡沾より當地方に亘りて流行したことあり猩紅熱は以前散發するに過ぎざりしが明治四十年春以來麻疹に續て流行を來し多數住民の生命を其犠牲に供したり其他流行性感冒水痘風疹流行性耳下腺炎等も時々流行し過録熱ワイル氏病も亦偶々發見せられ爛病脚氣は稀に之を見るのみ慢性傳染病たる結核は當地方住民中重要な疾患にして官醫院の統計によれば其内肺結核は呼吸器病中の三分一患者全數の三十分一を占め其他淋巴腺腫節骨等の結核も少からず小兒は腺病性の體質を備ふるもの頗る多し

清國官憲は檢徵法を勵行せざるを以て花柳病の蔓延甚だしく特に梅毒は最も寄毒を振ひ治療を加へざるを以て病症を高度に進むるもの多し麻疹も亦恐く多數に發生しつゝあるは疑を容れずと雖も姑息的民間治療法に委ね醫院を訪ふもの比較的少し

「トウホーム」は極めて多數にして官醫院を訪ふ眼科患者は殆んど皆「トウホーム」なうと云ふも可なり

第六節 船體生霉現象

(二) 土壌　天津地方の地質は含砂粘土にして其色帶異从無色を呈し深層に至とも石礫を混セサリ
た理化學検査を終たるものなきを以て其衛生上の關係を知ること難しと雖も其外觀的性狀と當國人
衛生上の習慣及切出する井水の性質とによりて略々其關係を察知し得べし即ち土壤含粘土に屬する
を以て調水力頗る強く透水性は之れに反し從て土地常に濕潤なるを免れず又清園の俗衛生の例物た
るを解せず數百年來汚物排泄物等を地上に放棄して省みず屍體も亦火葬に附する事なき事實に従す
れば其土壌の甚しく汚染せるや論を俟たず且つ土壌の浸出液とも稱すべき井水の性狀は此關係を實
際に證明して餘あり次項を參照すべし

地水は地下二米突乃至二米突半の間にあり概說すれば七月より十一月に亘りて高く十二月より六
月に至る半年は低しとす明治三十七年七月より三十八年六月に至る一ヶ年間天津駐屯軍病院の井に
就きて調査せる成績は左表の如し

三十七年七月
同 八月
九月
二、〇九
三十八年一月
同 二月
同 三月
二、四六

生 僧 本

り蓋し市中に散見する失明者の最大原因は「トウホーム」ならん
皮膚病は亦清閑人の特有病と稱すべく殆んどあらゆる皮膚病を見る貴皮膚清潔法を省みざるの致す
所なり皮膚病中殊に多數なるもの潔癪疥瘡寄生性�行病(田虫)等とす
傳染病の外冬季に在りては呼吸器病の發生率し蓋し冬季は所謂蒙古風(マイコウフウ)の來襲期にして塵埃
の呼吸器粘膜を刺殺するによる呼吸器病中主要なるものは肺結核に次ぎ氣管支加答兒及咽喉の疾患
とす

場 所	固形物						浮游物
	硝酸銀 溶液	安母尼亞 酸	亞硝酸 銀	硝 酸	格魯兒 酸	硬度 度	
駐屯軍病院	—	—	—	—	—	—	—
同 院外北方井	—	—	—	—	—	—	—
海光寺兵營井甲	—	—	—	—	—	—	—
同 乙	多量 有機質 多量	微量 微量	著明 痕跡	少 痕跡	微量 微量	少 量	微量 微量
天津海關道	—	—	—	—	—	—	—
備 考	海光寺兵營中甲とあるは管内最良の井にして乙は最不良の井とす						—

右の如く此の地の井水は固形分有機質格魯兒共に多量特に格魯兒は非常に多量にして時々硝酸亞硝安母尼亞硫化水素の如き有機物の分解產物を含有す又井水内所含微生物も非常に多量にして駐屯軍病院及海光寺の井水に就て検するに一立方厘米中少くも五二〇多きは二七二〇に達するものあり以て其汚染の度を知るに難からず

白河水は常に泥土を混じ濁潤すと雖も若し之を濾過成は沈澱せしむる時は其性質殊外に良好なり故に天津土民は多く之を沈澱せしめて日用に供す

天津に二個の水道會社あり一は天津城西北角にありて其規模大に一は英租界に在りて規模小なり其に外國人の設計にして白河水を濾過し水道を導きて市街に分配す外國居留民は飲料雜用共に此水を

三十七年十月 一一一〇 同 十一月 一一〇九 同 十二月 一一一五 同 五月 一一三八 同 六月 一一三八

三十八年四月 一一三五 同 五月 一一三八 同 六月 一一三八

天津地方は一望荒漠たる平原にして四圍山岳を見ることなく諸水白河の南に繁回す土地極めて卑濕にして市街の西南部は不深の池沼を以て聞まる而して此等の池沼は河水との勾配甚だ僅微なると拂水装置曾無なるを以て常に腐敗して惡臭を發す

當地方本來繁殖の度極めて僅微にして殆んど不毛と稱すべく從て風土極めて單調にして又風を防ぐ氣候を有ぐるの天氣を缺く

此地方古來洪水の災害甚からず就中順治十年道光二十年同治十二年光緒十六年にありては最も甚しく平地水の深さ數尺に及び境内に行くに舟を用ひしと云ふ而して洪水後之の衛生法の如き皆無と云うて可なり

(二)水 天津地方處々掘井ありと雖も其水質甚だ不良にして飲料に適せず即外見上無色透明なるも鹹味を有し浮游物を認め時に一握の臭氣を有し甚しきは硫化水素臭を有するものあり試みに二三井水の檢水成績を示せば左の如し

用ひ消滅人は主として之を飲料のみに供するが如し今天津城内水道會社の水に就て分析を行ひるものを見るに次の如し

場 所	圓形分	硫酸	安那尼亞	亞硝酸	硝 酸	格魯兒	硬 度	浮游物
白 河 水 道 水	二一〇〇	〇・八	—	—	—	—	二三〇〇	二二九少 量

即圓形分有機物格魯兒共に少く且つ微弱も甚だ僅少なるを以て水質良好なり

天津地方井水の水温は九、四度乃至二二、〇度の間に在りて一、二、三月の候に於て低く七、八、九月に於て高し

(三)氣候 嘉地方は一般に降雨少くして風多く春秋二季は短く夏冬は長し又寒暑は共に甚だ高めに遅す詳細は氣象の條下に明かなるを以て茲に省せす

(四)街衢及家屋 街衢及家屋の状況は外國租界地と支那街とによりて非常なる差異あり外國租界地にありては街區端正道幅廣く大街は人道車道の別を有し且つ街燈の設けありて衛生上固然する所なしと雖も支那街に至りては街區不正狹隘にして其方向不規則なり通衢に於ては軒下に多く小渠を有するも構造不適當にして排水の用をなさず小路にありては全く之を缺如す又道路は一般に舗造不完全なるを以て雨天の際は泥濘を極む

一般衛生事項

支那街中近來稍見るべきものは從前の城壁を殷ちて道路となしたる東西南北の馬路及白河右岸に沿へる街道とす明治三十九年電車の設置せられし以來人道車道の別を設け僅に排水の方法を講ずるに至れり

支那街の家屋は貧富に窪して泥造木造瓦造の別ありと雖も一般に小にして互に密接密比し光線の射入空氣の流通共に不充分にして蒸氣に富み甚だ不潔なり故に或は傳染病等の潜伏所となり或は毒虫(蠅、臭虫、白蛉)の發生地となる又支那人の燃器は中等社會以上にありては普通の洋燈を用ふと雖も下等社會にありては日本所謂「カンナラ」を用ひ又燃料としては煤球兒(一種の炭團)と稱するものを使用するにより惡臭を發し空氣を汚すこと甚だし

(五)除穢法及糞法 廉介汚物は殆んど其場處を遠ばや之を放棄する風あり且た白河沿岸の住民は夜間污水尿水等を白河に投するものあり中等以上の住民にありては居宅内に廁を設く之を中廁と名く尿槽は通常屋外の一隅に設けられ大なる廁或は木桶を以て之に充つ尿水充つれば東便人夫をして之を街上或は溝地等に放棄せしむ糞便は之を集めて肥料の製造に從ふるものあり之を城外(殊に南門外)に運搬し日光に暴曬して粉末を作る其附近臭氣熏蒸を衝き偶々風の吹くあれば其臭氣市街に及ぶ當國人の墓は所謂土假田にして天津の郊外特に其西方及北方に於て剝る處多數に散在す皆土糞にして傳染病院と雖も火葬する事なし且つ之を埋むる事淺く爲めに雨露の浸蝕を受けて處々松の地面に

算出するを見る

第二十章 官報及新聞

第一節 官報及漢字新聞

北洋官報

光緒二十八年十二月一日(明治三十五年)の發刊にして天津河北獅子林にあり直隸總督の經費する所なり前任總督袁世凱の赴任するや風紀の開發を任務となし先づこれが發行を企て光緒二十八年三月候補道張孝謙を擧げて是れに當らしめたり其總編は絕然たる官報に非ず又自家政策を擁護する機關新聞にも非ず尋常支那式の新聞にして上諭奏議を主とし各省の部門を分て其記事を載す張孝謙は舊て翰林院編輯たりしことあり河南省項城の人にて袁世凱と姪を同くし其幕下たり當時天津は各國占領の下にありて未だ還附せられざりしを以て保定府西門大街に宏壯なる家屋を選定し大に修補を加へ工程完成を告ぐるに聽んとして各國が天津還附の談判進行し同年八月其授受を結了せり是を以て最初の設計は茲に一變せり抑も天津は直隸省總督府としては行政に過ぎずと雖も北洋大臣の衙門としては即ち本府にして一般の政務は凡て此地にあるを以て官報局も亦隨て天津に移すこととな

り同年八月直に移轉に決定したり然るに兵燹後適當の家屋なく營繕書院の類改せる者を候補し人を日本に派して機械を購入し工匠を雇用し同年十二月に至りて始めて發刊する事を得たり然れども未だ日刊するに至らず隔日之を發行せり是れ即ち清國に於ける官報の嚆矢となす此月總督府は官報局の經費を定めて一ヶ月二千五百兩となしたり

初め袁世凱が官報を發刊せんとするや併せて印刷事業をも兼管せんと欲し銅版印刷者並に印刷者石版印刷者寫真銅版者亞鉛出版製造者等を日本より聘し又寫真製版者電鍍銅版工活版印刷者等を上海より雇入れたり當時天津商界は亂後銀元拂底なるに拘はらず宋會有の大輸をなし貨物と財力の權衡を失ひ商賈は頃々として破綻を生じ延て市場の大恐慌を來し其影響漸く各地に擴張せり是に於て袁世凱は努めて之を救済せんと欲し戸部及外國銀行より借款し平市銀行なるものを設立し該借款を以て引換へ基金となし紙幣を發行し其兌用の急を救ひ官報局印刷部をして紙幣を印刷せしめんとせり然れども是等機械の設備未だ整はず工匠も亦其人を得ざるを以て遂に之に應する能はざりき

光緒二十九年正月に至り再び人を日本に派して紙幣印刷に要する機械職工等を整へ二月下旬に至りて初めて市平銀行紙幣を印刷するに至れり此月總辦張孝謙は日本印刷局及貨幣制度考査及日本第五回大博覽會觀察を兼ね日本に派遣せらるるるに三月に至り袁世凱の教育借款計畫意の如くならず銀行設立も中途にして罷議となし隨て銀行紙幣も半は印刷を畢へて悉く廢止したり四月に至り湖南長

沙府官銀行紙幣印刷を嘱託せられ又志成銀行、新嘉銀行、義豐德錢鋪、中裕厚銀行、瑞林詳報行等の紙幣を印刷し六月該銀行を改めて官銀行となし再び紙幣發行の権起り官銀局に於て印刷に着手せり

十一月に至り滿洲事情により經費を要すること多きを以て官銀局毎月の經費を減じて一千二百五十九と爲し十二月隔日の發刊を改めて日刊となし更に傍ら一週間毎に學報なる雑誌を發行せり
爾來官報發行紙數日を追ふて増加し諸般の印刷物も亦益々擴張し多少の革新を謀り技術生徒養成の目的を以て徒弟若干を募り傍ら各種の技術を教授せり活版機械石版高真版等諸器械を總て日本より購入し、本人其技術の任に當り其數六名支那人上下を通じて之に關係從事するもの百五十餘人張率謀轉任後多少内部更迭あり現今にては外間に或は退歩の跡あり

大公報

光緒二十八年五月十二日を以て刊行す初め佛羅西租界にあり三十二年九月日本租界丸街に移れり資金は支那人數人の出資にして清國人英敏之之が主筆となり諸般の經營に任じ社長を兼ね初めは英國奥味を帶るの跡ありしも日露戰爭以來は大に日本に心服し英も亦日本に遊びて益日本の文化に觸服するものゝ如し殊に天津各新聞記者中白眉の親あり本年七月遂に服装を改め辯髮を去り一見日本人に異らざり普通の支那人に非ざるを知るに足る其所論卓拔實て其世観の疎遠に觸れ甚懸念を禁

止せられしことありしも英屈せず益氣焰を吐く爾來一部の讀者を減ずと雖も却て一面の歡迎者を増加せり其日々發刊紙數四千内外と號す一週間毎に幣一千金と題する附錄を發刊す記者は英を除くの外顧叔度なる者一人其他は會計校正を兼ねる者一人に過ぎず

中外實報

光緒三十年七月二十一日の創刊にして天津英租界海大道廣東路にあり資金は獨逸人樹潤林なる者の出資に係る元直報と題し光緒二十一年正月の發刊にして是赤時報の後身なり光緒三十年二月立世訊より發行停止を命ぜられ其六月名を商務日報と改め沙租界萬國鐵橋畔にて發行せしも又幾くもなくして停刊し更に中外實報と改め現所に移れり主筆は支那人劉某にして其日々發刊する所僅かに四五百を出ですと云ふ

天津日々新聞

光緒二十七年一月の創刊にして日本租界丸街にあり資金は支那人合資とする開報の後身なり支那人の合資設計に成り二十六年五月二十日開報の變に因り一時停刊二十七年正月十一日天津日々新聞と改題す是より先き路人買收の策あり當時の日本領事鄭永昌北清日報社主西村博と謀り遂に其名頭を以て敷本圖を投じて機械を買收し清人方若なる者を舉げて主筆たらしめ爾來日本の配下に屬せり初めは其紙上に日本文を掲げたりしも後全く之を廢し總て漢文に變更せり記者は方若の外一名の清

人甚某及日本人一人なり其發刊數は大公報と相伯仲す

商報

光緒三十一年十一月の創刊にして資金は總督府商務局より支出す劉孟楊なる者主筆たり北設錢等常支那流の新聞に過ぎず發刊の日尚淺く銷路未だ廣からず蓋し天津中第二流の新聞なり

津報

光緒三十一年の創刊にして支那人數人の合資に成り商務局の保護を受く商報と相伯仲して起り商務局官吏朱淇なる者主筆たり銷路廣からず僅かに三四百枚に過ぎずと云ふ

朝野報

光緒三十二年正月の創刊にして資金は支那人の合資より成り表面英商為業の名義とす英租界撫廣新界に在り多聞報の後身なり從來株主中詭詐を生じ一旦解散し朝野報と改む毎週附録として遊報報一葉を發刊す本報並に附録頗爾讀むに足らず銷路も亦隨て廣からずと云ふ

北方日報

光緒三十二年二月の創立にして日本租界旭街に在り資金は日本人及支那人の合資とす初め日本人佐藤誠次郎なるもの支那人と合而し奇龍報なる日刊新聞を發行せしも記事淺陋殆んど一讀の値なく隨て日々發刊數二三百に上らず後繁華報及白話報と合併し北方日報と改む繁華報は愛國報内に在りて

官報及漢字新聞

別に發行せし一小附錄様の新聞白話報は俗語を以てせる最も淺薄の一報録にして共に發行機關トなく影を隠したるものなり主筆は李大権と稱す

愛國報

光緒三十二年七月の創立にして日本租界旭街に在り資金は支那人の合資とす創立後日尚淺きを以て來た其真相を詳にする能はずと雖も支那流淺陋の一小新聞にして別に愛國の誠心より起りたる者に非ず全く商人の手に成りたるもの記事も固より淺薄なる根本に過ぎず

昨年以降多數の小新聞續々勃興して外面頗る氣派の進行せるものゝ如しと雖も一二新聞を除くの外は其日々發刊數概ね三四百枚に過ぎず而して尚浅く發行繼續する所以の者は蓋し使役する所の職工賃金等極めて低廉なると記者を要する亦僅々二名乃至三名に過ぎず隨て其俸給等亦低廉なるを以てなり要するに清國は尙文化普及せざる爲め時讀者の多からざるは尙て文字國として觀たる日本的眼より見れば殆んど想像の外にあり試に一二の新聞に就き其購讀地の範囲を査するに其八分は天津に止まり北京保定の附所に遷徙するもの一二分其他の地方に向つて遷徙するものは極めて少數なり以て一般民智の程度をトすべきなり且つ最も其程度の幼稚なるは各社一つとして採訪者を設くるものなきことなり北京の如き地には便宜委嘱通信員を設くるものなきに非ずと雖も其通報字數によりて其報開を區別するを以て飾るに無用の文字を以てし且つ小事を誇大にし當邊の事項の如きは影を擱

へ風を捉ふると一般毫も信を捨くに足るものなし蓋て某社の主筆は誰なるかを一文那人に向ふ支那
人答へて曰く今別に主筆あるなし然と期と即ち是主筆なりと移して以て支那新聞一般の評語となす
べからば

第二節 外字新聞

北清時報

本紙は初め北清新報の名を以て明治三十四年佛租界に邦人西村博士幹の下に發刊せられたるものに
して當地に於ける邦語新聞の嚆矢たり最初は週刊なりしが後日刊となり終に日刊となり北洋日報
と改題し明治四十年に至り更に改めて現今北清時報となる本社は新聞事業の傍ら印刷機械を具へ
て一般の印刷事業を營む現今日租界に在り

北支那毎日新聞

本紙は明治三十六年八月株井多田市原小田切等二三本邦人の經營になり日租界にて發刊せられたる
邦語新聞なり初めは隔日發刊なれしが後日刊となる本社も亦一般の印刷事業を營めり

チャイナタイムズ (The China Times)

明治三十四年北京に於て英人コウエン兄弟主幹の下に日英清佛獨伊の數國語を以て刊行されしが後

三ヶ月を経て天津英租界に移り英語單一の日刊新聞となり以て今日に至る其主筆は常に俊敏なる觀察
家と該博なる智識とを以て東亞の情形を論じ特に日露戰爭に關しては他に率先して我國の正義を説
かたり本紙は記事確實性なるを以て北清に於ける最大新聞として多數の購読者を有す本社は又一
般の印刷事業を營みり

ペキン・ハンド・アンド・ケイバ (Peking and Tientsin Times)

明治三十七年三月天津に於て起きたる英字新聞なり初は週刊なりしが後日刊となる本紙は専ら保守
的英人の代表者にして其所説自尊の意を含めり英佛蘇租界局の機關紙たり現在英租界にゐて文具
販賣と一般印刷事業とを營みす

チャイナ・クリティック (The China Critic)

本紙は初め明治三十七年秋チャイナ・レビュー (The China Review)なる名を以て英國人マーマンなる
ものに當地に起したる日刊英字新聞なり英國御用紙なれば日露戰爭中は我國の外交及び軍事に關し
諱諱と虚偽とを掲載して英國の利益を増進せんことを務めたり四十年一月に至り今のチャイナ・ク
リティックに改號す舊に仍り機を窺ひ我國中傷の勢を執れり

ターリッシュ・テントン (Courier de Tientsin)

本紙は初め明治三十六年チャイナ・タイムズ社内に創刊せる佛語新聞なりしが暫時にて佛人に賣

渡された新聞機關紙と變じたる後現今の所有主之を引受け主體を改めて我國に與し日本軍中之隊は我國の正義を稱道したり本紙は毎週三回の發行なり

本紙は明治三十八年に佛租界に生れたる佛語新聞にして論旨はターリード・ハンチング紙に反對す初は週刊なりしが今は毎週二回發行となれり

ターゲハッカム (Tageblatt)

本紙は明治三十七年秋天津佛租界に於て發刊せられたる獨語新聞なり當時の主筆は在伯林東洋同學校出身のマウツィにして獨國勢力の扶植と北清事情報道とを以て本紙の任務となせり且下の主筆が我國陸軍士官學校に教鞭を執りたるコロソケなり本紙は日刊にして近來讀者を增加したり

第二十一章 宣講處及閱報處

第一節 宣講處

宣講處は近來の創設にして通俗演説會場なり主として舊俗弊風を矯正せんとするにゐるも其實興論喚起の爲め起つたる一種の新機關にして光緒三十一年初夏の頃米國商品に對抗せし際當地の有志

者も之れが鼓吹に感づ始めて天津舊東門外天齊廟に宣講處を創設せり目下現存する者を左の四ヶ所とす

一 天齊廟宣講處 東門外にありて舊廟に大修繕を加へ光緒三十一年六月一日開設す

一 西馬路宣講處 西馬路に在り光緒三十一年十二月五日開設す

一 地藏庵宣講處 河東に在り光緒三十一年十二月十日新築開設す

一 古第寺宣講處 河北に在り光緒三十二年七月五日新築開設す

此等宣講處の經費は總て有志者の義捐金に成るものなり一定の主講者ありて毎夜七時乃至八時より開講し十時半乃至十一時に至りて止む其組織は總理宣講師書記庶務役夫等にて各其事務に任す宣講處の禮堂は正面に演壇を設けて開演の場處とし後方には深板を掛け其の前方一面に長廊掛を列ねて參聽者の座席に充つ一見學校の大教室に似たり演壇の後面には講演者等の控所あり又側方には茶室ありて休憩時の喫茶吸烟の場處とする參聽者は何人を論せず之れを許すも唯學校生徒には之を許さず參聽者よりは聽料を徵せず唯だ喫茶する者より茶價を徵す蓋間は其家を他人に貸與して經費を補ふ參聽者は通常平均百人内外なれども或る緊要の問題起るに會へば數百人に及ぶ事あり其總額は多く有力の紳士にして之れが監督を爲し講師は有志者の時務に通する者之に當り其宣講の問題は時事に關する事件及新聞紙上に現れたる事實及風俗改良に關する事等多しとす又講師以外に出演せんと欲

する者は之れを同處に申込みて何時にも演説する事を得總て平日の談話を以て主とせり又其材料を供給するが爲め當地に於ける一二の漢字新聞雜誌等は自詡欄なる者を設け時事問題其他風紀上に關する事項を掲載し其便を謀れり參聽者の種類は一ならずと雖も多く中流以下にして地く靜虛に講壇す。

第二節 閱報處

閱報處は即ち新聞經理所にして各種の新聞雜誌及書籍を備へて公衆に縱覧せしむ其起因を尋ねるに光緒三十一年天津東門外に當地の有志清人の捐金を募集し商務半夜學校なるものを創設するありて夜間商家の子弟に費用を徴せず讀書を教授したりしが其後他に同種類の夜學校を設くる者ありたるより商務半夜學校の創設者は其原旨に依り學堂を變じて閱報社と爲せしに始まる蓋し當地清人千人に對し文字あるものは約一百人に過ぎず而して新聞を購讀する者百人中僅かに十人の比例なり斯くては人智を開發するに於て頗る困難なるを慮り茲に各種の新報書籍を備へて何人にも隨意に閲覽せしめ且つ其文意の明白ならざる處は之れを説明し更に夜間は文字を教へ文章を説明するの機關を備へたるなり目下當地に現在する閱報處は左の如し

一 啓文閱報社 東北城角の新築家屋にあり光緒三十一年六月創立す

- 一 小老爺商店閱報處 河東興隆街小老爺商店を修築せしものにして光緒三十二年十月創立す
- 一 草提花後看報處 河東伊太利租界草提花後に修築したる者にして光緒三十一年七月創立す
- 一 進明閱報社 河東遇街開上に修築せしものにして光緒三十一年九月創立す
- 一 日新聞報社 河東地藏庵宣講處内に新築せしものにして光緒三十一年十一月廿日創立す

閱報處の組織は總理書記庶務員役夫等を以て成立し總理は該處を監督し書記以下皆其事に從へり經費は總て有志者の捐金にて支辨し其出納は毎月各捐金者に報告す其總理は多く有力の紳士なり閱報處の體裁は略ば宣講處と同じく多くの机を設けて閱報の場處とし新聞雜誌書籍等は別處の卓上に陳列し閱報を望む者は先づ門前にて入場券を得各閱覽せんと欲するものを其管理人に告げて之れを借り受け隨意に閲覽し別に處置の控所及茶室あり喫茶吸煙を爲さんと欲するものは茶室に於てす開場の時間は午前八九時より十二時迄午後一時より六七時迄とす其備ふる處の新聞雜誌書籍等は多く其發行所より寄贈するものなり閱報者の數は一日平均五六十名内外にして午前よりは午後を多しとす又閱報處は重要の事件及對外問題等あるに遇へば其記事を掲げたる新聞紙を門前に貼付するを以て此等の事件あるときは閱報者の數も多きを加ふるに至るなり又該處には筆紙を備へて必要記事を寫し取る者に便にし尚ほ文意の解し難きものあるときは管理者は之れが説明の勞を取れり該處の目的は主として風氣を開發し人智を培進し時務に通曉せしむると云ふに在れども多數の集合を待つも

のなれば宣講處と同じく輿論の喚發にも與りて力あるべし

閲報處は更に夜間に至り文字を知らざるものゝ爲めに重要又は有益の記事を談話體にて説明するの機関あり北設備は殆んど宣講處と異るなく之れが登場を望む者は先づ其住所氏名を申し出で銀札を得ざるべからず開講時間は毎夜七時より八時半迄とす説明者は先づ説明する新聞の文字を黒板に記し其字義を説明しづきに其文意を解説し聽聽者は各筆紙墨を携へ來りて之れを寫し取るを例とす此に来る者は文字を解せざる下流社會の者を以て最も多しとす一度鑑札を得て登場するものは勉めて之れを繼續して成功せしめんとし猥りに缺席する能はざるの規定を設けあり

閲報處にして宣講處を兼ねるのは此の夜間の説明を爲さず尙閲報處にして此の設備なき閲處もあり

第二十一章 家屋

第一節 總 説

天津の家屋は其構造の材料様式及び裝飾等全く北京のものと同一なり北開市南京築城の後にわれば模式に於て一日の長あるにあらず然れども天津の地は開港場にして現今日歐米の居留者亦少からず

是等文明先駆者の思想及行動は北京よりも先づ此地に於て反影するは自然の趨勢なれば其細目に關して觀察を下し末節に就きて論究するときは天津亦一流の家屋ありと云ふを得ん加ふるに天津は商業地にして北京の如く中央政府官衙の所在地にあらず富の程度に差等なしとするも諸般の理由の下に家用に固定すべき資金を節し營業上流通の資金となさんとするは常識あるものゝ採るべき方針なるべければ天津の家屋は北京のものと自ら一段の差異を生ずべきなり要するに純粹の支那式家屋は天津北京同一にして即ち載せて北京誌第卅五章にあり故に本章に於ては其漏れたるものと補ひ且つ所謂天津一流の家屋に就き節を追々て説述せんとす

第二節 家屋構造の材料

煉瓦 北京に於て得らるゝべ傳泥停城又は澄渠等精良の煉瓦は此地に於ては製造するものなし天津市場の煉瓦の種類は唯左の二三種あるのみ

大開条 長七寸五分 幅三寸六分 厚一寸六分

小開条 長七寸五分 幅三寸六分 厚一寸二分

其他外國建築家の需用により新に製造したるもの

新 様 長八寸 幅三寸八分五厘 厚一寸七分

北 磚 長三寸七分 幅三寸七分 厚二寸五分
共に青色緑色兩様あり概して青色のもの耐久性を有す

又床敷用として左の二種あり

尺四磚 尺四寸二分角 厚二寸

尺二磚 尺二寸二分角 厚二寸

木材 日露戰爭以前は多くは鴨綠江より來れり松花松足れなり又福島より來れる杉木類あり其他の雜木は舟楫の便により隨所より入津す鴨綠江材は現今輸入するもの稀なり

櫟松 造材は心より切り削り三方の圓みを少しく落したるものにして之を斜板と稱し多くは此形式を探る長八尺以上十尺十六尺二十四尺等あり

黃花松 多くは丸太なり大さ徑尺五六寸に至り長さ又數十尺のものあり

杉木 小なるは足代丸太より檜材の大なるものあり多くは丸太なり

北海道材 鴨綠江の木材入津を絶ちてより盛に輸入せらる堅木は多くは枕木の型にして「タモ」桧桂木木は「ト」松にして角材に造る孰れも大小數種あり又板となし東にて販賣す堅木も角物な

きにあらず

外國材 「ドークラスフバー」角材又は挽立材なり大角は長さ六十餘尺のものあり挽立材には板床

板木等あり「チーク」其他の堅木は南洋より來る多くは角物なり

石灰 石灰に二種あり一は北京の西白馬山（俗に西山と稱す）より產出する石灰石より製したるもの一は蔚山より出づるものより製したるもの足なり前者は色白く土氣少し所謂高石灰なり後者は

色稍々青く粘土を混す前者に對して貧石灰と謂ふを得べし

石材 唐山石は最も普通に天津の家庭に使用せらるゝ石材なり所謂變岩石にして唐山より產するを以て此名あり性堅硬なれども脆弱にして工作に便ならず市場の現成形は厚四寸乃至八寸幅一尺乃至一尺五寸にして一条石と稱す西山石は北京の西江山店附近より產する粘土岩にして通常白濁石と稱す又北京の西周口店琉璃河等より產する花崗石あり其價格比較的貴きを以て多く用ひて屋根材料 蔚州の内北京にては陰陽瓦（同一の板瓦を陰陽に伏せたるにより此名あり）なるもの本瓦葺に次て行はるゝも天津にては本瓦葺の略したもの即ち丸瓦の代りに半漆喰をなしたるもの又は全く之を省きたるものとす瓦の大きさは幅五寸を常とす近來亞鉛引海風板を用ゐるもの間々これあり

高粱殼 此地方に於ける主要なる建築材料なり高粱は土人の常食なれば近郊到處に產す此堅幹の乾燥したもの我が玉蜀黍に似たり以て屋根を施ふべく以て壁の塗地となすべく又天井の骨となし障子の格となす實に農家の至珍なり

廣 其用途高榮に次ぐ到處の水地に產す。

第三節 材料價格及工銀

概	
煉瓦	一萬個 六十五弗乃至六十七弗
木材	鴨綠江赤松 一朴(八尺一寸角) 五十二仙
福州材	一料
日本材	一切(尺立方)
洋材	鴨綠江赤松より三割貴 一吋厚尺幅一千尺を單位とす
米材	四十尺のもの 四十二兩
堅木	五十兩
石灰	百斤 三弗四十仙乃至四弗
石材	尺角を單位とす其價五切以内のもの左の如く
唐山石	四十五仙
西山石	一弗
瓦片	一坪 三弗

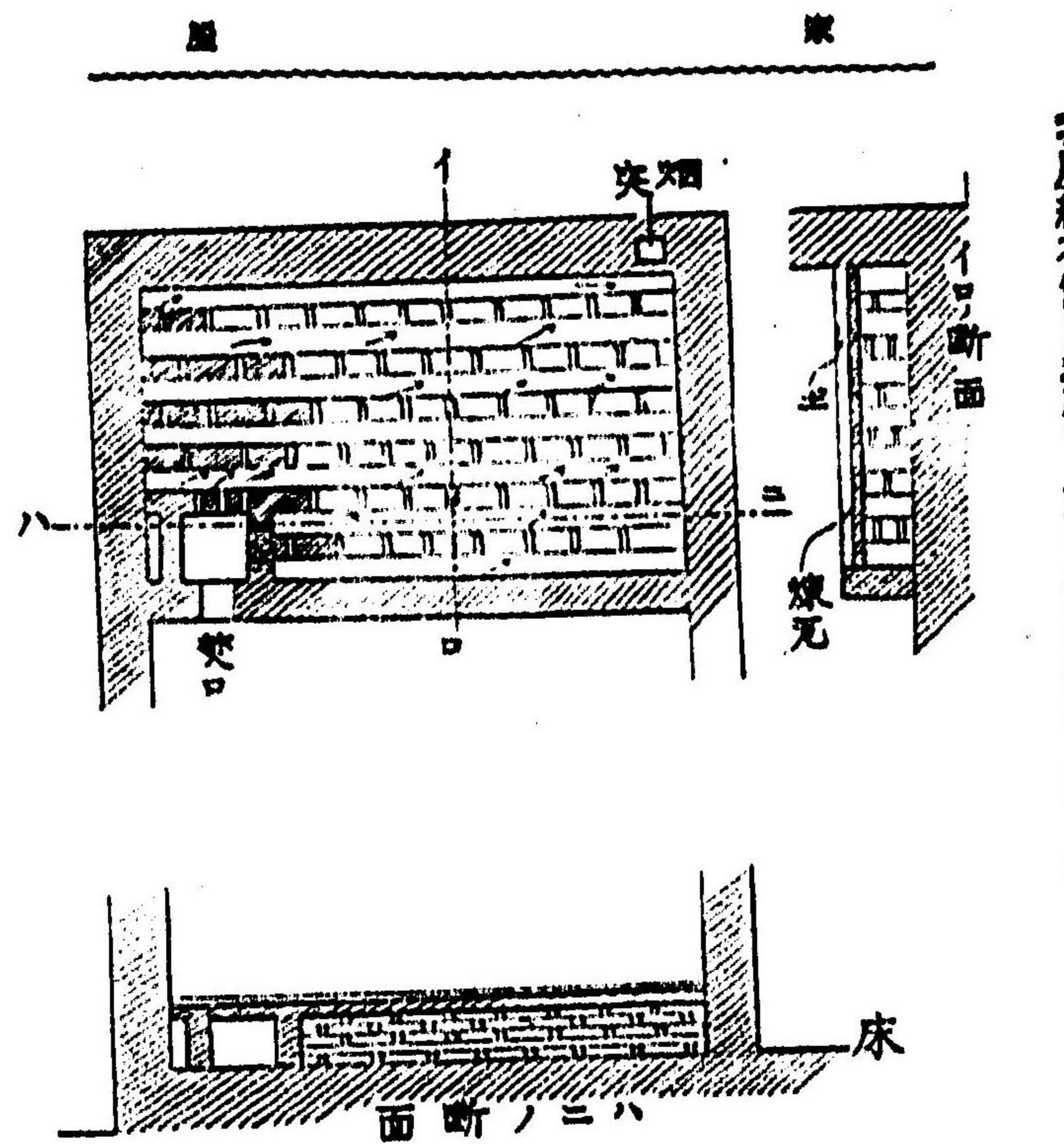
壁塗	(煉瓦地)	七十仙
疊	一疊	三弗五十仙
大工	一人に付	四十仙
木挽	三十仙乃至四十五仙	
瓦工	四十五仙	
石工	四十五仙乃至五十仙	
鐵工	五十仙	
苦力	二十五仙	

第四節 支那風家屋に於ける燐房通風及防濕 防暑の方法

北清にありては冬時寒威甚しく姪氏客點下十度以上に及ぶこと屢々なり而して寒風の床は多く煉瓦敷なるを以て冷氣殊に甚しそう支那人の防寒法は古來衣服に重きを置き室内の空氣を濁むるが如きは却て意に介せざるものゝ如し然れども亦た二三間有の燐房法なきにあらず今其大要を左に掲ぐ
火爐子 一種の火鉢なり多くは黃銅を以て造り(低價のものは白地素焼を用ふ白爐子の名わり)形狀

の構造に就て其一例を圖示せん要するに其構造は及工の経験と其材料によるものにして一定の方式と稱すべきものなし

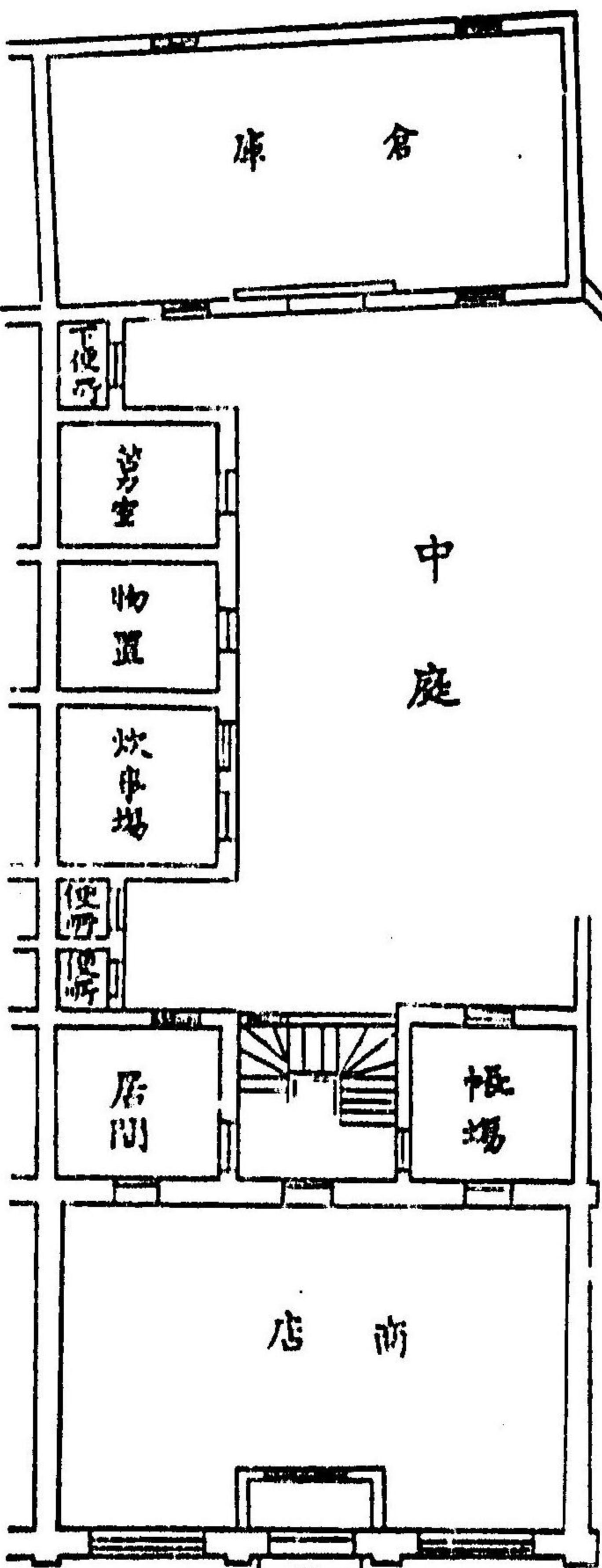
此地一般に雨量少なく谷氣の濃度多からざるにより防漏の用意あるもの極めて少なし然れども一度雨季に入るときは家屋の周囲漏氣溼潤して軒に達し引て室内に及び紙を汚し器具を損すること往々之れあり故に多少家屋の事に心あるものは地上約數寸の處に於て煉瓦に挿むに替又は木板を以てす既は幅を数寸と均しく切り厚一寸程に平坦に焼に積み込みなり木板を用ふるときも其厚略同様なり上流者の家屋に至りては地盤上約一尺乃至二尺の土壠を築き煉瓦壁下には敷くに供く長き石材を以てす此法は防漏の最完なるものなると共に體積及保有の點に於ても大に利なるを見るなり又床の敷設瓦面を脚き重油の混成物を一面に塗り尚ほ時々同法を加ふるものなり是れ亦床より来る漏氣



我所見花筒に類似し丈け約一尺大きさ之に適ふ燃料には煤球を用上粉炭と粘土とを以て泥製したる指
如火の球塊なり

頗る大の球塊なり
火^ヒ 煙瓦を以て築き床の一部を高くし
て北内に焚口及び煙道を設く燃料は高
炭の廢液を用ふ上面敷くに粗子^{カルバ}(毛起)
又は滑油を以てし北上に坐臥す上乗の
家風に至りては窓の全部を火となし研
磨したる敷瓦を以て之を覆ふ此式にて

八
を妙小に表現するものよりはむしろ



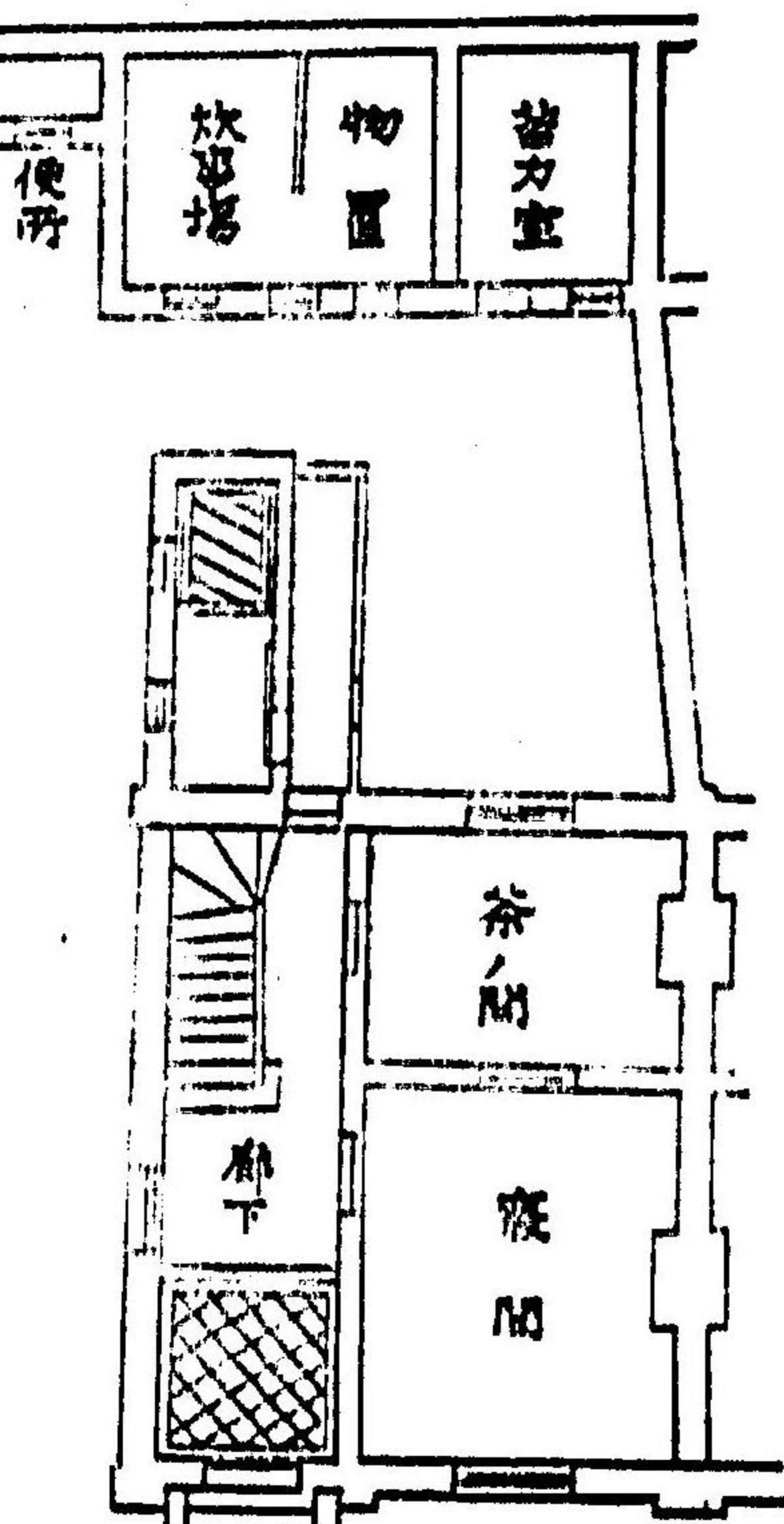
の様式なり其一例として圖を以て示さんされど北清事變以後居留地は百般の事項に就き専しく創目の進歩をなし各國租界の家屋の如き構成と實用を兼ねたる大建築陸續として經營され特に英租界地の如きは最も早く開けたる租界なるを以て街巷其他衛生工事の設備稍完全に整頓し建物亦た宏壯見るに足るべきものなきにあらず左圖は北清事變以後の建築物の範例として掲げたるものなり其規模固より苟よに足らざれども近來正式の教育を受けたる建築家の此地にゐるを知るべし然れども何れの殖民地にも同様の弊あるは免るゝ能はざる所なれども特に當地に於ては元來器用ならざる支

の幾分を防ぐに効あり但し此地亞米利堅者等は悉く知て之を行ふに非ざるなきを疑ふなり
清國は熱帶にあらざるも夏季三伏の暑熱烈にして照射の處往々攝氏六十度以上に及び樹陰尚四十度に達す支那人の之に対する法ニあり水塊と天棚とは是なり
水塊を以て暑氣を遮くるに要する器具は方形の容器にして製作法殆んど我が桶と同式なり唯蓋あるを異なりとす之に水塊を満たして室内隨所に放置す若熱を減じ又蠅を防ぐに足る水塊は天然氷にして其價甚だ廉なれば中流以下のもの亦能く之を使用す天棚に就きては北京誌第三十五章第八項に詳述しめば略す其工人は冬季開放なれば夏季の收入を以て一歳の計をなさんと欲し顧客を見て法外の價を求めて厭かず

第五節 居留地の家屋

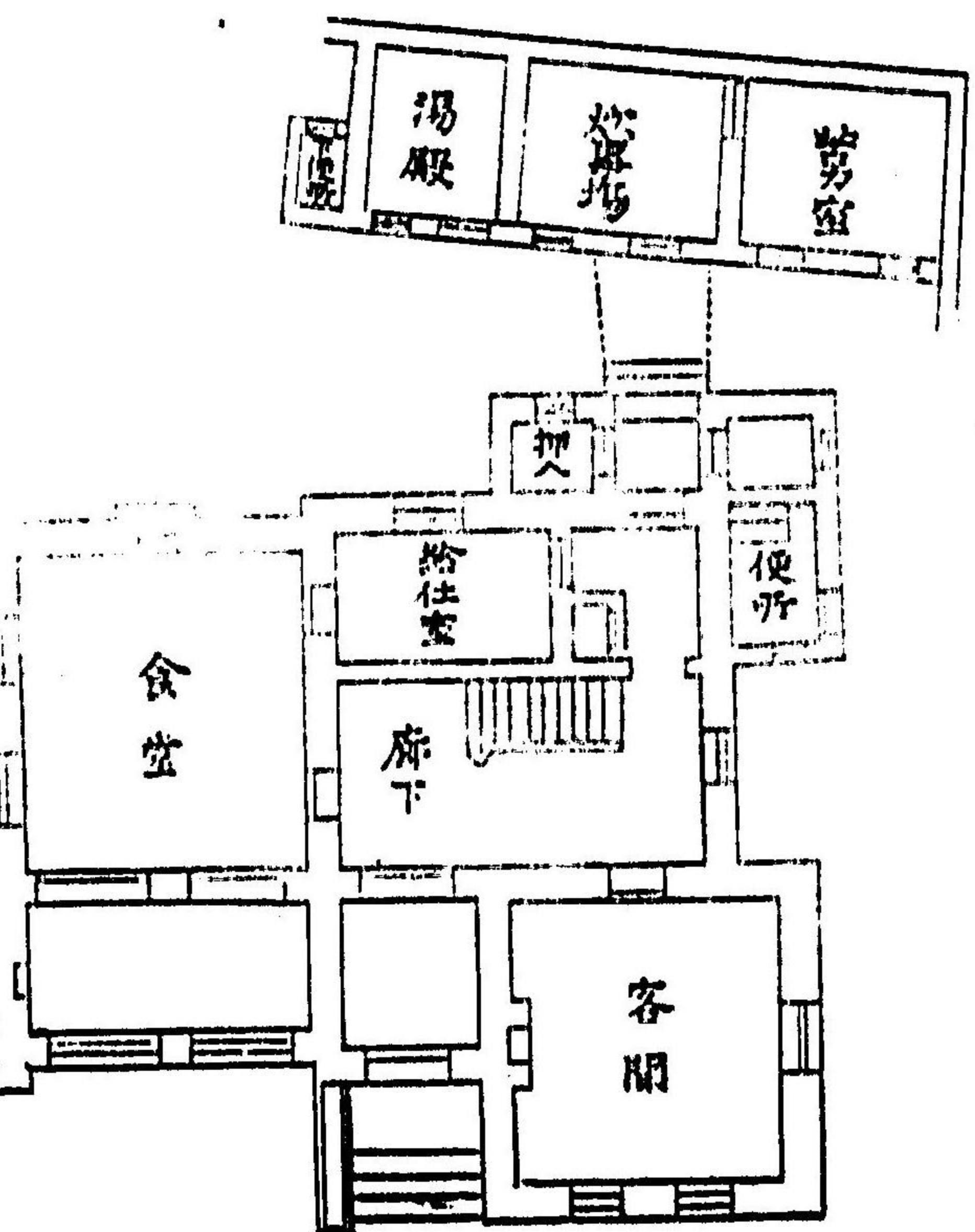
當地各國居留地に建築せられたる家屋は一律に支那式家屋と全く其趣を異にする一方にて之を問はず即ち清國の材料工人によりて造られたる西洋館なり勿論其微細の點に至りては各其國風により多少の差異あるべく且つ居留地の氣候風土に應じて相當の參照を加へたるものなきにあらざれば其本國のものに比して亦多少の相異あるを免かれず概して二層の煉瓦屋にして木造の床を張り瓦又は海風板の屋根を架し漆喰を用ひて天井を造る其様式は一種の「コロニアル」或は單むべき折衷式即ち過渡

那職工の爲めに施工法殆んど其極度に下落したり故に賃家の賃價の如きは各其本國に比し較々低廉なるを常とする家の配置法等に著しき差異なしと雖も炊事場及厨人部屋と本家との關係に於て一様の明瞭なる特色ありと云ふを得べし而して其方法は支那家屋より來れるを見る即ち茲に掲ぐる數圖は其一例と見るを得べし支那雇人ある家に在ては多く之を本家に住せしむるを好まず離居を以て之に光つ其不潔の習俗を厭ひ臭虫等の傳播を防ぐの用意あるを見るべし炊事場は燃料の關係及汚物の整



我日租界の家屋には本國の流儀を襲ひ聲を取き障子襖を用ひたるものあり多くは割烹店の類又は中

取る所以なり



流以下の一室を以て縦食起臥を兼ねるの便法に執着する者の間に行はる然れども此等の家屋の周囲は多く煉瓦壁にして硝子窓を有す此地冬春二季風塵甚だしく障子の構造之に對して變化せざるべからず且つ夏季の暑熱及冬季の寒冷に對しては家屋の建築上亦た自から新案を要す北消に家を營まんとするもの頗らく意を茲に注がざるべからざるなり

第二十三章 燃 料

天津地方一帯は薪材に乏しきを以て住民の用ふる主なる燃料は石炭「コークス」木炭煤球兒(所謂炭

圓なり。其他劈柴及び草根高粱稈麻秆、粟、麥等雜穀の料を以てす而して石炭及び「ローグス」は工業用を除くの外各外國專管局留地及び清國中流以上の暖室料に川ひられ其他は一般に炊事及び雜用に供せらる。

第一節 石炭

一般人民の用ふる石炭は通常有煙炭にして無煙炭之に次ぐ有煙炭產地の有名なるは開平炭坑にして三坑あり毎坑一日平均約一千噸内外を産出し餘の三個の小坑より採取するものを合せば一週間の產額總計約二萬五千噸に及ぶと云ふ天津には河東貯炭所と稱する開平坑務局の石炭販賣所あり貯積額は常に一定せざるも平均一噸價格十元を以て販賣せり。

無煙炭は北京西方の西山一带より産出するもの多く天津に於ても發賣せらる但し品質不良にして有煙炭を混せりと云ふ其他直隸省順天府より河南省彰德府地方及び山西省に亘り無煙炭を産すること夥しく開平炭礦と相對して有名なる石炭產地なるを以て近時北京「シンジケート」の經營探掘する所となり遠からず天津市場に現はる可しと云ふ又近時山東省石炭會社の採炭は青島天津間に二隻の運炭船を用ひ専ら粉炭を販賣せんとするを以て現今猶少額なるも將來は天津の石炭供給は極めて豊富なる可し

第二節 木炭

木炭は主なる燃料の一なれども其價貴きを以て清國中流以下の住民は多く之を使用せず只上流者の採暖用其他料理店の炊飯用に供せらるゝに過ぎず木炭は其製造法により白炭黑炭の二種に區分す更に其の品質の高下により各一等炭二等炭三等炭及煙頭の四種に別ち白炭の一等炭を最上位とす其種類に從て價格大凡左の如し

但し夏期の價格に依りたるを以て冬期は若干の騰貴を見ること勿論なり

種類	單位	價格	種類	單位	價格
白一等炭	每百斤	五〇〇〇	黑一等炭	每百斤	四〇〇〇
同二等炭	同	三八〇〇	同二等炭	同	三一〇〇
同三等炭	同	二九〇〇	同三等炭	同	二五〇〇
同烟頭	同	一四〇〇	同烟頭	同	一四〇〇

此等木炭は多く直隸省深水縣下(天津の西北方約四百精里)及び西山(天津の西北方約八百精里)一帶より產出するものと直隸省遵化州(天津の東北約四百精里)北方の山脈中より產出するものとあり大抵毎年陰曆八九月より製造を初め翌年六七月に至りて止む故に產出は冬季を最とし六七月雨季に際しては產出額に減少し僅に三四月頃製造せるものを搬出するに過ぎず運搬の方法は馬背により又は

馬車載とし若くは河舟の便による

天津に於ける木炭の集散所は堤頭一帯にして大小二十餘の問屋あり今其重なる問屋及び平常現荷高を舉ぐれば左の如し

問屋名	所在地	在荷量	問屋名	所在地	在荷量
桐興厚	堤頭	約百萬餘斤	富源號	娘ヶ宮南	約百萬餘斤
坪外	同	同	承德號	堤頭	約七拾萬斤餘
四合順	候家後	約八拾萬斤餘	福昌號	同	同
萬盛號	堤頭	約百萬餘斤			

第三節 煤球兒

煤球兒は所謂炭團にして石炭末或は木炭粉に粘土を混じ或は之に硫黄を交へ水を以て練り固めたるものにして之を燃焼すれば青烟を放ち且つ黒臭を發す是れ硫化水素燒酸硫酸等の混合物を生ずるを以てなり故に人身を害すれども火力強く且つ廉價なるを以て廣く清國中流以下の煤爐用又は炊飯用に供せらる煤球兒を用ふる煤爐は煙突を用ひざるが故に石炭の粉末を以て製する時には必ず無煙炭粉を用ひざるべからず煤球兒は其製法容易なるが故に地方村落民家の副業となり別に問屋と稱する

程のものなし通常肩擔又は馬背或は車載して市中に販賣す每百斤の價格約七拾仙内外なり

第四節 暢柴

已に述べるが如く天津地方一帯には通常薪材と稱せらるゝもの殆ど無し其市中に用ふるのは只僅に木材の碎片等を小割したものにして之を暢柴と稱す列國軍隊駐屯以來其需用を充すため附近の部落にて特に製作し舟又は荷車を以て運搬し来る從て一定の產地なく又一定の輸出港なしこれ何人にも小資本を以て隨意に營業し得るを以てなり強て一二の產出地を指定すれば楊柳青(天津を距る南方約四十里) 及び北京西方西山一帯より搬出し来るを常とす價格は每百斤約一升内外なり

第五節 其他の燃料

以上の外薪根高粱秆其他雜穀等の秆は天津の周圍百里四方の地より產しそく農家の副業として天津に搬出するものにして特に記す可きものなし而して此等の賣賣問屋とも云ふりたものは柴廠子と稱し河東に二十餘軒其他南門外河北を含すれば三十餘戸ありと云ふ

第二十四章 家禽及家畜

第一節 家禽

天津及び其附近に於ける家禽の重なるものは雞及鷄の二種なり稀に七面鳥鳶鳥及び鳩の飼養を見る。ことあるも其產額大ならず今此等に就きて左に其梗概を陳述すべし。

第一 雞

一、原產地及徑路 滅國人は曰く與天地共在又曰く原屬大荒窮追不及其苦と歎息を翻譯するに獨の國山麓に獨子雞なるものあり野生の雞なり其形貌は雉子よりは寧ろ家雞に酷似し殷冬の候食餉の缺乏に苦み時に或は天津塘沽邊迄飛來す一年一二回土人之を捕獲す土人は之を呼んで石雞と稱し山幸の靈鷲をトするに供す云々とあり然るに秦西史家及博物學者の説く所に據れば雞の原產地は或は東南印度と云ひ或は馬來半島と云ひ或は安南地方と云ひ諸説紛々宋だ確定せや今暫く秦西史家等の説に従ひ其原產地は支那にあらずと假定し更に一步を進めて其輸入の徑路を查考するに二方面よりせしを認め得べし即ち

第一は雲南省及四川省の南部を経過せるもの第二四川省の北部及伊犁方面を経過せるもの第三

り而して其の第一に屬するものは固ち安南交趾支那等の原種にして重體の肉用種に屬し専ら湖南湖北福建安徽等の諸省に傳播し北京に至りて止む第二に屬するものは四川省山西省直隸省及遼吉瀋洲等に傳播し専ら輕身の產卵種に屬するものなり之を旅行家の記事に従するも北京以南は漸く重身種を增加し北京以北は漸次輕身種を増加するの事蹟歎々看察するを得るが如し

二、飼養地と種類 雞は各村落到處に飼養せられ農家の副業としては必要缺く可からざるものとせらる然れども其利益は極めて細小なるを以て未だ一家の専業として從事するものなく僅かに小貿本を以て細利を收拾するに過ぎず從て種類の改良繁殖飼養の方法特記すべきものなく唯舊來の風習を無意識に應用するのみなり故に其種類極めて少なく到處同一種類を飼養し諸外國に於けるが如く異形變態のものあるを見ず多くは一二種の雞種にして天津附近及以北に於ては輕身の產卵種北京附近及以南に於ては重身の肉用種を飼養し雞色單冠のもの最も多く稀には白色灰白色若くは黑色鵝鴨色のもの及び當花冠のものなきにあらざるも其數極めて少し輕身種は社雞四百目化雞三百目のものまた稀ならず通常四五羽乃至十數羽を飼養し三十羽以上を飼養するは一村落中極めて稀なり而して其四五羽を飼養するものは別に特種の設備をなすにあらず唯納屋若くは雞具小屋の梁上に一二の横木を結付け其下に席の破片を以て床を張り以て挑糞の散亂を防ぐに過ぎず然れども少しく多數を飼養するものに至りては屋外直後若くは納屋の軒下に矮小の陋屋（高三四尺幅三尺長八九尺の長方

形)を設け其一端に出入口を備へ内部には上下の二層を作り縦横に木枝若くは薄板を以て懸架を作り其内に棲息せしむ

生産地は極めて廣く市外四郷は勿論遠く山東山西の諸省より輸入せらるゝことあり然れども深州唐山附近より輸送し来るもの多きが如し此等の地方に於ては一家數十羽以上數百羽を飼養するものあり殆んど半專業的なりと各期に熟肉として輸入するもの多くは此地方より來れるものなり

三、飼養法及產卵

○飼養法 鶏は一般に放牧的に飼養し特種の欄内若くは廻中に籠置せしむること稀なり普通常例の家境内に遊食せしめ境外に逸出せざらしめんことを力む然れども食餌投求の本場外に脱出し偶々以て隣境の吃資を受くること稀ならず故を以て羽翼を裁断して高飛を防ぎ社雞を隔離して遠遊を抑止するの習慣あり概して家禽は見女の專業にして養豚は家婦の副業と見做さる其食餌は一日僅に高粱一二タを給するに止り別に魚獸肉若くは骨粉乾魚等を與ふる事なし又米糞用草相としては別段の栽培なく唯僅かに白菜の屑片を放給するあるのみ通常一社に配するに六七社を以てし終日同様せしむるは產卵に寄りかゝるに一日僅かに二三時間の外は常に社雞を隔離密閉してその鳴聲を遮断せしむるに過ぎず是れ一は產卵増殖の爲なりと雖も抑もまた化雞が社雞の鳴聲に惹かれて意に分散遠去せざるを期するにありと云ふ

○產卵 一年鳥は十月十一月(六ヶ月目)頃より產卵を始む翌年一年は最良產卵期なり第三年目に至れば相その数を減するを以て第二年の秋季に至り新鳥の產卵するを得らず市場に携帶して販賣するを例とす產卵は初年一年間は百五六十乃至百個を產するも次年に至れば半數乃至三分一に減少するを以て收支相償はざるに至ると云ふ卵は體身相は一個十三外内外重身相は十七八外内外の重畳を有し純白色のものを最良として灰白色のもの之れに次ぐ多くは千個入の揚蓋に充載して市場に運搬するを例とす貯藏法は石灰木屑等に埋入すること多きにあらざるも多くは小豆高粱中に挿入し寒冷なる時所に放置するを例とす

四、孵化法 母體及人工孵化法の二種あり母體孵化法は我國農家に於けるものと同一にして一母雞に產卵七個乃至十二個(鶏卵は五六個七面鳥鶏卵は四五個)の割合を以て抱化せしむるものと云ふ(特に七面鳥を飼養し此目的に供するものあるも七面鳥の飼養法及幼鳥教育は容易ならずとなし一般に普及せず)人工孵化法は我國に於けるが如く複雑なる器械を使用するにあらず極めて簡単なる形式によりて施行せらる此法は文那に於ては遠き以前より既知せられ千百年以前の背時より傳はれるものゝ如し傳説によれば馬糞中に落葉せる一卵日光の爲に偶然孵化せしより想起し此法を案出せりと云々但し其年代及歴史を察するを得ず現今に於ては人工孵化法は國中到底實行せられ難いの過半は此法により孵化せるものと云て可なり其形式は各種各様にして一定せず各自の好む處に從

ひて營業す左に天井附近に於て使用する形式の櫛板を示る。

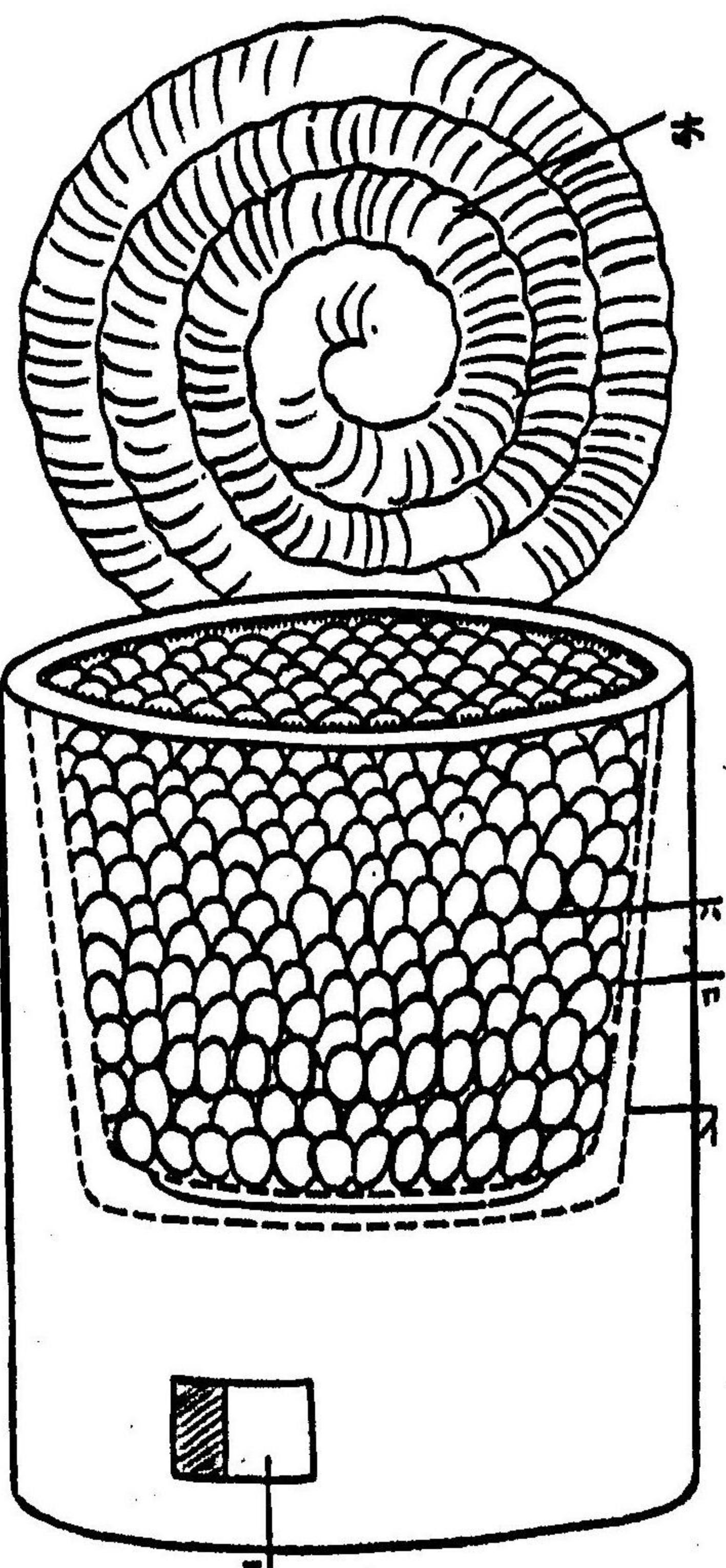
天井と在る西方約三間の處に吳家晴天井^{ウガツカイテイ}の二小村むか各一個の解化所を有す六十年以前の創立に係るものにして其構造設備及解化方法等の大要は左の如し

甲、構造 約二面坪内外の一小地區を割し統らすに支那常式の煉瓦塔を以てし内に小爐を建設す即ち解化室なり該室は間口八間奥行二間建上二間半の一室にして前面す一間びの通用口二個所あり又一間外に地上一間の高さに於て三尺四方の窓一ヶ所あり東西北の三面は閉鎖す土床にして粗製煉瓦を以て建築せり其縦線に従ひ普通天井の高さ(八九尺)に一層の地床を作り更に之より三尺の高さに於て又一層の地床を作り西壁は二三寸大の東洋を以て圍繞せり屋内の兩側には十八個の缸(水瓶後に掲ぐ)を並置す中央線の地下は通路なり

缸は高さ四尺口徑三尺厚さ二寸の大土瓶なり下部を二層に區割し側面に焼火口を設く内に土盤三四個を重ね置く或は鉢を代用することあり

土盤は厚さ二寸直徑一尺の土製の圓盤なり
覆蓋は厚さ二寸にして粗鐵を以て組合せる圓盤形の覆物なり缸口を覆ふに用ふ

入口の戸板に既大の小孔三個を穿ち之れより光線を射入せしめて透光を作り以て檢卵の用に供す
楊枝籠は直徑二尺深さ一尺五寸の竹形にして卵を充載するものなり



其外七間に二間の東西せる二棟(技術家の居室及納屋)及南面せる小屋一棟を建設して雜用に供せり

乙、事業方法順序及解化器
方法 解化室を開く時節は年により多少の遅速ある。陰曆二月二十九日(陽曆四月十一日)を以て其第一回を開始し五日毎に缸數を増加す使用缸數は總計十八個なるを以て第一回に於ては缸數四個

第二回第三回に於ては各四個第四回第五回に於ては各三個を充用す毎毎中に各一籠を置き一籠に卵一千四百個(雛卵は七八百個)を充載するを例とす故に一年の孵化数は一萬五千羽の多きに達す而して死亡率は大約其三割と見做し置けば大差なしと云ふ

順序 専業順序は先づ雛卵を精選して之を籠中に並置し籠は之を缸中に入れ木炭火を用ひて缸内の土盤を熱し以て盤上の卵籠に熱を與ふ一日三回(午前六時正午十二時午後六時)卵を他の籠に移し彼我交換するものとす是れ上層下層を倒して温度の均一を得せしめ且つ卵の各部にも可及的同一温度を普及せしめんが爲なり第五回に至り詳細に各卵の孵化力を點検し其不良のものを排除す第十回に至れば卵を籠より取り出し第一層地上に移し切葉木屏等を以て敷詰めたる席上に並置し更に蓋を以て其上を覆ひ置くなり斯の如くして放置すること五日間にして更に第二層地上に移し二十一回目(雛は二十八日雛七面鳥は三十一日)に至れば卵殻は自然に破裂して雛鳥其内より出頭すべし此に於て之を取り出し水と高粱米若くは練餌とを與ふれば踊躍歩行して食餌に就くに至る其需用は極めて多く隨て孵化すれば隨て賣れ行き四五回以上停滯すること稀なり大抵一羽一籠乃至二籠にて貿求め更に之を三籠乃至四籠にて貿るを例とす

孵化温 成績の良否は一に採溫の適否に關するの運は既に常に知悉せりと雖も別に驗溫計驗溫器等の設備あるにあらず一に経験と熟練とを以て僅かに其成功を期するに過ぎず溫度調節は多年の経験

上皮膚の感觸により之を識別するを得と云ふ期に第一期(雛は五日間雛七日間雛十日間)は發汗温(第一回第二回)は攝氏三十九度八九分となし此より漸次遞減して三十八度の間に止せしむ)第二期(五日間)は皮膚温(攝氏三十七度八度より漸次遞減して三十度に至る)となし第三期(十二日間)は初夏温(二十七度八度)を持續せしむ其他外氣天候等の關係より多少の變動を要する場合あり且下高村附近には僅かに四名の専業者あるのみなり

五、市場及消費 市内に大市場三個所あり佛國租界英國租界に各一個所支那市街に一ヶ所毎日午前七八時開市(支那市街七時外國租界八時)十時若くは十一時に至り任意に退散す一般に支那市場は早開早閉にして外國市場は遅開の習慣あり是れ支那市場の顧客は多くは男子にして外國市場の顧客は多くは婦人なるによるならんか支那市街に於ては別段の構造を有せず又僅かに路傍の兩側に雜然陳列するに過ぎざるも外國租界に於ては大規模の建物を有し設備略完全し其佛國租界の者は幅九間長さ七間の大伽藍にして四列に區分して陳列し此外に大廊下を設け以て牛豚肉雜貨等の小賣に供す英國租界のものは更に大規模の構造にして間口十間奥行五間のもの十一棟を並建せり然れども門下は僅かに其四棟を使用するのみ賣賣繁盛なるは九時より十時間にして其雜貨は殆んど名狀すべからず

市場統計 精密なる統計を表示するは極めて困難なり何となれば來客の如きは稅關の調查により精

其模様を窺知するを得べしと雖も末食に至りては據るべき材料なく加ふるに聚散常なく常に小商人の擔桶負荷により賣貰さるもの多きを以て一々之れが調査をなす能はざればなり左に掲ぐるもの六十日間各市場を巡回し又當地の專業者十大家に就き其意見を徴したるものと綜合せるものなり

天都市一日の消費額及市價

品目	最高	最少	平均	最低	最高
牛馬鷄鴨兔肉洋小雞鴨鷄	100,000	10,000	50,000	10,000	100,000
野	—	—	—	—	—
鴨卵	100,000	10,000	50,000	10,000	100,000
鴨子	100,000	10,000	50,000	10,000	100,000
雞	100,000	10,000	50,000	10,000	100,000
鷄	100,000	10,000	50,000	10,000	100,000
肉	100,000	10,000	50,000	10,000	100,000
水	100,000	10,000	50,000	10,000	100,000
食	100,000	10,000	50,000	10,000	100,000
鹽	100,000	10,000	50,000	10,000	100,000
其	100,000	10,000	50,000	10,000	100,000

第二
卷
鴉
子

以上の外殺肉と稱し汽水船辺により輸入するものたゞ多量を多く一に卸す外にタリヨンを輸入として一定せずは豚最多く羊野牛は少なし其他の各期に於ては北歐は稍々少く且つ一定せず

一、產地及種類　鶯は體軀の大小により二種に區別す大なるものを北京種子と稱し其瘦弱と少
なるものを普通種と稱し各地に飼養せらる鶯は其產地雖の如く廣汎ならず是れ雖は各地各村到處に
飼養するを得ると雖も鶯は遼河深泓沼澤等牧地の土地に依らざるべからざるを以てなり天津附近に
於て最も重なる飼養地は白河沿岸及遼河の兩岸にして最も多く飼養するは北京及保定附近一帶地なり
飼養者は一戸にて數十乃至數百羽を飼養すること稀ならずと雖も飼養戸數僅少なる爲め產額は雖の
千分の一にも及ばざるが如し

普通飼養せらるゝは牡六百目牝五百目内外の重量を有し白色最も多く雜色之に次ぎ純黑色のものは
甚だ稀なり而して北京種と稱するものは一隻目乃至一隻五六百目内外の重量を有し雄壯偉大なるこ

と遠く前者の及ばざる所なり

二、飼養 一般に青大豆及高粱の粗末を混じ之に穀を加へ練餌として與ふ稀には豆餅燒附精等を與ふることあるも發育大ならざるを以て有利ならずと云ふ其分量は一日僅かに二三夕に過ぎず爾後は沿岸泥土中の介虫を摂食せしむ然れども多數飼養するものに至りては一種の混合料（大豆高粱粟穀等の混合物）を製し常食に供す

三、孵化法 雑の旗下に述べたるが如し

四、市價 鶩は產卵の目的よりは寧ろ肉用として飼養するを以て九十月の頃に至れば市場に吐出するを常とす普通種は一羽七八十錢なるもその大なるものに至りては一圓五六十錢乃至二圓五六十錢の高價に昇るものあり市場に搬出する際には鴨子食なる一種の丸剤（高粱大豆穀の粗末に塵土の多量を混じたるもの）を製し之を強食せしめ以て秤衡の重量を偽装することあり精密の検査を要す卵は其重量雞卵に比して大なるを以て從て其價も高く普通二錢内外なり

第三 七面鳥（洋鶩、火鶩）

北京保定等の各地及山東省濟南附近より輸入し来る大抵一市場に十乃至五十羽を保留しもあるも販路は極めて極少なり又雞鳥の生育には熟練を要するを以て營利上の目的には適せずと云ふ然れども性

質温順にして歩行頗る緩慢なると價格巨大にして多大の孵化力を有するとにより廣々孵化用に供せらる

第四 鶩鳥

鶩の如く河沼地に飼養せらる大食なるを以て營利上の目的に適せざるも愛玩用として飼養せらるゝもの少なからず

第五 鳥（鸽子）

専ら山東省の各地芝罘濟南方面より輸入せらる多くは野鶴の幼鳥を捕獲して飼養せるものにして村落の兒女之に當り專業とするものなし

北溝地方に於ける主なる家畜は牛馬驥駢羊豚の諸種にして駒駢は僅かに北京東古間に飼養せられ水牛駢駢等は絶無と云ふて可なり今左に主要なるものを述述すべし

第一 馬

一、產地及種類 馬は其產地甚だ廣く東西南北の各所に產出す就中最も多く產出するは四川省陝西省の全部及東三省山東山西甘肅雲南等の一部なり然れども最大の馬產地と稱すべきは即ち蒙古にして清國馬匹の中八九は皆此地に產出するものなり此地方に於ては馬匹を以て貢税に代納せしむる所あり其價格は地方により一定せずと雖も通常一頭に付き八兩乃至十二三兩に換算す稀には三十餘兩に至る事ありと云ふ北清地方に於て専ら使用せらるゝは蒙古產にして張家口を經由して輸送せらるゝものとす蒙古馬を大別して左の二種とする

一、東部蒙古產一名伊犁馬

前者は脊低く肉厚くして短骨質身の體を呈し俗に所謂滿洲馬と稱するものは是なり後者は長身輕肉にして殆んど西洋種に類するものは是なり其產地は東部產最も多く西部產は極めて少數なるを以て東部產馬は蒙古馬を代表す

二、用途 馬匹は其用途甚だ廣く或は騎乘に役し或は駄載挽車の用に供し或は耕耘製粉等の業に服せしむる等何れも勢力の多寡若くは速力の甚大を要する場合には大概之を使役するを常とし戰時に於ても亦騎乗に挽車に駄載に多大の勢力を使用して人力の缺陷を補給せしめ平時に比して用務一層重且つ大なるものありて他畜類の遠く及ばざる所なりとす故に歐米各國に於ては夙に馬匹の改良に

銳意し我國に於ても挽近頃りに之れが改良を謀るに至り清國に於ては未だ此曙光に接せざるにより馬匹は依然として數世紀以前の舊態を存し體格矮小性質粗野にして殆んど半野生的の狀態に停止せり然れども乘馬の因習廣く流行するを以て各人多少の智識を有し一般に騎乘の術に通曉せり且道路平坦にして柔軟なる塵土なるが故に廣く挽車に用ひられ客車には一頭立の馬車多く客車には三四頭引のもの最も多く稀には七八頭を繋駕するあり而して其車輛に役する者にして臺馬と稱する車輛直前に繋駕するものには盲目馬を用ふるの習慣ありて甚だしきに至ては故意に眼瞼を刺絆して盲目たらしめ以て此目的に刷はしむることあり殊に最も奇觀なるは一車輛に牛馬驥驥を混用すること是れなり其性質の異同は休止の際にありて馬は起立し牛は牛臥し驥は反轉し驥は間食する等其特質を表示して個々別々の運動となすと雖も一旦車輛に繋駕するに及べば能く一致協同の動作をなし互に相反撥する事なし是れ使役者特得の技能として誇る所なり馬車夫は通常一本の馬鞭（長三四尺の木竿に六尺乃至一丈の長索を附せるもの）を手持し鞭打して一種の警音を發し馬匹の怠慢を戒め又一頭の奇駕を發して左往右往を命ず馬は能く其號令を聽知し左右前後に進退す其狀訓練せる兵士の進退に彷彿たるものありて其巧妙實に驚くに堪へたり

三、市場及市價 天津市に於ける馬匹の市場は南門外に在り三六九の各口に開設す其方法は我國の舊法と同じく賣買者相互に手を袖中に握り双方の意思を交換するものとす是れ馬價は人々見る所

と異にして高低一様ならざるを以て彼我の秘密を保護するが爲めなりと云ふ多く仲介者ありて相互通の調和を謀り約成れば平拍ちの音取りとなり雙方より一二歩の手飲料を敬するの習慣なり萬一契約の後に至り痴疾惡病等を發見し彼約の止ひなきに至るときは數々兩者の間を往來して調停を試み容易に破約に至らしめず故に双方譲歩して終に泣寝入りとなること多し是れ即ち彼等仲介者の技術と信用によるものなりと云ふ

市場に聚來する馬匹の數は通常百頭内外にして多くは劣等馬なり上等のものは大概馬號に榮留し就て見るを例とすと云ふ價格は體格年齡毛色時季及調教の程度等により同一ならざるも大抵四尺二三寸にして六邊白毛のものは七八十圓を通常とす年齡一歲を加へ體尺一寸を減する毎に一二割を減じ之に反するものは同一比例に廉貴するものとす春秋二期に於て競馬を演するを以て其間際に至れば一二割の廉貴となし又走馬と稱し我國の長足乗り即ち三足速歩を調教せるものは二割以上の高價なり

四、管理 普通高粱一二升黑大豆五合と剉切粟程一貫目を混合せるものを一日分として携帶し休止時に採食せしむ歸宅後は更に高粱の油汁を作り粟程を混じて練餌となし終夜放食せしむ故に勞働は極めて過劇なるにも拘らず常に肥滿の狀態を維持し脱肉骨立のものを見ず手入れは極めて簡単にして鐵綱毛繩等を使用せず時に塵埃を蒙ひたるときは河流に泳ぎ往々一二回全身浴をなさしめ織

に木片若くは雑巾を以て汚濁を掃除し餘は悉く自然の蒸發に放任するのみ蹄鐵は一般に裝着し一ヶ月一回改裝を行ふ然れども品質粗悪にして殆んど我國のものゝ三分の一の重量を有するに過ぎず釘も亦粗危なり一回の改裝料は廿五錢乃至四十錢にして一定せず技術の巧拙蒸發の多少により高下を決定するものとす

五、疾病 一旦疾病を發すれば疾病の如何を問はず先づ刺絡を施し然後投藥するを例とす刺絡の個所は胸前腋下踝節上下眼瞼等なり頭部脣に於てすることは其常例を見たることなし藥品は少くも四五種多きは二十種を越し何れが眞効あるや何別に苦ましむ多くは豫め賣業的施薦を作り之に依りて調劑する經大夫馬經の處方に則れるものなり

第二 跑馬

驥馬は短距離の乗用若くは輕量の駄載又は小兒の遊戯等に供用せらる處地は馬と大同小異なり價格是一頭十五圓以上六十圓位なり

毛色は褐色又は赤茶褐色にして脊梁上に黒條を有す其他の毛色は極めて稀なり價格は三尺以上四尺以下のもの也し

第三 駒

縣は堅忍粗食にして重役に耐ゆるを以て専ら駕車用に供し駕乗用として使用するは甚だ稀なり其性質過鈍にして恐怖性甚だしきを以て敏活の運動を要する場合には適當せずと云ふ牡馬に牡驥を配せるを最上等とし牡驥に牡馬を配せるを次等となす而して牡驥には繁殖力なしと云ふ

第四 牛

一、產地 天津に輸入せらるゝは蒙古產及山東產の二種にして又稀に朝鮮よりす毛色は亦黃色のもの最も多く黑色及斑色等は極めて稀なり山東產は體重百三四十貫のもの最多く蒙古產は稍小軽にして百貫内外のもの最多し蒙古產は張家口を経て隨時北京に集合し漸次當地に轉賣せらるとの陸路輸送のものは六頭を一群とし牧夫一人を附し一日行程六七里の割合にして路傍の生草を喰せしめつつ旅々として追來るものとす山東產は重に萊州附近の產にして一は津浦芝罘線により輸送し一は陸路濟州河濱鎮等を経て楊柳青に集合す蒙古產は普通一頭四五十圓山東產は五六十四圓牝牛は一二割高價なり但し體格の大小により價格を變易するは勿論なり

二、用途 牛は其用途極めて廣く農業上諸般の業務に役用せらる其性過鈍なるを以て輕快の作業

に耐へずと雖も緩慢的作業連續的動作又は莫大なる動力を要する時等に於ては知て馬よりも重用せらるゝこと鮮なからず例へば陝陰なる地區若くは高低參差なる土地の耕耘又は山間雜路通河川徒涉の多き場合若くは製粉業の如き動力の不同を忌む場合等に於ては其効用遙かに馬に優るものあり其外外物の刈載に威せざるにより貴重品の運搬等保險を要する場合には極めて好適なり

今試みに使用上牛馬の優劣を比較すれば大略左表の如し

	馬	牛	性質	危險	力量	疾病	飼料	管理	價格	使用年限	價格の減耗率
馬	快	遲	驕傲	少	多	多	精貴	難	長	步	
牛	溫順	少	少	多	少	粗廉	易	廉	短		

是に由りて之を觀れば取一二の點を除けば牛は馬に優るものたるべし

此外其糞尿は以て田園の肥料となし汎く各種の作物に養料を給して其收穫を増加するの効あり又其乳汁と其肉とは滋養の効多き等農業上衛生上最も必要缺く可からざるものゝ一なり故に歐米各國に於ては風に之れが改良に鋭意し現今に於ては殆んど別種の如き特質を發揮せしむるに至れり今其常用類別法を掲げて清國牛の現状を比較し優劣の差の甚大なるを示さん

牛の品種を類別するの法一ならず或は其川添に從ひて肉用役用及乳用の三種となし或は其產地地形

に從ひ山岳種平原種及中間種となし或は原產國土に從ひて獨特英米等の諸種に類別す然れども最も

簡便にして且つ實用的なるは第一法即ち用途により類別するの法なりと。

一、肉用種 頭甚大ならず骨は頭より尾根に至るまで平滑にして骨曲ることなく尾根部又骨より高く突起せず體軸は前部稍小にして後部大に皮は軟滑而體毛は軟細にして粗糲ならず四肢は細小にして長大ならず骨は構造にして粗大ならざるを要す是れ骨の精良なるものは肉量大なるを常とすればなり早熟肥肥の兩質亦缺くべからざるものとす此種の中は肥滿すれば體軸殆んど長方形をなし脊線と胸腹線とは並行するに至るべし「ベアーソンド」及短角種の如きは其標準となすべきものなり

二、役用種 全く前者と異り其體前部は却て後部より大なるを要す蓋し胸格圓ければ體量多く呼吸水續して久しく勞働に耐るを以てなり體軸は甚だ肥大ならず四肢は能く發育して其關節は強大なるを要し肉は太く逞しくして皮膚と共に堅牢なるべく鼻腔大にして肩は強く擴張するを要す而して其性行は溫順にして能く使役者の命令を遵守するものたらざるべからず

三、乳用種 脣は角と共に精良なるべく粗大なるべからず頭は肉用役用の兩種に比して細小なるべく體軸は大にして其後部は前部に比して著しく大なるを要す體の各處に脂肪多く生せずして較々瘠瘦の觀あるを可とす骨の粗大ならざるを好むは肉用種に同じ此の諸點の外更に左の四點に着眼す

家畜及畜産

るを要す

(一) 皮膚の性質 (二) 乳房 (三) 乳頭 (四) 乳管

皮膚は軟滑にして緩弛なるべく殊に頭部に於て然りとす被毛は細くして短からず柔軟なるべし

乳房は大にして之れに觸るれば軟滑の成るを要し其皮膚は薄くして少しく縮縮するを要す乳汁滿

つれば緊張するの餘地あるを以てなり

乳腺はよく發育して腹の下部より乳房の近傍に強大なるもの頭はるゝを良とす

乳腺とは乳房の側に在て後部に面し上向して細毛に捲はれたる處を云ふ乳頭良好なるものは產乳の量多しと稱す出乳の後には縮小するを良とす但し乳腺の狀態は未だ以て良乳牛の標準となすに足らざるなり

今清國產牛を前掲標準に照せば蒙古產は役用種に類似し山東產は肉用種に屬するものなるべし而して乳用種たるの資格を具備するものを求めんとせば勢ひ蒙古產中に就きてその群を抜かざるべからざるなり支那に於ては宗教上の關係より牛肉を食せず牛乳を飲用せざるの因習ありて今尚此習慣を脱せず専ら挽車耕耘の二途に用ふるに過ぎず從て種類の改良は未だ曾て企畫せられたることなきが如し是れ即ち清國牛現時の狀態なりとす然れども其產額は輕々に附すべきものにあらざることは左表に徴して之を知るべきなり

左に掲ぐる所は明治卅六年より同卅九年に至る輸出入数にして天津鈴蘭を通過したる分とす

種類	明治三十一年		同三十九年九月迄	
	天津へ輸入	天津より再輸出	天津へ輸入	天津より再輸出
牛	三、三五九 六四、四四八 四八、九五二 一五、一七五	一、〇〇〇 三、八三四	四、三〇四 六四、一四三 三六、九八二 一六、一六三	〇、五六九
羊				
豚				
生牛皮				
種類	明治三十一年	同三十九年九月迄	天津へ輸入	天津より再輸出
牛	二六、一二四 六三、九七〇 八五、一九〇 一一、一五〇	二九、二二一 一一、四〇七 三三、三四九 三四、三三五 八、二二二	一一、四〇七 一一、四〇九 三四、三三五 一、八一六 三、五六五	七、二八九 八〇九
羊				
豚				
生牛皮				

三、飼養　飼料は極めて粗悪にして日々粟一升青大豆五合若くは焼粕精二升位に割切せる粟料一貫目を混じ食料に入れて放食せしむ其外豆腐餅を混入するは上等の飼料にして乳牛飼養等に供用す

夏時には牧童を附し荒蕪地に未だ住き放牧す其際乳牛の横には井字形の口枷を締め母乳の亂吸を防ぐを例とす

四、屠殺及屠場　牛商は重に天津城西門外に在て五六軒を出です日英獨の軍隊には各附屬の屠殺所を有するも市中には一定の屠殺場なし到處の空地若くは村端の路傍に於て之を行ふ其方法は先づ屠牛を場内に宋入れ數人強力により四肢を繫縛して横臥せしめ回々數倍を詰ひて之を屠殺す該情は、惱々然として口に呪文を唱へつゝ入り來り唇目一喝して其神刀を牛頭に加へその流血淋漓たるを見て北ぐるが如く逸去す回々數にては豚を以て非常なる不潔物となし該數徒は唯に豚肉を食せざるものならず養豚所若しくは屠豚所等の如き苟も豚に線由ある個所には出入する事なし故に屠牛所を屠豚所に流用せるの形跡を發見する時は断然屠牛者の依頼を謝絶すと云ふ

五、搾乳業　搾乳業は未だ幼稚にして見るべきものなし城内には絶無にして外國和界獨逸商乾谷洋行の經營に係るもの又支那人某の各一ヶ所と日本租界に本邦人の搾乳所一ヶ所とあるのみ獨逸人のものは其規模稍宏大にして専ら深洲產牛を輸入し其數四十餘頭を倒後し日々八斗以上を販賣すと云ふ其他の搾乳所は五頭乃至十頭の蒙古牛頭を飼養するに過ぎず

當地方に於て搾乳業者最も困難とする所は毎年十一月より翌年三月の間に於て牛疫の流行する一事にして現に明治三十七八年に於ては日本及獨逸租界を襲ひ日本租界に於ては僅に散ぬに止りしも

獨逸租界に於ては全群四十餘頭を斃し損害甚萬圓に達したりと云ふ卅九年に於ては獨逸租界を襲撃して僅に二三日にして四十餘頭を斃死せしめたり北極海腹島に墜へざるものあり
支那產牛の乳量は一日五升を上等とし普通は概ね二三升なり賣價は五錢なり

第五 豚

豚は到底に飼養せらる其頭數は雞の次位を占む種類は黑色粗毛重頭重頭短脚のもの多く白色種は南方諸地には屢々目撲するも當地附近は寧安地方に於て稀に見るの外一般に飼養せず毛は南方產のものめしく北方のものは僅に刷毛用に供せらる皮は北方產のもの却て貴しと云ふ
一、用途 之れを使用するは主として肉及脂肪を得んが爲めなり而して糞尿は農場肥料となし其の皮は鞍用又製本用となり其毛は刷毛用となる殊に便利なるは農場料理店酒造家及澱粉製造家等に於てはその廢物利用の爲め必要缺くべからざるものなり天性適飼にして氣候の激變に耐へ頑健無病にして陰地冷地にも尚ほ能く棲息し得るを以て廢物利用上の至適物なり
二、回々教と豚 何時代より清國に輸入し飼養されるや審かに知る能はざれども牛馬と同じく太古より存在せるものゝ如し

謂來回々教の弘布と共に多少の消長ありしが如しと雖もり常生活上の必要は到底宗教勢力の制止し

能はざるものにして現今に至りては清國人唯一の食料品となり其常用供給の盛なる事他動物の導く及ばざる所なり然れども回々教徒は之れを不潔物となし食料に供せず回々教信者の多き村落には之れを飼養する事なし試に天津近縣を旅行せば其多く飼養する動物の種類により該部落に何信者多きやを容易に察知するを得べし例へば道教村は豚を飼養し回々教村は羊野羊を飼養する等の如し然れども我國佛教僧が魚肉雞卵に別名を附して審かに此等を食用せるが如く回々教徒も亦別名の下に豚肉を使用すと云ふ

三、豚商業 當天津市街には江橋附近に於て一二の養豚所あり二三百頭を飼養すと雖も多くは村落各方面より日々聚集し来るものなり其量も多きは楊柳青濁流鎮方面より来るものにして回々三百頭以上に達す

楊柳青は大豚商二十餘戶あり小貿人數名を常備して各所に派遣し個々に購入せしむ小貿人は近くは濁流鎮附近遠きは保定府正定府順德府附近より更に山西陝西より買入し濁河沿岸及其以北は彼等の東樓等に集中するものなり然れども一般に山東產のものは輸入額餘り多からず今彼等豚商人の質に據れば豚は一歳に四五頭乃至十四五頭を産するを常とす一年に一回乃至二年に三回分娩をなすを以て年額は僅少ならず營養甚富しきを得れば九ヶ月にして繁殖用に耐ゆるも一年を待つの安産にして

且つ有利なるに若かず何となれば單純は單純に附り易く末尾に至り最終の損失たるを以てなりと云ふ

養豚者は販賣上二種の習慣あり一は生後四五十日にして販賣するもの一は成熟の上販賣するものは是れなり土地と事情とにより一利一害ありとす例へば食料不充分なる飼養者は單純を利とし酒店飲食店等の如き殘業廢物を多く有する飼養者は却て晚賣を利とするが如し小貿商人の最も喜ぶは幼豚を買入れて一時飼養するにて其有利なる却て成熟後の賣買に優ると云ふ

普通生後約五六六十のものは一頭五六十錢にて賣買せられ之を飼育して一年内外に至り其成熟を待てば優に收支相償ふて尚餘ありと云ふ

賣買上最も有利なるは生後一年内外に至り重量百二三十斤(一斤は我百六十外)に達する時にしてそれより百七八十斤に至る迄は稍收支相償ふべしと雖もそれより以上は收支相償は尤も年齢を加ふる毎に多少成長し十二三年に至れば屠々四百斤の重量を有し甚だ輸には六百斤に達する事ありと云ふ然れども此等は多くは種豚の老後に於て特別の待遇を受けたるものなり

四、飼育法 個々の飼養者は僅に廢物を投與し所外に放牧するに過ぎざれども少しく大規模の者に至りては矮少の磚舍を設け場内に群居せしむ通常五六十頭を一群となし一面面内に分居せしめ日々三四回飼料を與て食槽は場外に設け時至れば通門を開き交代に採食せしむ常に飢餓の状態にある

を以て門戸の開くを見れば狂奔して食槽に就き一種の奇觀を呈す普通一頭に對し高粱粥若くは焼附精二三合鐵一二合の糊合に投與す飼養家は多年の經驗により其肉質を一見して生前に於ける飼養法の良否を察知し得と云ふ

五、屠殺法 先づ四肢を縛綴し大刀を以て頸部を首切して出血せしむ出血は之れを容器に受け乾焼せしめて食筋に供す一種の木質に燒拂たり死息を告れば熱湯を注ぎて皮膚を洗淨し一刀を後肢の球節直上に加へ寸餘の刀痕を作り之れに吹竹を施て行ひ一吹一打して皮肉の分離をなさしむ皮毛は之を別種の商人に交附し肉は直ちに肉舗賣肉店等に運搬す一二頭の屠殺は到處の空地に於て施行すと雖も多數のものは西門外清真寺附近一定の屠殺所に持ち行くを例とす市場は一定の場所なしと雖も重に北門外に集中し賣肉舗は至る處に開設せらる其数は天津市中五百餘戸七百有餘人の當業者ありと云ふ

市價は普通(百斤内外)一頭六七圓骨付一斤十二錢精肉小賣二十錢内外なり

第六 羊

清國に於ける羊は専ら蒙古產にして稀に滿洲山東山西の諸省に牧養せらるゝものあるも其產額大ならず故に天津市に輸入せらるゝは獨り蒙古產のみりと云ふも過甚におらず

文那羊は其種類よりすれば平原種の如く又山岳種の如く殆んど其中間物なるが如し多くは灰白色にして稀に黑白の斑色のものあり重に肉用として飼養せらるゝも皮毛も亦輕視すべきにあらず一年一子若くは二子を産するのみなるを以て豚の如く繁殖力大ならず從て又豚の如く一般に飼養せられず唯僅に埠口附近に於て一時飼養すと雖も而かも亦梁古廉羊の中繼所たるに過ぎざるなり

羊は粗食にして且小量なるを以て荒蕪地には最も適當し牛馬の喰鹽せる殘草にて僅に生長せしむるを得べし羊の掉乳は廣く行はれず皮毛は諸般の工業に實用せらる羊の養育は甚だ盛なる者にして一年に至らやして已に生殖器成熟す懷胎日数は百三十九日乃至百六十日にして平均約百四十七日即ち二十一週間なり成熟後の重量は八十斤乃至百斤なり一頭六七頭にして精肉小賣は二十錢内外なり

第七 山 羊

清國に於ける山羊は黑色及褐色赤茶褐色等の數種あり毛は堅くして長く垂下する性質は粗獷にして能く氣候の激變に堪へ食物の良否に影響する事極めて少し故に險峻なる山野にも粗惡なる雜草地にも能く生育繁殖せしむるを得べし其効用は極めて多く毛は毛筆及諸種の裝飾品となすを得べく乳は滋養飲料となすを得べく肉は食料に供して滋味となすを得一年に二回の分娩をなし一產三四兒を挙ぐる事稀ならず故に土地瘠薄貧民多き山間の村落等には最好適の畜畜なり

重なる產地は梁古にして其外滿洲山東山西等の各地にも飼養せられ農家の副業としては有益なる動物の一なり

體格は大小不同にして大なるは驢馬の如く小なるは小狗の如きものあり普通飼養せらるゝは羊よりも稍小形なり清國人一般に未だ生乳の效用を了知せざるを以て山羊の掉乳も亦た未だ普及せずと雖も一旦覺醒の時期到來するに至らば必ずや山間僻村の衛生に資する事大なるものあらん乳量は西洋良種は三四合乃至七八合を産する稀ならず云ふ

一頭六七頭精肉小賣一斤二十錢内外なり

第八 家 兔

野生の兎は山地若くは原野に棲息するもの鮮からずと雖も天津附近には荒蕪地少なきを以て唯稀に獲取する事あるのみ家兎は白色小形のものを飼養して愛玩用に供す

第二十五章 開平礦務

第一節 會社の経歴

清國鐵務局は千八百七十八年清人廢景慶なる者時の直隸總督李鴻章の允許を得て創設したものに

係り其目的は清國の各機器局に使用せしめんが爲め及び從來輸入石炭の供給を仰がつゝあゝし已設清國招商局の需用に充てんが爲めに石炭を探掘するにありたり
該局當初の資本は八拾萬兩にして株を廣く公衆に募集し後百萬圓に増加したり該局は先づ唐山炭礦を開き次ぎに林西炭礦を開拓し資本の必要ある毎に新株を發行したり該局は又東沽天津上海芝罘香港廣東に埠頭を築き汽船を作り千八百九十七年には搭載量四百五十噸より二千噸を有する汽船六隻を有し其總噸數約七千噸に達したり

千八百九十九年には石炭採掘高は七十五萬噸以上に達せしが翌千九百年の奉天の亂に際し該局の唐山及財產は外國聯合軍の爲めに占有せらるゝの危險ありしを以て該務局の財產は有限責任支那土木礦業會社の名義の下に有限責任會社として倫敦に於て登記されたる英國の一商社に賣渡されたり此新會社の資本は百萬磅にして會社の各課を根本的に改良したる後石炭採掘高と販賣額とは非常に増加し千九百六年度及び千九百七年度に於ては其高百萬噸及び九十一萬五千噸により日下一日の採掘高は約四千噸に達し尚ほ各炭礦電氣導管附工事完成の時には一層其量を増加するの見込みなり

第二節 新會社の組織

本會社は在倫敦の監査役會議及び在プラツセルの地方會議に依りて管理せられ清國に於ける業務の

管理は之を代理人兼總支配人に委任し本部を天津に置き各支部に支部長東沽秦皇島上海漢口香港牛莊及び芝罘に於ける各支店に代理人を任置す

石炭の大部は直隸省内に於て關内外鐵道京漢鐵道清國政府各衙門清國海軍等に販賣し又主に清國仲買人の手を経て一般清國人の需用に充て其餘の一部は本會社所屬船により一部はチャーター船によりて主もに秦皇島を經由して清國海岸及び楊子江沿岸の諸港に輸出す日下所屬汽船は四隻にして其總輸送力は九千噸なり

千九百六年中秦皇島經由の石炭輸出總額は十七萬七千噸に過ぎずと雖も是れ直隸省内にて石炭の需用著しく増加したるを以て輸出を差控へたるが爲めなり

第三節 秦皇島

天津の爲めに吃水深き船舶に便宜を與ふべき不凍港を創築せんとの念慮は從前より有したる所なるも千九百年迄は此を實現すること能はざりき新會社が事務を引継ぐに及び始めて之を實行するに至りたり即ち新會社は引継後直ちに防波堤と七隻の航海汽船の碇泊に適當なる長一千呎水深二十三呎の桟橋との築造に着手し防波堤は後千七百五十呎に延長したり是に於て積載量八千噸の汽船は其の困難なく該島に繋留するを得るに至れり

加之支那土木礦業會社は關内鐵道の湯河停車場と秦泉島機械とを接続すべき一鐵道を布設したれば北多數の車輛機關車等によつて一千噸の石炭を二十四時間内に故障なく汽船に荷積することを得せしむるに至れり

浚渫工事は日下進行中に於て其完成の晚には碇泊所に沿へる水深を二十五呎に増加し得べし又三臺の蒸氣起重器よりて五噸迄の貨物を扛起するに適するも尚ほ十五噸迄の重量を扛ぐるの準備を爲すことを得又上等倉庫の設備あり且つ良水の供給あり秦泉島の絶壁上には効力充分の燈臺一臺建設しあり

本港は不凍港なれば毎に航海に開放せられ一年間に於ける天津貿易の大部分は此港を經由し冬期自河結氷期間は天津貿易の全部悉く此港を經由す

第四節 會社炭礦概況

唐山炭礦は唐山の諸山にありて鐵道線路北側に近接す三個の礦坑と北西礦坑と稱する西北約一哩半の處にある第四礦坑とより成り支線を以て關内鐵道に連絡す

林西炭礦は關內鐵道古冶停車場の東南約一哩半の處にありて會社所屬の支線によって古冶停車場に接續す

一日の採炭量

唐山第一、第二、第三礦坑	11,111.11
唐山北西礦坑	1,055.00
林 西	1,055.00
平均	4,000.00

第五節 唐山煉瓦製造所

本會社は其所有地内に產する性質良好の耐火粘土を用ひて上等煉瓦及び瓦製造事業を有す其業務は規模大にして發展の見込あり最良と稱せらるゝ歐洲新式製法を採用して粘土を粉碎し壓搾し乾燥せしめて燒製す

右製造に使用する窯は二十二個の圓頂開形のものと一個の天窓式のものとの二種よりて一個月に百五十萬の煉瓦を製出するに適す倫敦に於て施行したる試験の結果によれば每氏十六百十皮即ち每氏二千九百三十皮の熱度に耐へて變形することなしと云ふ

第六節 工 作 場

本會社は唐山に於て熟練なる歌人監督の下に大工作場を有し鐵工器具の殆んどこれらを製造し得業場にも小工作場ありて汽船及鐵道材料等に對し普通修理を行ふことを得るなり

新式機械を設備する新工場は日下清國官憲により建造中なり

第七節 唐山セメント工場

紡織業の概況

紡業會社の管理下にありし時代には非常に隆盛なる状態にありて產額最大限一ヶ月一萬千枚に達し

市場の實行良好にして充分の利益ありしが清國官憲が其管理を取戻したる以來は其產額實利に非常なる困難を感じたるものゝ如く其結果近頃遂に作業を中止したり

新式機械を設備する新工場は日下清國官憲により建造中なり

第二十六章 棉絲綿布

棉絲綿布は清國輸入貿易品中最も重要なものなれば特に茲に一事を設く

第一節 北清に於ける棉絲業の沿革

棉絲が始めて北清に輸入せられたるは何時頃なるや著書記録の徵すべきものなし唯諸老の當ふ所を綜合して考ふるに大約三十年前なるが如し而して最初に輸入されたるものは印度棉絲白人印左手及び紫馬車印左十六手なり然れども支那は出來保守主義を以て標榜となすの關係なれば印度棉絲が從來個人の手操車にて紡ぎし棉絲に優れりとするも之を賣擴むるは容易の業にあらず之をして一商品として市場に出す迄には實に十餘年を費したり印度棉絲に次て入りたるは上海棉絲（中國龍印十六手廣東地方にて製したもの）にして今を距る二十年前即ち明治二十二年の交にあり爾來棉絲市場は永く印度上海兩棉絲の競爭に委せられたりしも二十七八年の交に至り戰勝に伴ふ我邦企業熱流行の結果日本棉絲の生産額は依然増加し供給超過を來せしより製造家は初めて販路を海外に求め先づ上海に輸出せしに同地は印度及上海棉絲の勢力範囲なるを以て容易に指を染むる能はず總じて天津に向て輸出を試みたり是れ實に北清に於ける日本棉絲輸入の起源なりとす日本棉絲中最も早く輸入したるは平野紡績立馬印十六手なりしが如し明治二十八九年頃印度地方鐵道の爲め棉絲輸入社絶えしに乗じて販路を開拓し將來の發達を期待せしに三十年野田紡績と合併して絲質を落し市場の不評を來たせり此際振津紡績の金象印十六手現はれ來れり品質立馬印に劣らざるも商標新らしきが上手なりとす當時立馬印は已に聲息し上海棉絲も勢揚らす北清市場は印度棉絲の獨占に委せられたり藍魚印は實に此印度棉絲と競争せんとして入り來れるなり然るに北荷造方法日本從來のものと同じく運を以て包みたれば堅牢と體裁との二點に於て印度棉絲の麻包に劣れるのみならず目方の不同

(二俵を合して麻袋一個の斤量と同じ)なるより舊價を改むるに近なる支那商人の歓迎する所となる。す縫質の良否を檢するの遠めらやして早く之を市場より拂除せり是に於て織ヶ淵紡績會社は茲に見る所あり後一年運包を改めて麻包とし之に帶鐵を加へ印度棉絲と全然同一織成同一斤量として市場に出せり藍魚印は茲に始めて市場相場を立てるゝに至れり然るに藍魚印は品質白き點に於ては長所を有すれども縫の細大一定ならず一個の斤量に不同あるのみならず相殺多く製織上「伸び」過しある等の缺點ありし爲め實行歩々しからず聲價遙かに印度棉絲に劣りたり其後該會社は銳意改良刷新を力めたる爲め前記の缺點は漸く減少したるも尚ほ印度棉絲と比肩するに至らざりき而かも該會社は品質の改良に竭力する効價格を低減し勝を將來に制せんと苦心慤慤販路の擴張に勉めたる結果十手及び二十手は需要遙に印度棉絲に及ばざるも尚ほ印度棉絲と比肩するに至らざりき而かも該會社は常の勢を以て販路を開拓し印度棉絲をして顏色ながらしめ今や十六手は藍魚印に限るの有様となれり藍魚印の外に三重紡績の藍鯨印なるものあり品質は決して不良ならざるも商標新らしき割りに高價なうし爲め一時殆んど人の顧るものながりしが品質を精良し價格を低減し一毫商標の賣込に力めたる結果二年を費して市場の一部を占むるに至り今日には藍魚印に次ぎて好評を博し來たれり以上は單縫に就て述べたるものなれば以下然糸に就て述べん然糸は大約十五年前英國晒然糸の輸入を以て始めとすと云ふ然れども如何なる變遷を経て今日に至れるやは其輸入額僅少にして(明治三)

十九年リ本製四千緞英國製一千五百緞)人の注意を惹かざる爲め之を導むるに困難なり但しリ本製糸に就ては合間幼縫の双鹿印及内外總會社の五子登龍印最も古き商標として知らる支那の機業は幼稚にして宋だ細糸を製織し得る迄に進むし居らざれば二十手三十二手等の輸入多く四十二手は北京官業織布練習所にて使用するの目的を以て僅少の輸入あるに過ぎず然糸の内英國製は聞日本製は生糸と定まるが如し

今北清に輸入せらるゝ日本棉絲の種類を示せば左の如し

鐘ヶ淵紡績會社製

藍魚印 十手(右) 十六手(右) 二十手(左)

三重紡績會社製

藍鯨印 十手(左右) 十二手(左) 十六手(右) 二十手(左)

合間紡績會社製

双鹿印 二十手二合 二十手三合 三十二手二合 三十二手三合

内外總會社製

五子登龍印 二十手二合 二十手三合

第二節 北清に於ける綿布業の沿革

綿布の輸入は綿糸よりも古くして今より六十年前既に粗布天津等の輸入を見たるが如し粗布は英國の塵三旗印印度の高帽人頭印天竺は印度の賀虎印紅龍印等古き商標として記憶せらるれども孰れが最も古きやを確定すること能はず唯此等の綿布相前後して輸入せられたりと云ふを得るのみなり此等の綿布は始め直接天津より輸入せられたるに非らずして鄭州と稱する天津の西南三百里北京の南三百五十里にある一都會より輸入せられたるなり當時支那は市場商業時代にして總ての貨物は廟會即市場に於て賣買交易せられしなり而して今日に傳はるものゝ中和州の廟會の如きは頗る大規模のものなりしが如く清順治十一年十一月二十五日より十二月二十五日に至る間開設して一切の樂種を賣買交易し同時に廟會を開設せざる期間の相場を定めたり鄭州は廟會の開設されし處にして毎年清順治三年より四月に至る間四川江西山西山東直隸各省の商人聚集して諸種の物品を賣買し山西商人は上海廣東地方より燐寸洋燈金巾更紗等の貨物を此市場に持來りしより綿布は自然北清に入るに至りしなり斯く綿布を始めて北清に輸入したるは山西商人にして實に外國綿布北清輸入の元祖と稱すべきなり然れども今は却て漢口天津等の供給を仰ぐに至れり

外國綿布の廟會賣買は殆んど二十年間繼續したり此間英國綿布と印度綿布の輸入は年により多少の

相異ありしと雖も一年一回の賣買なると交通の便未だ開けず遠隔の地より運搬する爲め不便甚だし
きとを以て其額は多からざりき爾來清國が英國との條約に依り天津を開いて貿易港となすや廟會賣
買は變じて居留地賣買となり交通の便開くるに從て輸入額も亦次第に増加せり天津開港以來輸入さ
れたる綿布の主なるものは左の如し但し日本綿布を除く

米國製粗布						
人頭印	貓頭印	老鷄印	草人印	天官印	双免印	喜雀印
馬狗印	雙鷄印	鷄心印	藍鷄印			
和蘭國製綾木綿		鷄頭印	人珠印			
英國製市布						
木蘭人印	雙鷄印	鷄心印	藍鷄印			
英國製天竺木綿						
紅鷄印21號	牛印	六個雙魚印				
米國製綾木綿						
飛龍印	老獅子印	人馬印	貼馬印	老鷄印		

英國製綿木綿

老七鳳字印　五鳳字印　圓鹿印

英國製市布

洛陽橋印　紅塔印　頂塔印　紅鹿西印　紅雙獅旗印

日本綿布の輸入は極めて新らしく日清戰役後大阪紡績會社の綿木綿四幅唐印及舊西成紡績の天竺幅
蝶印を以て嚆矢となす四種者印綿木綿は商標の新しさ割合に販路開拓に於て多少成功したるより大
阪紡績會社は引續き粗布並に天竺を輸出し實相當の成功を齎ち得たり然れども綿布の輸出大に増加
せしは北清事變後にあり並し北清事變は北清を世界に紹介する有力なる動機なりしが如く世界は是
により北清の眞價を認め之に對して周到なる注意を拂ふに至れり大阪紡績會社亦見る所あり事變後
頗に事業を擴張して生産高の増加を圖り北清に向て多大の輸出を爲すに至れり

日本製綿布が北清に輸入さるゝに至りし結果英米兩綿布は大打撃を被じり特に英國製天竺の如きは
最も甚だしく明治三十年には二十八萬七千九百九十反(税關の統計に山る以下皆同じ)の輸入額を有
せしもの三十一年には下り二十四萬一千七百七十六反となり三十二年には二十二萬一千五百四反
三十三年には九萬三千八百九十六反三十四年には五萬八千三百八十九反に下り三十五年には二十四
萬一千一百十六反に恢復せしも三十六年には復た九萬四千六百八十二反に減じ三十七年には更に下

りて七萬四千七百八十六反となれり斯の如きの激減は北清事變其他諸種の事情の爲めなりしも日本
天竺の打撃を受けたるの跡歴々として微すべきなり然るに日露戰爭開始の結果日本綿布の價格暴騰
せるに乘じ英國天竺は販路を恢復し卅八年に於て十九萬七千二十九反の輸入額を現はし米國製粗布
及市布も亦勢を得るに至れり元來粗布と天竺とは品位に於て大差なく唯粗布は幅三十六吋長四十碼
なるに天竺は三十二吋長二十四碼なり左れば殆んど全く直段の競争にして日清戰役前は粗布の方割
合廉なりしより粗布の輸入多く天竺の需要は獨り山西地方に限らるゝの觀ありしが戰役後粗布より
も割合廉き日本天竺を輸入せらるゝに及び粗布の市場は大に日本製天竺の爲に奉はれしを日露戰爭の
際日本綿布の暴騰せし結果再び英米品の優勢を來せしなり日本製天竺は明治卅七年以來輸入概して
少く今や殆んど天竺市場より忘れらるゝに至れり日本市布は明治三十八年八月三重紡績會社より廣
幅天竺の名稱の下に天竺に輸入したりしが始めて輸入せし日本市布は品質價格共に遠く米國市布に
及ばず到底競争する能はざるより說意改善を繰り三十九年六月に至り始めて米國市布と同一品位の
ものを製出するを得二萬五千反の輸出額に逸せり北清に輸入せらるゝ日本綿布の主なるものを舉ぐ
れば左の如し

粗布

大阪紡績會社製　九四印

三重紡績會社製 龍印 五瓣瑞印 人馬印 褐桃印 四君子印 唐子印

鐘ヶ淵紡績會社製 東方朝印 馬頭銀印 九龍印

富士瓦斯紡績會社製 凤凰印

市布

三重紡績會社製 駿駒印 燕印 寶印 唐子印 唐子印

桃木繩(篆文)

三重紡績會社製 龍印

大阪紡績會社製 蝶蝶印

天滿紡績會社製 五象印

富士瓦斯紡績會社製 鳳凰印

岡山紡績會社製 蝶印

天竺木繩(洋標)

大阪紡績會社製 金魚印

三重紡績會社製 鶴鳥印

岡山紡績會社製 蝶印

天竺木繩(洋標)

第三節 取引機關

天津に於ける棉絲綿布の主なる輸入業者は歐米人及日本人にして支那人の直輸入に從事するものは甚だ罕に且つ規模小なり直輸入に從事するものを洋行と稱す此と取引する支那商店を洋布莊と云ふ即ち問屋なり中央の洋布莊と取引する地方の問屋も亦洋布莊と稱す而して洋布莊と取引する商店を中心には洋貨鋪と稱す地方には洋布店と稱す即ち小賣店なり中央の洋布莊は山東山西河南陝西吉林奉天等各省の洋布莊を總括して外客と稱す又山東の洋布莊を山東客山西陝西を西客奉天吉林張家口等天津以東を東客河南を上河客と稱す今天津に於ける主なる洋行及洋布莊を列舉すれば左の如し

歐米人の經營せるもの

瑞記洋行(Arnhold, Karberg & Co.)

義和洋行(Carlovitz & Co.)

克羅斯洋行(I. Trost & Co.)

高林洋行(Collins & Co.)

興隆洋行(E. Gipperich & Co.)

泰東洋行(Telge & Schroeter, Ltd.)

慎臣洋行(Siemssen & Co.)

德國洋行(A. Watcke & Co.)

順發洋行(Faust & Co.)

新和國洋行(Koch & Co.)

日本人の經營せるもの

三井洋行

(三井物産會社支店)

大倉洋行

(大倉組支店)

有信洋行

(内外總會社支店)

信興洋行

(大阪紡織會社支店)

義大洋行

(飯田新七支店)

洋布莊(天津の資本家によりて經營せるもの)

陸 順	陸 聚	萬 康 成	和 春
元 陸	敦慶 陸	瑞成 錦	元 吉 水
義 奉	聚興 義	順記 神	義昌 元
同 和 成	榮慶 益	昌記	益春 成
德 威 公	德生 厚	義生 厚	德瑞 恒
廣 和 順			

(天津に支店を有する洋布莊の主なるもの)

洋行洋布莊及洋貨鋪間に行はるゝ取引の方法に二種あり、一は先き物取引にして二は現物取引なり。洋行及洋布莊間の取引は殆んど先き物取引に限られ洋布莊及洋貨鋪間の取引は現物賣買なり。先き物賣買は現今にては最長一ヶ年を以て普通となす。中央の洋布莊は外客の注文を受けて始めて洋行と先き物賣買を契約するにあらず假令之れあるも極めて僅少にして大概は洋布莊の見込に由るものなり。

第四節 買賣時期及用途

天津に於ける棉絲綿布の賣買時期は開港と結水との爲めに一年の綱半を奪はる即ち清曆五六兩月は暑氣酷烈の爲めに外客市場に來らず殆んど商賣なし又陽曆十二月半より二月末迄太沽及白河結水し汽船入港せざる爲め洋行洋布莊間の取引杜絕す且つ清曆十二月は大節季にして凡ての債務は此月に完了さるべき慣例なれば支拂期限の短きを厭ひ且つは正月を目前に控ゆるを以て荷物市場にあるも商人は手を出さず但し翌年拂の約定にて取引すること能はざるにあらざれども此種の取引は其約定と紅標と稱し赤紙に認め普通不名譽の證標とせるを以て特別の場合の外は行はれず要するに清曆五六兩月及陽曆十二、一、二、の三ヶ月は諸種の事情の爲め商業中止す然らざるも沈黙するを以て實

綿の貿易時期は七個月なりとす

以上は其大抵を言ひたるものにして之を細説すれば棉線の常用時期と絹布の常用時期とは同一ならず又綿布中にも其種類によりて多少の相異あり田舎と都會との需要時期あり市布粗布天竺の如きは四季用ひらるゝものなれば其貿易時期を遅ばされども綿木綿の如きは冬向のものなれば其貿易時期は冬季に限り綿線にても都會にあっては年中常用せらるゝも田舎にありては清曆四月より七月に至る間は農業に忙はしき爲め需用杜絶す

綿布は處と時とにより用法を異にし或は生地にて用ひ或は染色して用ふ然れども其用途は大體に於て左の如く定まり

一、市 布

生地のもの
染色のもの
袍子(福井の類) 襪子(ズボン) 馬掛(羽織) 夏服 以上普用

二、粗 布

生地のもの
染色のもの
支那船の帆 夏服 冬服 窓掛

三、綿木綿

生地のもの
裏地 下流社會の衣服

四、天竺木綿

生地のもの
染色のもの
秋用(袖なし羽織) 馬掛 袷襪(ズボン様のもの) 袍子(長上衣)
軍隊服

生地のもの
染色のもの
襪子(足袋) 其他綿用
衣服其他綿用

第五節 漢 入 額

天津に輸入せらるゝ綿糸は毎年大概二十萬擔より三十萬擔の間にあり明治三十三年十萬擔に満たず三十五年四十萬擔に近かりしが如きは其例外となすものなり而して諸棉絲中最多くは印度綿糸にして日本綿糸之に次ぎ上海英國の綿糸又之に次ぐ英國綿糸は並に於ては首ふに足らず天津の綿糸市場は殆んど印度日本上海の三綿糸の競争に委せらるゝと云ふも妨なし左に税關の統計に據れる過去十年間に於ける綿糸輸入額を掲ぐ

年 次	印度綿糸	日本綿糸	上海綿糸	英國綿糸	合 計
二十九年	一〇・九五	一五・六二	三三・〇四	一八・二二	一八・九三
三十一年	一五・六二	一九・五二	三三・〇四	一七・一六	三二・六六

紡 織 布

布

此次によれば印度綿糸は總輸入額の大半を占め日本綿糸一割を占む而して印度綿糸中最も多きは十手にして其割合は十六手の一割二十手の一割五分十二手の一割然亦十二手三十手の五分に對して六割五分を占む上海綿糸は十手と十六手に限られ其割合十手九割十六手一割なり天津に輸入せらるゝ綿糸の八九割迄は印度日本上海の綿糸にして十手及十六手は印度綿糸中其七割を占め日本綿糸中其八割五分を占め上海綿糸の全部を占む故に天津に輸入せらるゝ綿糸の約六割迄は十手及十六手なりと云ふを得るなり十手十六手が此の如く多數を占むる所以は北清に於ける機業が一般に幼稚なる結果にして今日に於ける北清機業者の技術の程度にては二十手三十手等の綿糸を製織すること能はざるなりされ

ど機業の幼稚は之を發達せしむるを得べく且つ政府は目下產業獎勵の目的を以て直接間接綿布の製織を保護しつゝあれば今後於ては單に二十手三十手の綿糸のみならず一般に綿糸の輸入を増加すべしと觀るを得べん綿布は清國政府にして產業獎勵の方針を持し綿布の製織を保護すとせば輸入綿布の前途は必しも好望なりとすべからざるが如し然れども政府が如何に機業を獎勵するも効果を收むる迄には相當の年月を要すべきは今後俄に輸入綿布の減退を見るが如きことは之れながらベし且つ北清綿布使用力は今リ甚極に進したるにむらやされば北清に於ける機業發達の後と雖も清國綿布と相對して輸入綿の廢棄を繼持し若くは之を振興する必しも企圖し難きに非らざるべし但し平常の注意と覺悟とを要するは云ふ迄もなし

今過去五年間に於ける綿布輸入額を掲ぐれば左の如し

	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年
シャーナンダグレイ 七磅以下	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九
同 九磅以上	米國品	英國品	英國品	英國品	英國品
同 十九磅以上	米國品	英國品	英國品	英國品	英國品

輸 入

額

三十二年	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九
三十三年	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九
三十四年	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九
三十五年	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九
三十六年	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九
三十七年	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九
三十八年	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九
三十九年	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九	一億二〇〇六九

貢入

布 纱 线 纺

附錄

第一章 山 海 関

嶺嶠たる亂山は狂濤の激して天を拍つか如く三面より峻岭として海門に扼築し海抜一千三百尺の仰
山に至り餘勢方さに渤海濱に越かんとする所山嘴漸く一斷して平地を剝し山嶺外の如く逆亘せる
萬里の長城は處に至りて山を下り更に平地を剝して渤海に走る北關外に通する所の東門上廻して天
下第一關と云ふ後は群山を背にし前は大海を阻す所謂山海の關門たり以て漢唐の分界點と爲す史を
按する迄もなく父那古來の帝王が邊左の咽喉を扼したる最も形勝の地にして翼北の神兵と稱し遼東
の天險と云ふ者蓋し偶然にあらず近くは宋以來歷代の興亡は多少此關門に其關係を有せざるなし長
城に沿ふて一城郭を築く之を山海關城と爲す現存の城郭は明初の築造に係れり今簡短に北沿革を叙
せんに唐虞三代の時に在つては幽州營州永平若くは燕に屬し秦に至て遼西郡に屬せしめ臨榆の名此
時より始まる兩漢を経て六朝の末に至るまで其制御に著しき變化なし初唐に至て石城縣と稱し臨榆
大海の二關を置く因て檢閱の稱あり隋宋より唐宋時代は常に戰鬪の區となリ初の大宋非武十四年中

山王徐達は兵を率ひ来て永平府及び界嶺口に三十二城を建築し又山海關城を築造す今この城郭即ち是れなり景帝の景泰年間に至り邊警屢々起り蒙古軍の襲撃常に絶へず穆宗景宗の兩朝亦頗る多事にして莊烈帝の崇禎三年滿洲兵は遂に蒙古を経て永平府に侵入せり同十七年京師に來自成の亂起り山海關の總兵たる吳三桂は詔を奉じて京師に赴きたるも中途にして既に京師の陷りしを聞き遂に歸國す李自成は帳ち三桂を亡さんとして京師より此地に來る於是乎關内外に於ける三桂自成の戰闘となり自成の敗れ走るや順治元年九月滿清の世祖章皇帝は勢に乘じ悠然として軍を率ひて關門を通過し遂に北京に凱旋す爾來歷代の清帝が來天の祖陵に行幸するや必ず此地に駐營するを以て例とせり既て光緒二十年日清戰役に際し兩江總督劉坤一は欽差大臣として茲に駐屯し關内外の軍務を總轄す光緒二十六年八月北清事變に當り清國官憲は自ら兵を撤して聯合軍の占領に任せ以て今日に至れり之を其梗概と爲す

第二節 城郭官衙並に市街

第一 城 郭

山海關城を區別して縣城、東城、西城とす縣城は高さ四丈一尺幅二丈周圍八清里一百三十七步

四尺（一尺は三百六十歩、一步は五十尺）鐵東、迎恩、鎮洋、威遠の四門あり城の三壁に水門ありて積水を拂除す明初の建築より歷年增築或は修築して今日に至れり東西南の三門に飛樓あり高さ二丈東門の樓上には天下第一關の額額あり相傳よ明の蕭何の書する所なりと城の中央に鼓樓あり樓下の中心は孔を穿ちて四道と爲し以て四方に通す孔上に文昌殿あり城の周圍繞らすに城を以てす東城門は縣城の東門外にして城東に一門あり即ち南京の孔道たる關門にして稱して山海關と云ふ東城は明の萬曆十二年の築城なり西城門は縣城の西門外にして明の崇禎十六年之を起工し未だ竣工せずして清朝に至り之を中止す現今は幾かに周圍の積土を見るのみ

第二 官 衙

•••••
副都統署 縣城の西街に在り八旗の駐防にして旗民を總轄す騎兵八百步兵四百をして管下各所に分駐せしむ山海關には步兵二百騎兵五百あり旗民總數一千五百戸ありと云ふ
•••••
山水協鎮署 東門内に在り廣義鎮臺の麾下に屬し山海關及び他の六營の軍を統轄す兵員一千三百八十名道光八年永平府より此地に移せしなり奉天の亂聯合軍の占領に歸するや之を解散したるも

其後袁世凱は協議をして山海關及び秦皇島の各國軍と交渉するがを草らしめ又八十名の巡警を雇用に置き以て地方の安寧を維持せしむ

奉^{ボウ}錦山^{キンセン}海道署^{ハイドウシラフ} 東門内に在り道臺は錦州に常住し兵一營半を率ひ鈔關事務を兼理す康熙年間^{キョウセイノジツ} 関稅督を置き同治六年之を管口に移したるも庚子の亂後管口は英國の占領に歸せしを以て更に之を錦州に移せり現今本署は鈔關分局にして専ら此地を通過する貨物の鈔關稅を徵收す

水平分^{ボウル}府^{ブフ} 北街西安^{ベイエイシヤン}家胡同^{カホトウ}に在り水平府通判^{トントクハジ}之が主任として八旗に支給する駁米を管理す倉舎^{カウザ}は吳三桂の別莊なり

鐵^{テツ}路^{ロード}巡^{スン}警^{エイ}局^{カル} 南門外停車場の西北方に在り一營の巡警を置きて關內鐵道の警察事務を草らし

檢^{ケン}關^{カン}書^シ院^{エン} 孔廟の西に在り地方教育及び人材考試の事を掌る

鐵^{テツ}路^{ロード}工程^{カル}局^{カル} 南門停車場の南に在り鐵道建築の作業を司る造橋廠亦之れに屬し技工五百人を使用せり

郵^{ヨウ}政^{セイ}分^{ボウ}局^{カル} 南街に在り袁世凱の新政にして釐金稅を徵收す

第三 市 街

市街は城内、南關、羅城、西關の四所にして最も繁榮なるものを城内とす旅舍及外國人は多くは南關に在り日本居留民も亦此地に居住す戸數約四千三十七戸人口約二萬七千七百五十七人ありと云ふ而して外國居留民は戸數十四戸人口僅かに三十五人のみ日本居留民は戸數二十九戸人口百十人とす山海關は關内外鐵道の停宿する處なれば北京津より來ると滿洲より入ると論なく旅客は甚しく此處に下車して停宿せざるべからず故に旅店は比較的に多しとす南門外の旅舍の如きは殆んど旅舍を以て其大部を占め居れり

支那客棧^{チナカツザン}は無慮七十戸の多さに達せり而して其宿泊料は普通五十仙より一弔とす日本人の旅舍は大和館、笠本館、大一館、石見館の四戸あり宿泊料は一等五弔、二等三弔、三等二弔五十仙とす大和館最も完備せりと云ふ西洋人の經營せるホタルはレールウエイホタル、オリエックルホタル、インターナショナルホタルの三戸ありレールウエイホタル最も完備し上等十弔、中等七弔、下等五弔の宿泊料とす他は三弔乃至五弔なり

第三節 各國駐屯隊の位置兵力

山海關は開港小總の際七聯合軍の爲めに占領せられ當時は各國共に多數の軍隊を駐屯せしめたるも現今にては日英佛三國兵の殘留するあるのみ

日本軍は南關外の停車場を去る東南一千五百米突第四砲臺即ち控邊砲臺内にあり、兵營の後方には海岸を臨下し春李楊柳の發芽する際には紅色頗る佳なり。現今一個中隊を駐兵せしめ又若干を秦皇島に分遣す。

英國軍は其本部は南關なる停車場を距る八百米突の青家庄に在り、兵營は南二百米突の處にあり四個中隊を駐兵し本部は秦皇島及び唐山の分遣兵を總轄す。

佛國軍は鐵道砲臺の東方に兵營を新築して駐屯す。山海關中最大の建築物たり。周圍楊柳多く頗る風致に富む。鐵道砲臺は葉忠超の本營にして今尙其音樂堂を存す。兵力は一個中隊半とす。

獨幕伊三國の兵營は撤兵後清國に引渡し清國の巡捕及び歩兵は之を監視し居れり。

第四節 寺觀及び名勝

第一寺觀

先師廟 縣城西街に在り孔廟及び八賢を祀り又地方の名宦鄉賢忠烈孝節の人を併祀す。明の建築の初め建築せる者にて大成殿、宗廟祠、名官祠、鄉賢祠、忠烈祠、孝節祠、魁星樓、黃公祠等あり。

城隍廟

城南の西北隅に在り護城の神を祀る。清明節孟蘭節等には神饌を城内の各所に移す。

龍神廟

第一砲臺の西方に在り雍正帝の勅建にして水佑寺と稱す。庚子の亂聯合軍占領したる爲め

祠等あり。

天后廟

南海岸龍神廟の西に在り天后を祀る。明初の建立にして乾隆帝の再建なり。久しく獨逸の將校集會所に充てられ又ワルデルゼー元帥の住せし所なるを以て今猶稱してワルデルゼー館と云ふ。

二郎廟

西關外より西北六溝里首山の嶺に在り二郎王を祀る。二郎とは秦の李冰の第二子なり。曾て漢口に在り蛟螭を研りて名あり。古來山水の勝區には二郎を祀る例多しと云ふ。前は海に臨み後は長

城に憑る。郡治南に峙て屏の如く。檢水北より來りて廟下を繞る山奇く。水碧に風景絕佳なり。夏季若し茲に至れば香魚淺灘に躍り。綠陰地に滿ち暑氣蒸らす。好個の銷暑銷閒之地と爲すべし。廟後の顯慶に小亭あり。可寄宿と云ふ。老松庭に據し。庭上に石造の仙奕臺を備え。亭上一望する處山紫水明共に眼中に入る。

樵夫漁夫行く者歸る者屢々數よべし。

婆娘廟 又貞女祠と稱す。東關外十三溝里望夫石の邊に在り。孟姜女を祀る孟姜とは陝西同官縣の者にして。北夫秦の長城の工役に赴き夫を寄せて到らず自ら關に至り。望夫石上夫の既に死するを聞き哭して海に投すと明の萬曆年間の建築にして節婦十九人を祀る。

棋賀寺

一に角山寺と云ふ。角山の嶺に在るを以てなり。山海關の一名刹にして又第一の勝區た

山海關

り正殿には觀音大士を安置し西殿西方の龍井上に龍神洞を起て牆南の處とす土人は此龍井之精水と稱し病を治す水質最も清冽なり東方の廟は明の嘉慶皇帝の廟にして西院には故と介山精舍あり明の尚書府公幼にして讀書せし處又晚年には遊息の地と爲せしと云ふ海拔一千三百尺を有する此介山の山頭に立てば正面は渤海の碧波に對して遙かに白帆の駛るを見るべく左右は廣く漢蕃の野を下瞰すべし東方古及城號に沿る所一亭あり題して四望亭と云ふ四望の名實に空しからず寺後は勁拔なる岩石層立し其壁の如き巨礎を以て「逍遙遊」の三大字を題せり巖下に逍遙亭あり層岩苦寒して矮松其間に蟠屈する所景象北清の者にあらず西方精舍の庭上「青華釣月」の四字を題す字句の奇にして雅なるは能く山上の景物に懾ふ相合の裡に入れば其正面は石を以て壁と爲し乾隆帝の御筆にかかる「仙緣」の二大字を鏤ず妙を極じて更に西方峻巒の上に至れば層岩巖磯は雲烟縹緲の間に出現して巖脚下行朝宗す石河の上流は一帯の壁を施いて此合沓せる亂山深谷の間を曲折して流れ首山の二郎廟亦跡中に入る景趣真に善の及ばざる所あり檢閱の景勝を問ふものは必ず一たび此奇勝を嘗るべし庚子の亂聯合軍の爲めに宮殿多く破壊せられたるも現今捐を募りて之れを修繕せり

五・泉庵 西關外十五清里五泉寺山中に在り十八羅漢及觀音を安置す山中に五井あり水質極めて清冽なり又桃花・杏花・紅葉の名所にして春秋の遊覽に適す

娘々廟 天后を祀る庚子の變佛祖宣教師に占領せられ今加特力教會堂たり

第二名勝

- 桃花庵 城北三清里桃花莊にあり境内桃花を以て聞ゆ
- 天主教堂 西關に在り加特力教の寺院なり
- 耶蘇堂 停車場の南方に在り監督教會の寺院にして山海關在住の英國人教徒の會堂なり
- 耶蘇教堂 城内西街に在りノンリスト教にして清國人教徒の會堂なり

山海關の勝區稱して桃園八勝とも云ふべく歟

洞孔窓天 三道關内に石洞あり懸陽洞と云ふ洞深さ七丈中に佛像を安置す樓閣あり其上數十人を座すべし樓下の左兩洞を穿ちて山後に通ず又小洞上に二孔あり天光を窓ふべし故に懸陽と云ふ附近亦奇勝多し城内を距る東北十五清里

瑞應塔口 角山の頂にあり旭日將さに海面を披かんとする時紅蓮の火に登るが如く奇觀云ふべからず因て此稱あり

山守晴雨 角山寺畔の當霧聚散時ならず半は雨となり半は晴となる其山下雨となつて雲霧に捲はるゝの時山上に立ちて之を仰めば眼下の經綴たる雲霧は天牛の日光に映じて宛がら人をして羽化登仙の思ひあらしむ

海草風情 寒海城(第一砲臺)附近に一棟あり天靜かに風飲まるの時樓に登て遙かに海上を望めば時中國がに山東の登州を認むるを得べし故に此地山東寒海州に屬し砲臺を構して寒海城と云ふとなり此標今廢す

姜女墳 姜女墳は一小島にして其頂端かに海面に現はる冬季水枯すれば人得て行くべからず爲めに群雁陣を爲して鳥を掩ふに至る塚を距る東方十五清里

屏峯春岱 二郎廟後に在り群峯重疊して四圍を繞り袴かも林風を樹つるが如し群深く日麗かに紫翠映する時景物狀可からず名けて圓春山と云ふ城の西北六清里に在り

五泉秋色 五泉庵中楓樹多し秋葉の時に至れば萬々錦を觀へし蒼松其間に點綴して庵は紅綠の中に搖成するの觀あり城を距る西方十五清里

懸崖飛瀑 懸陽洞の南にあり斷崖絶壁の處水落ちて瀑となり飛沫四散す高さ四十丈水深して池を爲す深さ五尺夏時の納涼に適せり

萬里長城 第一砲臺の下老龍頭より起り山海關城と相連りて角山の頭を據ち右方に迂折して三道關並に九門口に連り是より更に北走す二千餘年前の大土工は風雲し雨露して返て幾多の歴史を印し坐に人をして當年の雄圖を偲ばしじ其勁拔なる山河の形勝雄大なる大陸の規模共に是れ意料の外に在り試みに山嶺より漠北の野を一望すれば其天高く雲濃れ雲氣莽々として來るべし

所古を撫し今を思ひ低徊去る能はざらしむる者あり

始ら始皇築城をして長城を築かしむ即ち山海關北方六十清里の錦子山より別れて南に延び海岸に至る者なり故に此附近は始皇の長城にもらずして燐帝の長城と稱するを通常とすと云へり其後明の徐達水平の境を修築し又宏治年間劉遠巡撫洪鑑は自ら山海關より居庸關に抵る二百七十餘所の邊牆を築き次で隆慶年間將軍譚論等居庸關より山海關に至るの間數蓋三千を築くと云ふ乃ち燐帝以來歷代の帝王皆之を修築せし者と云ふべし

海水浴場 國城の南門を出づれば一帯の地殆んど白砂楊柳とも稱すべく青松又其間に點在して頗る北清の富庶たる景物に似す第一砲臺より石河の溝に注ぐ所約一哩半の間は水淺く波靜かにして南に面し涼風を受け海水極めて澄澈するを以て夏時の浴場に適し京津間より来る内外遊客の客甚だ多し

第五節 人情風俗及言語の一斑

自ら薪水の勢を取る民度は一般に京津に比して低しと雖とも外國軍の駐留以来多少文化の傾向を來し外國語又は新式の學術を研究せんとする意望を抱くに至れり官吏の威力は極めて大にして人民威

服し訴訟事件の如きも不滿を抱きつゝ之を忍びて訴へず若し出訴する者ゐるも専業は之を戒めて兩者を和解せしむる風あり外國人に對しては戰亂後一般に遺恨と恐怖とを抱き居るも其の文化の邊に及ばざる事を自覺し居れり本邦人に對しては所謂同文同種なるを以て専ら同國人たるの觀念を有し日露戰役後は一層敬慕の念を増せしが如し宗教は儒佛釋教最も多く回教信者之に次ぎ基督教はメソダスト及び加特力教徒各一百名内外あり其他冠婚喪祭年中行事等多少の差異ありと雖ども先づ北京を通じて大同小異と云ふを得べし言語は京語を離るゝ事遠きに拘はらず天津に比し事々正確なうと云ふ其城内に至ては殆んど北京と異る所なけれども只口音の餘音重くして長く北京の清なるに及ばず其西方の村落は古音甚多くして餘音重く且つ濁音を交ゆ北方の村落は喉音多くして濁音更に多し東方は錦州に至るまで山海關と略ば同じ而して北京音に比し僅かに變する者は天津と同じくシ書はス皆にチ音ハツ音に變するの差あるのみ

第六節 交通及物資

山海關に於ける交通機關は鐵道を以て主と爲す又各準簡便かに馬車の交通あるも多くは外來にして

奉天、吉林、直隸等の各地と直接取引の機關と爲すに過ぎず鐵道開通以前に在ては車輛駕四は最も必要な輸送機關なりしも近年は次第に減少して城内及び海東海附近に在る所の大馬車を併せて百八十輛内外とす而して馬、驥、驥の類も亦二百輛を出でヤクヤンクは機かに六隻ありて貨物との間を交通せり

物資も亦其地勢南方渤海に瀕し北方山岳を負ひ耕地僅少にして且つ土質瘠薄なれば產出極めて少なく土民の糧食の如きも常に他地方の補給を受け居れり

第七節 商業

山海關は其位置東は營口奉天より西は通州並に京津に至る中間を占むる地勢險惡なる爲め天然的に物資集散の區域を制限せられ加ふるに往時は長城を築きて關門を嚴に以て内外の交通を遮断し近時に於ても關門税を徵課する事常に基地を消滅ならしむるを以て商況の不振を免かる可らず故に其規模は關外の錦州に及ばざる事遠し

第八節 農業

農作は耕地、菜園の二種とす耕地は高粱、粟を以て主と爲し他の穀類を耕作す別に水利の法と講せ

や故に降雨の多少に依りて其收穫一様ならず菜園は白菜、薺、葱を以て主と爲し他の野菜を培養す。菜
蔬は灌漑の必要あるを以て井水若くは湖水を蓄へ其勢力の過半は灌漑にあり肥料は大糞、土糞、糞
糞、油糞の四種にして種地菜園共に之を用ふ大糞とは人糞にして肥料中最も良の者とす製法は之を天
日に曝らし其蒸熱するを俟て之を粉碎し肥料若干を混和して用ふ（此製法は北清一帶皆一様なるが
如し現に天津の如きは其近郊は幾多の肥料製造者ありて之を他地方の農家に販賣す故に天津附近の
散策には惡臭糞を衝き殆んど怖ひべからざる者あり）土糞は灰又は塵埃其他の汚穢物を混合し之を
天日に曝して作る底糞は亦前二者と同一の製法とす今其培養法の一例を記さん

高粱は春晚種地を耕し肥料を散布し清明前後に於て種子を下し少量の土を掩ひ發芽一二寸の時更に
之を耕して根土を軟がならしめ白露の節に至れば收穫す

粟 亦高粱に同じ只發芽の時齊雨なく發生せざれば豆類を蒔きて之を補ふ

大麥 二月中旬播種し六月下旬之を收穫す而して再耕の後、白菜、薺、葱、又は蒜子、薺葉類を
播種す

稻 は純稻の二種あり共に水澆の地を宜しとす其耕作播種の方法は高粱に同じ

小麦 十月中旬種子を蒔き苗芽三四寸に至りて冬季となり其葉枯るゝも翌春再び發生し六月上旬
收穫す之を春麥と云ふ更に七月下旬を以て播種し十月初旬收穫す之を秋麥と云ふ

其他菜蔬類の栽培等は京津地方に比し大差なしに似たり

第九節 家畜家禽

山海關地方に於ける家畜家禽は飼を除くの外總て他地方より輸入するものにして產出少なく繁殖の
方法も概して碑し今之を略記せんに

馬 は年々秋季に庫倫及び張家口より輸入する者にして當地の產出は約五十頭に過ぎず多く野外
に於て人の監督なく天然に交尾して產出したる者なれば發育不完全にして乘馬に使用するを得ず產
馬は二年にして去勢するを例とす其方法は木製の鉄にて背蓋を夾み強く打ちて其動線を切断す此時
背蓋崩起するも並化數回の馬を爲し運動せしむ其善良なる者は調教して乘馬と爲す

牛・猪・驥・驥 は其產出一年に三十頭に過ぎず他は皆吉林地方より輸入し耕作若くば騎乘用とす
は一年に約三百頭の產出あり耕作に使用す

は山羊綿羊の二種あり大約三千頭を產出すと雖とも未だ需要に足らず年々他地方より輸入す
豚 は其產額最も多く大約五六萬に下らず其種の方法は春秋二季其母猪に公猪（男豚）を配せしむ
斯くて二個月の後には十頭以上二十頭を產出す此小豚は後に母猪公猪と爲すべく者を除いて他は皆

其生後一個月半にして之を去勢す其方法は小公猪は小刀を以て腎臓を折り導丸を抜く又小母猪は小刀にて左の下脇を破りて内より小腸子(喇叭管)を抜き小鉄にて之を切る別に治療を要せざるなり創處は自然に癒合す去勢は其肉を肥大ならしむる者にして約七八個月の後に至りて之を屠る

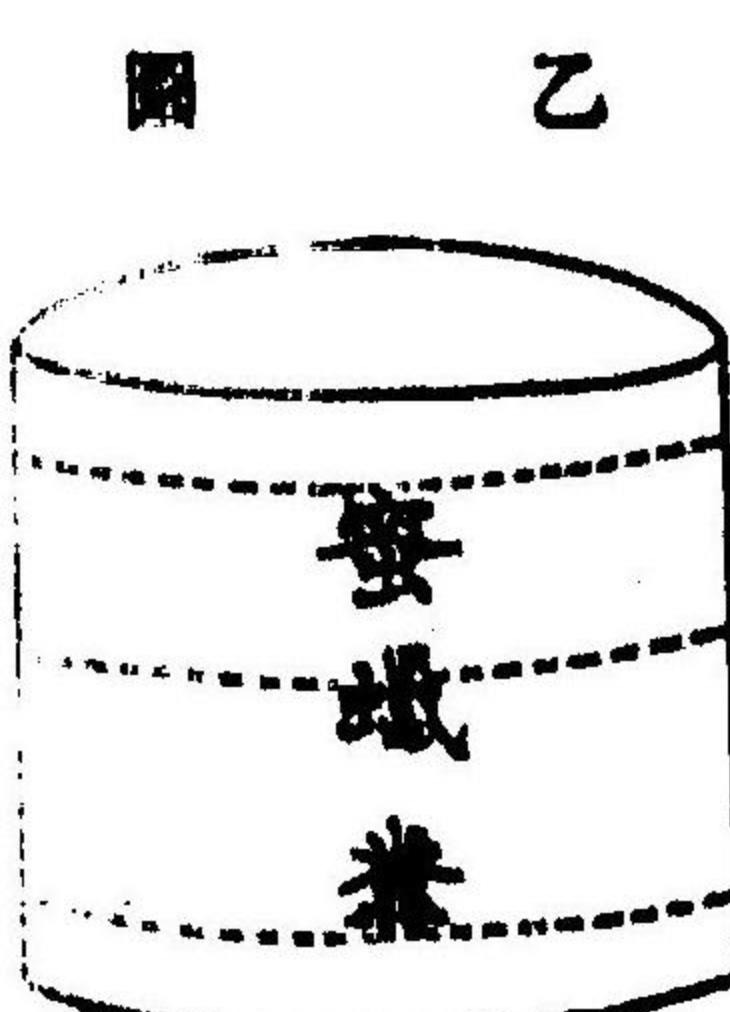
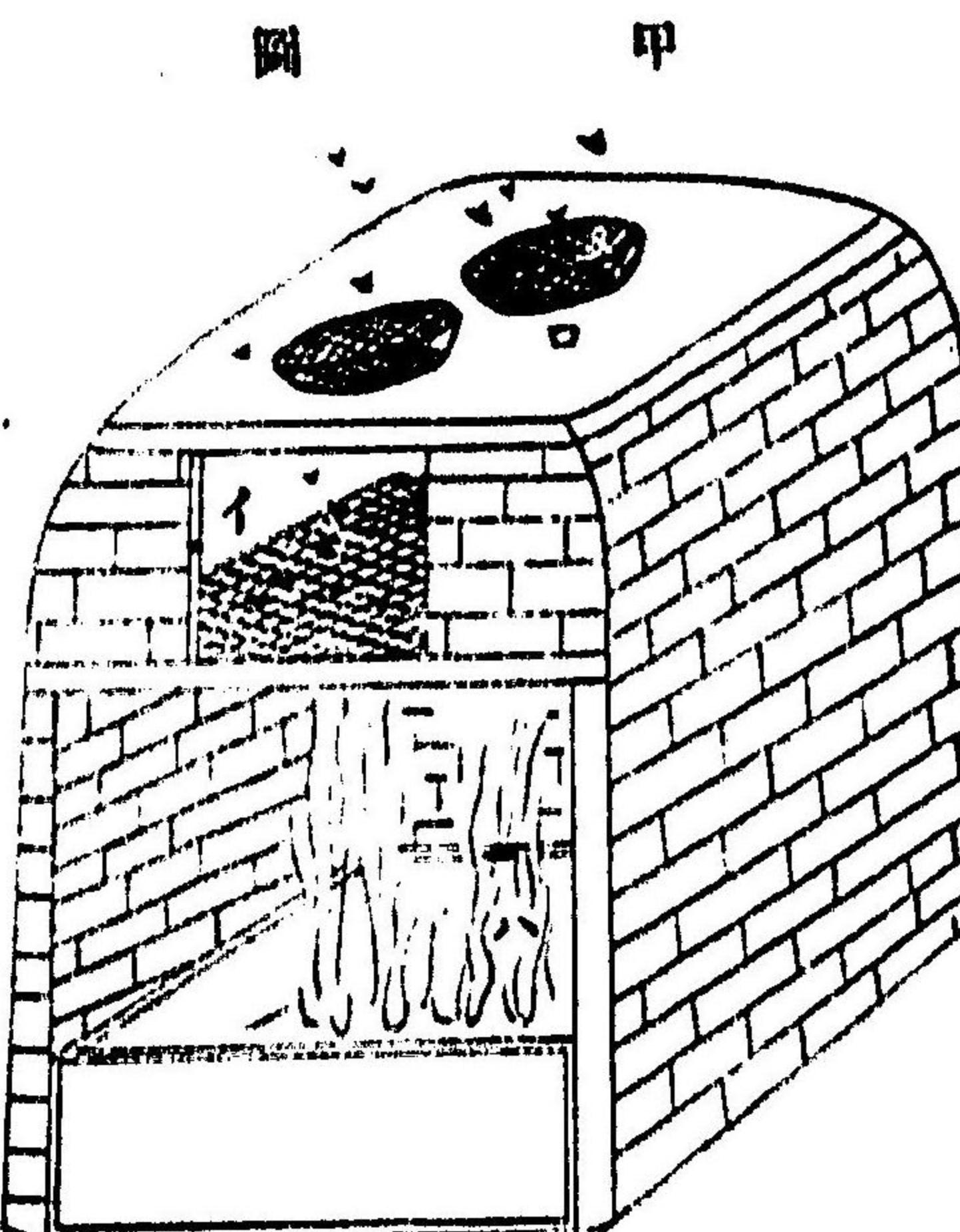
鶏は一年の産額約四五萬羽ありて過半は東三省に輸送す農家は多く之を飼養せり其目的は卵を得ると其肉を賣るに在り孵化法に二種あり一は母鶏自ら之を孵し一は雛鶏とて人工孵化の法なり母鶏の孵化は二三十個の卵を籠に入れ凡そ五日間を経たる後微温水を以て卵の外皮を洗ひ元の如く母鶏に抱かしむ斯する第四回二十一日に於て孵化す人工法に至れば一回に二千個を孵化する事あり春夏の頃を以て好時期とし三四回孵化す其方法は屋内に低き土炕を作り其上に約四斗入の缸六個を置き其内に稻糠を容れ之に卵を並置す又更に糠を置きて卵を並べ六七層にして一個の缸に五百を容れ五個の缸に二千を容るべし而して他の一個の缸は豫備と爲す斯くて其炕下に逆反の火を焚き每次微に之を温む而して豫備の缸にも亦糠を入れ他の缸の卵を上より漸次に豫備の缸に入れ上下を交換す是れ其温度を平均ならしむるが爲めにして一日數回之を行ひ又五日目に一回之を取り出して微温湯を以て其外皮を洗ふ二十八日にして静かに其卵を破りて糠を出すと云々

養鶏は一年大約四萬圓の收入あり其飼養法は極めて幼稚にして春蠶を養ひ夏蠶を養はず

蜜蜂は石門寧の山家に產す北京に輸出する一物産なり其飼養法は始め煉瓦を以て圓の如き蜂窩

を作り蜂王即ち雌蜂及雄蜂を(イ)の所に入れ(ロ)の器に春飯を盛り置く斯くて雄蜂は各其(ロ)の所

蜜蜂の窩



飯を取りて蜂王に供し己れも之を食す數日にして雄蜂は隨意に窩を出でゝ數多の雄蜂を伴ひ來り皆(イ)に宿せしむ飯月の後雄蜂漸次増加したる時其春飯を容れたる(ロ)の器を取り去る是に於て各雄蜂は諸處より蜜を集め來り北巣と共に(ハ)に墮れ落す即ち(イ)と(ハ)との間は絶縁なればなり秋に

割りて之を取り鍋にて之を焼り蜜と糞とを分つ事國の如し秋季より再び(ロ)に春飯を給し冬期を経過して春季より夏季に至り又々蜜を遊び来る

第十節 氣候

氣候は概して佳良にして盛夏最高三十五度左右は攝氏零點下十八度を超えたる事なし而して雨量は一般に少く大氣は常に乾燥す時々強風あるも京津の如く甚しく砂塵を飛散せしむる事なし

第二章 秦皇島

第一節 海陸一般の状態

秦皇島は北緯三十九度九分東經一百十九度六分二厘に位し關内外鐵道の湯河停車場より分岐して二哩半の鐵道を連絡せしめ開平礦務局の經營に屬する築港の所在地と爲す其地勢は海岸線より僅かに突出して小半島形を爲したる岩石質の丘崗たり二條の棧橋は鐵道より連結して恰かも鱗牛角狀を爲し海上に突出する冬季の不凍港たる天賦を利用して之を經營せり埠頭以外は砂質にして海岸より六哩の間は樹木を生せず列國の兵營と支那市街とは海岸に接して均しく此砂上に築圍せり半島の岩石は

礦務局に於て之を破壊し以て棧橋工事並に海岸埋立の材料に供し益々將來の發展を圖れり

海岸は十二月上旬より水結し小舟の出入を杜絶し三月上旬に至りて解氷す然れども棧橋附近は氷結せず時々薄氷を結ぶ事あるも大船は之を破壊して寄港するを得べし

南山角に燈臺あり又棧橋の兩端に紅綠の燈火を點じて船舶の出入に便にせり船上には信號機ありて船舶との通信を爲す

大棧橋は長さ千八百六十呎、幅六十呎水面十十七呎あり小棧橋は長さ三百五十呎幅三十呎水面十五呎あり共に橋上に鐵道を布設して秦皇島鐵道に連絡せしめ以て貨物の運搬に便にす

潮汐干満の差は平均二尺三寸五分にして風向の多數なるは南風とす

此港鐵道の起因は北清事變の際列國の公使海軍將校會議に於て上陸地點を設置すべしとの決議により列國の費用を以て一千九百一年五月之を完成せり其後支那土木會社は永久的の構造を爲し鐵道棧橋を改造せん事を出願して其許可を得たり然れども該會社は財政困難なりしに依り更に其起工權を英

清會社に轉じ今日の礦務局が經營完成する所となりたり
通商の狀態は唐山の石炭輸出を以て主眼とし又唐山にて製造するセメント煉瓦の輸出に在れども直隸省内に於ける唯一の不凍港たるを以て各季間北清一帶の輸送を獨占して益々發展すべき運命を有せり

第二節 市街及官術

支那市街は丘岡の西北方に在り築港の完成以來商人の移住するもの多く現今三百戸に達す總て粗造家屋にして市街の觀を呈せ乍冬季のみ繁榮して夏季は常に衰ふ故に定住の富商なく主として出張店の集合せる者なり

官術としては巡警局ありて八十名の巡警駐在し警察事務を處理し各國軍隊との交渉に任ず各國軍隊は日、英、佛、獨の陸兵及び佛國の海兵ありて海岸なる沙上の兵營に駐屯す

税關は丘岡の中腹に在り天津海關の出張所にして輸入の海關事務を取扱ふレストハウスは税關の附近に在り西洋人の經營なれども極めて小規模の家屋にて船客の宿泊に充つ

丘岡の東西に向阿羅民會社の建物あり人員約二千人を容る是れトランスバール金礦局に出稼する支那苦力の宿舎なり

泰銀島に於ける内外在住者の人口は現今千五百九十九人とす

第三節 寄港料其他の規定

當港に於ては船舶の貨物積卸等に對して使用料手數料を要し比較的多額の費用を徴收され極めて繁

難なれども冬季は已むを得ずして寄港し夏季は漸次減少する傾向あり

料金及一般の規則 船舶は棧橋側に碇泊し其所定の料金を支拂ひ貨物の積卸を爲す者とす

一、棧橋に於ける最少量の水深は左の如し

棧橋近傍

第一碇泊所

十六呎

同

第二碇泊所

十六呎

防波堤側

第三碇泊所

十四呎

同 同

第四碇泊所

十六呎

二、棧橋使用料

第一、普通貨物を積卸する船舶は

二百七十五呎以下

百二十兩

一、石炭を積卸する船舶

三百呎以下

八十兩

三百呎以上

百兩

一、船客を乗降する爲め碇泊する船舶

二百七十五呎以下

百二十兩

一、碇泊所以外に於て碇泊したる船舶にして乗客を舟船にて上陸或は乗船せしむる場合には二十五名の旅客毎に(該數以下に係らず)二十五兩の桟橋料を前納する者とす

一、三日以上桟橋に碇泊する船舶は第四日目に四十兩を第五日目以上は一日毎に五十兩を其日の先不定に係らず増課する者とす

三、船舶の代辨

一、會社は船舶の依頼に應じ其入港及出港に關し一汽船毎に二十五兩の手数料を以て税關の代辨を爲す

四、貨物の積卸料

一、船舶及汽車間に貨物を積卸する時は普通の粗包一個に付三カンダリン(我三層に當る)を要求す

五、起重機使用料(積卸料を除く)

一噸乃至二噸	五兩
二噸乃至三噸	八兩
三噸乃至四噸	十二兩
四噸乃至五噸	二十兩
五噸乃至六噸	三十兩
六噸乃至七噸	四十兩
七噸乃至八噸	五十兩
八噸乃至九噸	六十兩
九噸乃至十二噸	八十兩
十二噸乃至十五噸	一百兩

- 一、多數の重載品ある時は特に協約する事を得
- 一、特別の場合にあらざれば夜間起重機を使用せず

六、船舶に対する規則

- 一、船舶は凡て生命財産の危険及費用は一切自己の責任を以て桟橋附近に碇泊する者とす
- 二、船舶入港したる時は「ツツ」(信號所)の橋頭より各船舶の國旗に対する信號を得て桟橋

及波除場附近に航進し来る者とす若し必要の場合は上海税關にて使用せらるゝ光船の係號數を船底の下部に掲げ此に對して「フック」と「旗」を以て碇泊所の指定を爲す若し汽船夜間に入港し棧橋附近或は碇泊所に來らんとする時は長旗或は短旗の光船を以て係號とすべし「フック」は之に依りて三水平線の白燈を以て其碇泊所を示す

三、税務局は船舶の碇泊に對する保證を爲さず故に棧橋の他に占領されたる場合には船貨の積卸に付ては各自其順に從ふ者とす而して總ての場合に於て先取者は棧橋又は特別の契約ある者に限る者とす

四、船舶は碇泊所に入りたる時は直ちに錨を船内に收入るべし

五、船舶は棧橋及碇泊所より出港或は入港せんとする時は會社は之に對し便宜を與へ得ると

雖ども其賃借に就ては責任なき者とす

六、船舶は入港或は出港碇泊中に損害を受けたる場合は船舶自ら其責に任す

七、船舶若し「ワーフ・スター」より他に停泊を要求せられたる時は其棧橋にあると碇泊所にあるとに拘らず直に之に應する者とす

八、船貨の積卸は凡て税務局の人夫によらざるべからず

九、船舶貨物の陳揚を要する場合は碇泊所に入ると否とに拘らず入港直ちに船貨の目録五通を要し第二日より特に五十兩を申受くる者とす

十、船舶貨物の陸上は繫留すると同時に之を開始しに出より日没に至る間毎日其終了に至るまで之を繼續する者とす(天候不良の時は此限りにあらず)船舶の都合に依り貨物の積卸を中止し或は阻滞する場合は初日(其日の一部なるを除せよ)には棧橋料以外四十兩の追加料を要し第二日より特に五十兩を申受くる者とす

十一、船舶は貨物の積卸を終りたる時は直ちに棧橋より退去する者とす

十二、凡ての船舶は棧橋に對する諸種の費用の責任を有する者とす

十三、灰及其他の汚穢物は埠頭附近に投棄す可らず若し必要ある場合は税務局に届出で船舶自己の費用を以て之れが所置を要求する者とす

十四、船主は棧橋に關して發行する各規則に從ふ者とす

要するに棧橋附近は其水深十四呎乃至十九呎なるを以て三千噸以下の汽船にても棧橋に附着せしむ事往々困難の場合なきにあらず只潮汐干満の差違かに三尺内外なると烈風激浪の少きとは共に便利とする所なり一般の汽船は會社所定の棧橋料を支拂ひて貨物を陸上げし又税關の検査を受く税關は會社を優越するの權能なく只連絡して徵稅するのみ船舶は棧橋以外より貨物の陳揚げを許さると棧橋に於ては會社の苦力を使用するの外他の苦力を使用する能はざるを以て甚だしき不便あり加

ふるに單に貨物の高價なるのみならず貨物の紛失破損等多く會社が運送保証の不確實なるは最も困難を感する所なり

第四節 氣 候

氣候氣温は北清一般の状態と大差なし最高温攝氏三十七度最低温攝氏零點下十六度にして冬に夏季は海水澄澈するを以て沿岸に通し外人の京津より旅に遊ぶ者多し只旅館の設備完全ならざるを遺憾とす

第五節 地方物資

資源地にあらずして冬期の通過地なり故に當地の最大宗とする石炭を除くの外は他の地方に輸出する者頗る微々たるものにして事る他地方の補給を仰がざる可らず故に特に記すべき者なし

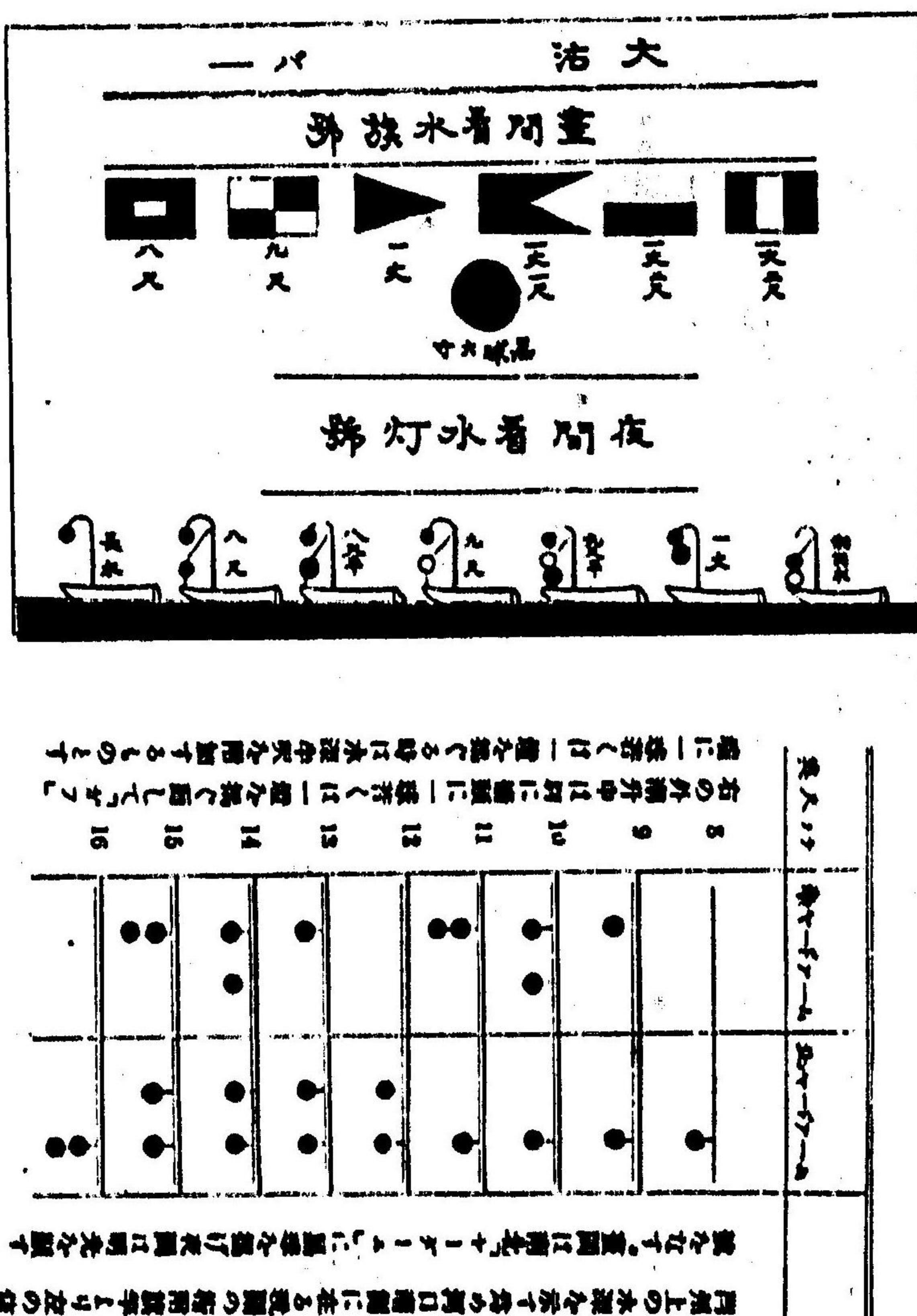
第六節 會社事業

清國開發の運命を指導したるは開平礦務局が其先駆にして因て以て國內外鐵道の建設を發し因て以て秦皇島の築港となる即ち開平礦務局の事業は當年的の李鴻章、唐景盛及び英人ヤングナーの經營せし所を述りたりと云ふ

附 溫泉寺の勝

溫泉寺は湯河停車場を以る約四里湯河の發源地にして茶盤山下に在り温泉の湧出するを以て其寺に名くさて獨逸人の此寺を利用し温泉場として之を經營せし者ありしが北客窓の焼失せる爲め目下之を停止す殘餘の客室あれども荒廢甚し温泉は二所より切出し石槽を設けて之れを四個所の浴場に引く泉質微温に過ぎて冬期の入浴に適せざるべし寺は乾隆時代の創設にして今甚だ衰へたれども尚往時の規模を偲ばしむる者あり

位置は背後に茶盤山を負ひて前面し全然山懷に包まれ居るを以て冬期と雖も頗る風日の妍を覺ゆべし前面の山根は峻険層々として突起し松樹は其間に叢生せり又沿道なる村家の縮落成は壇園の間に盛んに梨花、桃花、杏花、李花を培養し各處に林を爲す前齒の粉本に見るが如き楊柳も亦隨處に



煙を含みて立てり其温泉場と云はんよりは孰ろ春秋二期の遊覧地と謂ふを連帶とす沿河停車場には
駅車廻共に客の来るを待てり通路亦甚だ平坦にして中間には海陽鎮、小山營等の市街あり若し車
を疾駆せば一時間半にして速するを得べし

第三章 塗装及塗料の概況

第二節 埼玉概況

て便なり。

流速は最平潮時に一秒間一米突四十、中干潮時は一米突七、最高潮時に零米突四十なり。

白河々口は泥土堆積して淺瀬を形成するを以て大汽船は河口より遠隔したる海上に碇泊し人馬貨物はライター及び小蒸氣船に依りて乘船上陸を爲さる可らず。

停車場は船舶鐵路の連結點なるを以て一般の設備和整頓し其支線を校橋に導き起重機を以て荷物の便に供す元來此地は北清貿易の貨物集散場なれば太沽沖の交通期間は頗る繁榮を極じ

官衙は協太及知府の二衙門にして民政及巡警事務を掌る約二百名の廻署あり

氣候は海岸に接近するを以て夏季は稍涼にして冬季は稍寒氣著しきと覺ゆ平均最高溫攝氏三十八度にして最低溫は攝氏零點下十六度なり。

附近村落の大なる者は太沽とす太沽は之を兩別して東太沽西太沽と爲す共に白河の右岸に併列せり又是を東沽西沽と稱す戸數約四千人口二萬を有す住民は農商漁業等に從事し稍富裕の村落なり東沽の東海岸には歐洲人の戸數十戸人口三十人あり商工業を營み其大なる者はロンソンの創設せる鐵工場にして船舶の新造修理を爲す

北清事變後列國軍の駐屯せる有頃る多かりしが現今は漸次撤兵若くは減災して少數なる日本分遣隊の外には佛國の步兵二個中隊海兵若干獨逸の歩兵六十名あるのみ

第二節 深州概況

深州は其位從東經百十八度四十七分北緯三十八度四十四分深河の流域に屬し關內鐵道の線路に沿ひたる一市街にして北夜蛇に停車場あり又其北方には清國第二鐵の所在地なる永平府遷安縣かゝ之を遷安城と稱す其城を距る九十一哩山海關を距る五十六哩とす尚其附近の距離は左の如し

昌黎迄七十哩里 永平迄三十五哩里 楊亭縣迄七十哩里 開平迄九十哩里

天津迄三百六十哩里

交通は永平遷安を経て遼く熱河、深平に至る舟路の便あり其間を上下するジャンクの數三千四百隻に達し貨物の出入製鹽の輸送頗る隆盛なり

他の都會との交通は馬背若くは馬車にして深州城の内外並に停車場附近の車輛は六十四輛あり驢、驥、牛馬の數を合して三百十一頭を有す夏季は降雨の爲め道路泥濘にして交通困難なるも冬季は氷結するを以て反て容易なり戸數は内外城を通じて六百九十九戸人口四千八百二十六人あり
穀物の產出は極めて少量にして土地人民の食料に足らず高粱其他の雜穀類は多く滿洲及天津方面より輸入し専多量に產するは食鹽、石炭、落花生等にして食鹽は一萬斤石炭は九百萬斤を出すと云ふ
官衙は鹽務總局、知縣衙門、工部稅關、稅務公司等あり

農務總局は鷹検、撫寧、昌黎、灤州、灤潤、遵安、の五縣深州及永平府管下の製鹽を掌り各府縣に分局を置く所謂長廣鹽場の一部にして其產額一千二三百萬斤に達す之を一府五縣一州に運銷する外深河の流域に依りて熱河に通り又京津に輸入す政府の收入は約二萬三千兩なりといふ
知縣衙門は深州の司法行政一般の事を掌る

工部稅關は偏涼汗に在り深河を上下する船舶に對する稅關にして通州道臺に直屬す
稅關公司は深州城内に在りて管内の漕造稅、鴉片稅の徵收に任じ直隸總督に直屬す
氣候は寒暑共に強く最高溫は六月下旬より七月下旬に亘り常に攝氏二十五度を上下し時に三十九度に昇進する事あり九月初旬より漸次冷氣を増し二十度を下し十一月に入りて十度内外となり下旬には零度以下に降り一二月は全く零度以下にあり北最低は零點下十六七度に及び河水の厚さ三尺餘に達す
降雨は概して少なく七八月二ヶ月間の雨期には河水氾濫し道路泥淖にして交通を斷つに至る
附近の村落は農產物少なく土民の十中の四は滿洲に出稼して其生計を立つるが如し工業は近來止發銳に一棟の燐寸製造所を建築したるを見る
此地も亦北清事變後日本の分遣隊駐屯せしが三十九年未撤去したり

第三節 昌黎の概況

昌黎は東經百十九度十九分北緯三十九度四十三分に位し關内外鐵道に沿ひ一市街にして停車場あり深州停車場を距る東方十七哩又附近の距離は左の如し

山海關十五郊里 水平府九郊里半 深州九郊里 樂亭縣十一郊里 撫寧縣六郊里半

國交通は鐵道の外塘沽及秦皇島より汽船便あり又附近の都會には馬車若くは馬車便あり當地には馬車百五十輛馬匹數四百餘頭あり又各沿道にある車輛馬匹も使用せらる
冬季は冰結して交通頻繁なれども夏季は降雨の爲め交通殆んど杜絶す物資運搬の爲め使用すべき馬車は縣内を通じて四千四五百輛馬匹各種約八千内外あり

戶數は城の内外を通じて一千二百六十戸人口一萬一千百六十二人なりと云ふ

物資は全縣下八百八十村を通じ雜穀物の產額合計四十四萬石に達す大約平均一村の收穫は左の如し
高粱三百石 穀七十石 黑豆及大豆五十石 粟五十石 大麥及小麥十石 雜穀六十石
合計 五百石
雜穀とは黍、小豆、白豆、蕎麥、玉黍、米、稻米等を意味す而して此產額は皆住民の食料となり不足の時は錦州地方より輸入す

野菜類は、白菜、蕪、人參、甘草等にして其若干は他地方にも輸出す
果物は昌黎の一特産物として北方北山と稱する一の山地渓谷より產出す其一年の收穫高は次の如

し

梨 五十萬斤 林檎 五萬斤 杏 三萬斤 葡萄 六萬斤 柿 二萬斤
桃 一萬斤

以上の產物は或は昌黎に集り又は直接各地に輸出す毎月六回市場を設けて盛んに之を販賣せり而して北販路は京津並に營口、奉天、旅順等より南方遙かに上海まで輸出せらる

宮衙は四個あり知縣衙門は司法行政一切の事を掌り把總衙門は主として犯罪者に関する事項を司り典獄衙門は罪人を管理す東西儒學衙門に科舉時代の考試場なりしも科舉廢止の後は例月三回人民を集めて新聞卯項並に新說法案等を説明し一般人民の智識啓發の所と爲す

兵營は知縣に屬する巡警營房及び直隸總督に屬する軍軍營房二個あり又鐵路巡警十名を停車場に配置す

氣候は七八月に於て暑氣最も烈く一二月に於て寒氣最も強し夏期は濕潤にして其他は既して乾燥す降雨期節の狀況亦北清各地と大差なし

外國人の施設としては耶蘇教布教の米國人あり東關外に宏壯なる邸宅會堂病院を建築し四名の實收

師盛に布教に從事す又男女二名の醫師をして布教と共に土民の病苦を診断施療す又學堂をも開設し男女各二十名の生徒あり彼等は皆永久居住の決心を以て業務に専心し牧師、醫師、皆土語に巧なり附近の村落は概して農業に從事し商業に從ふ者は百人に對する四人の比例なり

城郭は海に沿ひ山を負ふ景勝の地に建築され規模大ならずと雖とも一見整然たる市街なり此地は府の轉退之が搖籃の地にして城内に祠宇あり今尚之を祀る其邊無病側に住し退之の遺墨を刻して之を讀きて生計に資す

此地にも亦北清事變後日本分道取れりしが三十九年宋引上げたり

第四章 河川及道路

第一節 北塘河

北塘河は其源一は萬里長城なる羅文關附近に發する乾河にして遼化州を経て果河沿に於て果河を合せ瀋州より白龍港に至る者と一は將軍關附近に發する濁河にして平谷縣にて朱龍河を合せ鴨河となり鶻逕となり更に八門城にて寶坻附近に流るゝ鴨邱河を合せ又窓口に於て遼河と會し廣淵河となり澇河及白河に通する澇河を源會して北塘より海に注ぐ其流域甚だ廣大にして

る處舟橋の便あり河口は汽船の出入を許さるも太沽港よりジャンクに移せば各流域に運轉するを得べし今漢沽北塘間に於ける價値を述べんに

河幅は漢沽に於て約百四五十米突北塘に於て約二百米突を有し水深は漢沽の下流に於て二十呎北塘に於て三十呎乃至五十呎を有す

流速は河口より漢沽の上流まで潮汐の干満あるを以て一定せざるも干潮には概ね五十哩知にして兩期水位を増すも舟筏の通行を妨げず

河岸の状態は西岸一帯曠漠たる原野にして地味鹽分多く耕作に適せず且地面と水面の差極めて少なきを以て風位と潮汐の關係上河水少しく漲落すれば直ちに河外に氾濫し兩岸は平地一帯の浸水を免れず又護岸工事等隨處に附するを以て流線位置常に變更す

船舶の種類は貨船低形にして大は長さ約二十米突幅五米突小は長さ五米突幅一米突五十にして北塘附近には約四五五百隻を使用せり速力は順風に駆走せば一時間三十哩以上五十哩を航すべし無風の時は三四哩に過ぎず通行は帆船なり

村落の状況は北塘河の右岸に北塘あり漢沽より蘆薈に通する本道にして戸數約三千戸あり土民の多くは漁夫、農夫、若くば船夫にして又小數の商佔あり左岸には前後遡風噴あり戸數共に約百戸北塘と前遡風噴間に渡場あり本道は此より河の左岸に移り青坨(戸數約四百)、巾頭沽(戸數約六百)を経多し

第二節 漢 河

て營城庄(戸數約五百)に於て河岸に接近し此より塞上(戸數約百)、鐵坨(戸數約五百)を経て漢沽(戸數約百)に至る同地北方約千米突に漢沽停車場あり又漢沽の西方約四百米突に鐵道橋あり物資は漢沽附近に政府の製鹽場あるのみ他は見るに足らず北塘、巾頭沽邊には漁夫多く鮮魚の產出多し

漢河は源を内蒙古に發し金釣屯漢平に於て諸川を合し承御、興城鎮にて更に幾多の小川流れるを得べしと雖ども一定せず北支流たる武烈河は承德まで通過するも他の小流は水運稀なり河口には漫灘あり海岸は遠淺にして汽船を容れざるも潮汐を利用してせばジャンクの出入自由なり汽船は河口より十二三哩の沖合に碇泊するを以て直にジャンクに移すが若くば秦皇島に近れば容易に他の物資を漢河に入るを得べし現今は鐵道の交通あるを以て河口を出入する船舶極めて少數にして専ら

河床深平均を上下するのみ

通安より承德に至る道路は遼河々谷に沿ひて狹窄せる深洞を過ぎ其間水運あるを以て道路は甚振
嚴を顧みず故に甚だ険惡にして車輶の通行にも亦頗る困難なり遼州より此水運を利用して蒙古方面
に輸入する物資は極めて隆盛にして其船舶二千八百隻の多きに達す蒙古に通する鐵道の完成せざる
以上は此水利は蒙古經營上最も必要とす

河床幅は水平附近より柏店子迄は土地平坦なるを以て千五百米突乃至二千米突を有し下流遼州に至
る間は兩岸山地なるを以て天然の堤防を形成し河床幅大に據じ最も狭きは百米突に過ぎず鐵道附近
は更に擴大にして倉里庄に至る間は千米突乃至二千五百米突となり倉軍に至れば著しく減少して二
百米突乃至三百米突と爲る此地以前約二里の間河床増深し兩岸は自然の堤防となす信庄に至れば兩
岸とも一段廣闊なる砂原となり河床幅千米突以上に至る亦幾附近も亦同一にして小佛林に至ては二
千米突以上を有す

河幅は水平府、柏店子間百米突乃至二百米突にして下流は八十米突乃至百米突あり鐵橋附近より漸
々擴大す

鐵橋巖山橋間 七十米突乃至百米突

巖山橋倉里街間

百米突乃至百五十米突

幹砂子下流 六百米突乃至八百米突

倉里街より倉軍庄に至る間六百釐稍其幅を増し二百米突乃至三百米突あり倉軍庄に至て邊かに
其幅を減じ百米突内外となり信庄に至て又百米突乃至二百米突となる亦僅附近は百五十米突二百米
突小佛林及慈水溝に至れば又百米突乃至百五十米突なり河流は到る處數流に分岐し從て河幅大と
なり水深減少す平均此の分流する部分は二古驛に一個所あり上記の河幅は三四月の最深水期を示せ
し者にして他の季節は常に之より増加す殊に雨期は増水甚しく河床漫漫し村落を沈没す

あり又流砂の爲め往々水路を變更すと云ふ

水深は永平府より鐵橋に至る間一米突二十乃至一米突六十にして數條に分流する所は其水淺し崩山
して激突する所は淵を爲して深さ數尋に達す偏涼汀行在所下の如き是れなり鐵橋倉軍庄間は水
深は一米突二十乃至一米突八十あり只鐵辛庄の南方二千米突地點より右岸に沿ひて約千米突間は
水深三米突に達す遼州城壁の正東渡船場の上流三百米突の地點に水深六十現知を越えざる徒涉場あ
り船底河床と相摩す亦僅に至れば河幅水深共に増加し水深四米突五十乃至五米突に及ぶ小佛林附近
鐵橋下流は水深平均三米突五十に達す慈水溝なる海口は流砂の爲め非常に淺く干涸に一米突二十乃
至一米突五十にしてジャングと雖ども溝渠を利用して入河するを例とす以上は皆最深水時の調査と
す

水平府鐵橋間 平均六十理知乃至八十理知

鐵橋會軍庄間 同 六十理知乃至七十理知

會軍庄河口間 同 六十理知以下

數條に分流する部分は流速一米突に達する所あり

増水には一米突内外若くば一米突以上に達す

河底は水平巖山間は所謂石礫質にして拳大若くば其れ以下の石礫小砂より成り或は泥土を混ゆる部分あり巖山より河口までは砂質とす但し會軍庄より信庄に至る間は兩岸及び河床河底とも泥土を混する所多し

潮汐の干満は河水に影響する事由河の如く大ならず大湖小湖の差に由りて一樣ならざるも河口より上流まで二千米突乃至四千米突に影響し河口は八十理知乃至二米突弱の水深を増減す

河岸は水平より左岸石梯子に至る間烟地にして深州鐵橋に至る間山地とす右岸は柏店子迄砂地にして鐵橋迄山地とす此山地は兩岸緊迫して断續を爲す所少なからず減水期は辛ふじて其水深を通過し得るも増水期は通行杜絶す故に河床を變ずる事なし河岸は拳大の石礫度々に集積す鐵橋の下流巖山橋に至る間左岸は砂地及び烟地にして小部落あり右岸は深州より巖山迄小部落を點綴し戸數々百戸に及ぶ其下流岐辛庄に至る右岸は馬城 鐵まで村落と烟地との間に楊柳林を爲し一見大森林の如

し高さ十米突直徑四十理知あり岐辛庄より密里街に至る兩岸は烟地及砂地にして村落は皆河岸より二千米突を距る會軍以南約二里の間は兩岸高く山根を以て堤防と爲す小佛林に至る間は一古羅乃至二古羅每に小部落あり楊柳亦繁茂す此處水深最も大にして石各庄附近増水の際は左岸を崩壊し河床を變す現に明治二十八年の大洪水には戸數二千を有する石各庄を流亡せしめ現今僅かに二三十戸を剩すのみ葦水溝に至る間亦右岸に一古羅二古羅に小部落あり楊柳繁茂す兩岸は砂地にして河口の東方には十米突を有する砂質の高地綿亘して七里海の東側に連る葦水溝の上流約一里の地點より左岸一帯は五米突乃至十米突の砂質高地ありて河口に至る

舟筏は深州 水平 遷安 太平營 少富橋 永德を經て深平に至る長城口は殊に物資の集積地なり水平まで水路二十四里深州まで水路約九十里とす沿岸各地を來往する船舶の隻數は左の如し

水平深州間 約三百隻

偏涼汀巖山間 約二百五十隻

巖山岐辛庄間 約一百隻

岐辛庄會軍庄間 約百十隻

會軍庄 赤莊間 約百五十隻

葛水沽附近

約二十隻

總計九百三十隻にして此他濱河の支流たる清河、新開河中には四百内外の船舶を有すと云ふ濱河流域城全般に於ては約二千八百隻以上の船數を有すべし
船舶の速力は主として流速と風力に關係すと雖とも普通上航一日約四五里下航約十四五里とす水半河口間は上航四日乃至五日下航は一日半乃至二日濱州濱平間は上航十二日下航七八日と爲す然れども風位の順逆により速力に變化を來すは當然にして其場合の速力は概算する能はず
物資は上海、營口、芝罘、方面より雜貨を積載し來りて河口に入る例年五月以降毎月二三回にして復航には上流の石材木材(楊柳の類)果實類を積載して歸る又南洋より來る糧米等は鐵道に依りて洲に運搬し更に舟にて承轉其他の各地に分送す

第三節 天津塘沽間の道路

天津より塘沽に通ずる道路は白河の兩側に沿ひて二條あり一を太沽道路と云ひ其右岸に在り一を白塘街道と云ふ其左岸にあり

太沽道路は其幅七八米突の築地道にして兩側は兩期浸水して歩行大に困難なり之に反し平時は田園中を自在に通行し得て小部落に通ずる道路も概ね車馬を通す

白塘口より葛沽に至る凸道にして北幅六七米突あり白河は新庄より北方四千米突西北方向に迂回し南洋島頭に至り再び路線に併ぶ

葛沽より葛沽に至る間は平坦なる曠野にして路傍の村落は耕地ぞしく起れば飛塵頗る多し白河は東家庄より東北約一里に迂回し葛沽に至りて本道に會す此間沿岸に諸村落あり

葛沽新城間は築地道にして北幅六米突乃至七米突あり水田多く樹木繁茂し人家遍々に點在し又部落の小道あり

新城西沽間は黃家園に通する邊耕地村落相繼ぐも南開以東は茫茫たる鹽田若くは濕地にして雨水氾濫せば堤道上の外通行する能はず

北塘街道は白河に沿はず鉄道より約二千米突乃至五千米突を隔てゝ之と相平行し四道橋に至り岐れて二道となり一は北塘に至り一は塘沽に通ず天津より大直口を經て軍糧城に至る間は幅約八米突の築地道にして本道に沿ひて一二の寨村あり道路の兩側は荒蕪地にして雨水氾濫せば道外は通行する能はず萬興庄より陳林庄を経て蘆臺に通する道路あり又五道橋に於て陳家公より蘆臺に通する道路に合す軍糧城より四道橋に至る間も亦築地道にして左右は耕地村落を見ず四道橋東方の地是最も傾斜緩なる波状をなし之より東する者は北塘本道にして東南に通する者は塘沽道路なり新河に至る間は自然道にして縱横無數に車轍を印して其通路たるを示すのみ軍糧城新河間は全く無人の境

にして新河、塘沽間約一里は築堆道とす

第四節 塘沽、山海關の道路

塘沽より山海關に通する距離七十二弗里にして道路は地形によりて人工と自然の二種に大別せらる即ち塘沽、蘆臺間は築堆道にして蘆臺、山海關間は自然道とす駕輿は一米突五十乃至四米突にして偏僻の地方は僅かに一車輿を通するに過ぎず稍大なる回道にありては二車輿通せば便然面を通過し車輿の轉換を成る堅牢なる支那製車輿にあらざれば之を保持する事能はず塘沽、蘆臺間の如き低地は築堆道にして左右は雨期の浸水に任せ土人は交通断絶するも意に介せず其他は自然に形成せる道路にして交通の久しき雨水の爲め漸次陥落し雨期は河川に變じ時としては二米突餘りの深さを爲すに至る

本道を横斷する河川の大なるものは北塘河、甌河、濱河、飯馬河、洋河とす、北塘河、濱河は渡舟を以て往來し甌河、飯馬河、洋河は共に徒涉するを得べし今沿道の状態を記せば

塘沽、蘆臺間(九十八清里)

塘沽より新河を経て北塘より蘆臺に至る通路は雨期浸水地帶にして總て築堆道を爲し幅四米突高さ約一米突路面堅密なる良道なり然れども北塘、蘆臺間は兩側崩壊苦しく路線全く断絶する所

あり平時は其側地を往復し得るも雨期は通過する能はず

塘沽、北塘間は鐵道に沿ひ徒小徑(二十清里)なるも所々に小流ありて鐵道橋を通行せざる可らず

管城漢沽間は北塘河の左岸に沿ひ鐵道は其右岸に通す

蘆臺、豐臺間(五十五清里)

人工自然相半し蘆臺より寧河縣迄は稍良好にして築堆道の部分には下水溝あり其以北は不良なる車輿の通過を妨げず側地は畑地にして夏秋の候は高粱稻も大森林の如し

蘆臺、唐山間(八十八清里)

自然道にして殆んど道路形を爲さず土人は任意に路外を往來して道幅三十米突に及ぶ蘆臺より管城漢城に出て二道わゝ一は古蛇、獄西庄を經過するものにして一は東塘沽、管城子、管沽庄、張各庄、唐王子を経て新軍屯鎮に出て管城漢城に至る者なり此行程六十清里道路不良にして土人にもらざれば道を失ふ

唐山、古冶間(五十清里)

鐵道線に沿ふて其北方に通じ幅一米突五十乃至三米突の回道にして一般に不良なり多く路外の畠地を通行す

古治瀬州間(六十二哩半)

東庄を通ず鐵道の南側に出づ自然道なれども砂質を帶び比較的良好なり

遠州昌黎間(七十四哩半)

遠州石門間には北方の山麓より突出せる支脈あり道路は此支脈を経過する者と山麓を迂回する者と二條あり前者は遠河に沿ひて北行し鐵道橋の北側より渡舟を以て渡る大なる凹道を爲せり行程十二哩半後者は山麓を迂回する本道にして安山道鐵道の南側に通じ以て昌黎に至る遠州昌黎間は概して不良道なり

昌黎山海關間

砂質の平坦地に在りては好良なるも不齊地は不良なり昌黎より留守營に至る道路は鐵道の北側に沿ひ又南側に出で手頃處にて鐵道を離れ海岸に近接す白塔峯を過ぎ再び鐵道の北側に沿ひて山海關に至る

第五節 天津蘆臺間の道路

天津蘆臺間の道路は蘆臺范家庄間に於て低濕の地を通過し兩期屢々掩没する事あり其他は總て支障なし此道路は北構造及び沿道の状況に従ひ之を二分するを得べし一は天津、范家庄間に於て一は

范家庄蘆臺間とす

天津范家庄間は一定の道路を爲し四時交通頻繁なり路幅約四米突乃至六米突にして兩側に下水溝を設け兩期も尚地過するを得道路の兩側は概ね畑地にして主として高粱を播種す

范家庄蘆臺間の道路は殆んど一定せず従つて交通も亦頻繁ならず其道路形狀を爲すは部落の兩端一千米突乃至二千米突にして他は荒原若くば畑地を通過し道幅なく下水溝なく平時は通過容易なるも兩期は屢々掩没する事あり又處として人影を沒する底の蘆葦を生す

天津蘆臺間は土質堅固にして微風の時と雖ども砂塵高く揚りて咫尺を辨せず兩期は泥津深く車輶の通過困難にして遠く堵沾方面に迂路を探はざるべからず
沿道兩側は夏秋の候穀物類が遺生して屢々を缺くも冬季より初夏までは一望廣漠せる平野にして所二三千米突を隔てゝ所小なる漁村を點在す小舟車輶及び驢馬の類は多少交通の便を補助するも物質としては少許の高粱を成するのみ飲料水亦鹽味を帶びて良好ならず土民は一般に河水若くは海水を使用す

沿道の運河は兩期に於て舟楫の便至大なれども乾燥期は水量頗に減じ河底一般に高上し遠途自走ならず且つ泥津深くして徒涉困難なり

路道及川河

天津誌

明治四十二年九月二十日印刷
明治四十二年九月廿三日發行

清國駐屯軍司令部編纂

東京市日本橋區本町三丁目八番地

發行者 大橋新太郎
東京市小石川區久堅町百〇八番地

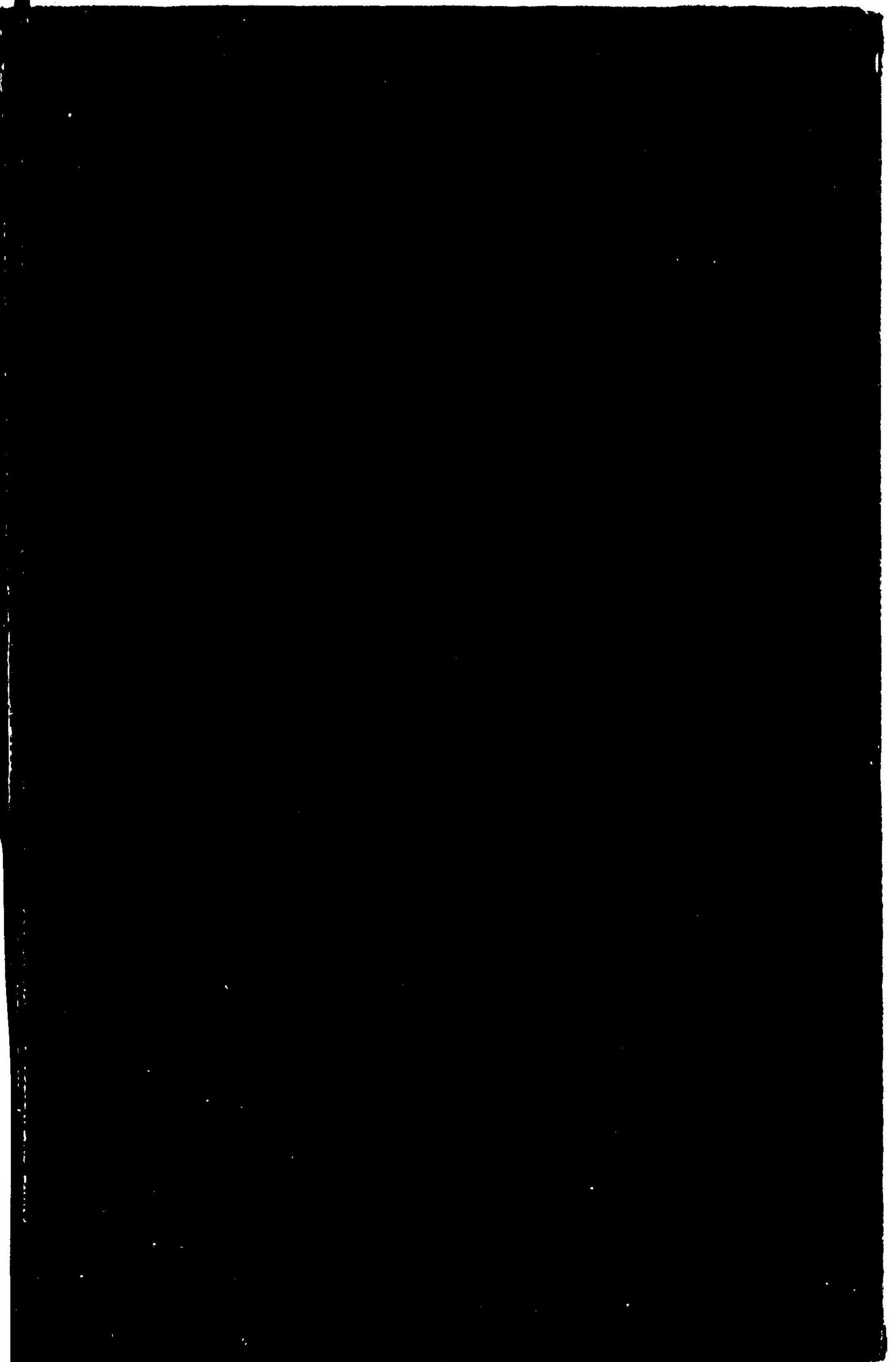
印刷者 市川七作
東京市小石川區久堅町百〇八番地

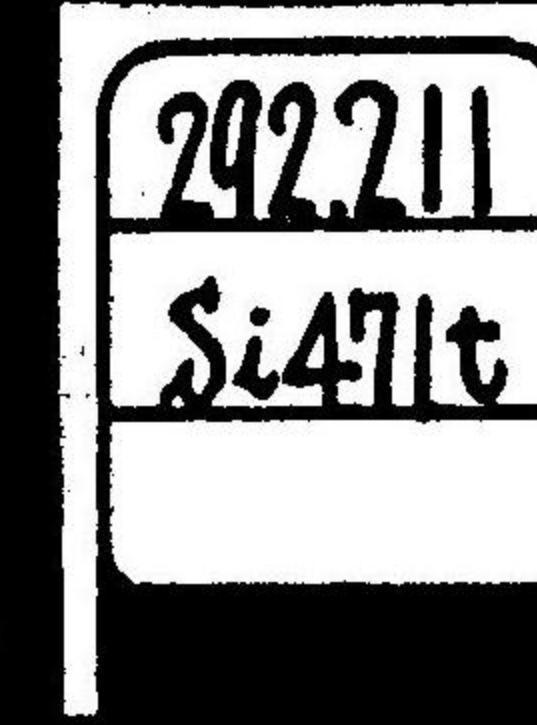
付奥跡津天
→←
銀拾五圓式金價定

發兌元 博文館
東京市日本橋區本町三丁目



+2 70-45





0 2 6 6 3 6 - 0 0 0 - 7

2 9 2 . 2 1 1 - S i 4 7 1 t

天津誌

清國駐屯軍司令部／編

M 4 2

A D D - 0 3 2 3

